令和８年度

秋田自動車道
和賀仙人トンネル東工事

特記仕様書

令和８年５月

東日本高速道路株式会社　東北支社
横手工事事務所

目次

１．工事概要 ・・・・・・・・・・・・ １
２．適用する共通仕様書 ・・・・・・・・・・・・ １
３．主任補助監督員及び補助監督員の権限 ・・・・・・・・・・・・ １
４．間接工事費の変更 ・・・・・・・・・・・・ １
５．材料調達に伴う変更 ・・・・・・・・・・・・ ３
６．カーボンニュートラル推進工事 ・・・・・・・・・・・・ ３
７．配置予定技術者について ・・・・・・・・・・・・ ４
８．工事用地等に関する事項 ・・・・・・・・・・・・ ４
９．自工区外盛土場に関する事項 ・・・・・・・・・・・・ ５
１０．関連施設その他との関係 ・・・・・・・・・・・・ ６
１１．工事用電力に関する事項 ・・・・・・・・・・・・ ８
１２．作業日及び作業期間に関する事項 ・・・・・・・・・・・・ ８
１３．完全週休２日工事 ・・・・・・・・・・・・ １０
１４．関連工事に関する事項 ・・・・・・・・・・・・ １１
１５．工事費構成内訳書及び工程表、履行報告に関する事項 ・・・・・・・・・・・・ １３
１６．工事用道路に関する事項 ・・・・・・・・・・・・ １４
１７．支給材料及び貸与品に関する事項 ・・・・・・・・・・・・ １６
１８．残存物件に関する事項 ・・・・・・・・・・・・ １７
１９．保安に関する事項 ・・・・・・・・・・・・ １８
２０．環境保全に関する事項 ・・・・・・・・・・・・ ２１
２１．再生資材の使用及び建設副産物の処理方法に関する事項・・・・・・・・・・・・ ２２
２２．部分使用に関する事項 ・・・・・・・・・・・・ ２４
２３．現場環境改善に関する事項 ・・・・・・・・・・・・ ２４
２４．道路構造物点検の実施 ・・・・・・・・・・・・ ２６
２５．三者協議会に関する事項 ・・・・・・・・・・・・ ２７
２６．設計変更ガイドラインの活用について ・・・・・・・・・・・・ ２７
２７．工事変更等検討会の設置について ・・・・・・・・・・・・ ２８
２８．工事細部に関する事項
２８－　１　施工計画書 ・・・・・・・・・・・・ ２９
２８－　２　土工 ・・・・・・・・・・・・ ２９
２８－　３　のり面工 ・・・・・・・・・・・・ ３０
２８－　４　用排水構造物工 ・・・・・・・・・・・・ ３４
２８－　５　コンクリート構造物工 ・・・・・・・・・・・・ ３７
２８－　６　トンネル工 ・・・・・・・・・・・・ ４０
２８－　７　敷砂利工及び簡易舗装工 ・・・・・・・・・・・・ ５５
２８－　８　コンクリートシール工 ・・・・・・・・・・・・ ５６
２８－　９　構造物等取壊し工 ・・・・・・・・・・・・ ５６
２８－１０　交通規制工 ・・・・・・・・・・・・ ５７
２８－１１　交通保安要員 ・・・・・・・・・・・・ ５８
２８－１２　基礎地盤改良工 ・・・・・・・・・・・・ ６０
２８－１３　沈砂池工 ・・・・・・・・・・・・ ６１
２８－１４　工事用道路整備工 ・・・・・・・・・・・・ ６２
２８－１５　土木シート工 ・・・・・・・・・・・・ ６３
２８－１６　擁壁工 ・・・・・・・・・・・・ ６３
２８－１７　土押え工 ・・・・・・・・・・・・ ６４
２８－１８　トンネル補助工法 ・・・・・・・・・・・・ ６５

２８－１９　避難連絡坑接続アンカー工　・・・・・・・・・・・・・　６８
２８－２０　転落防止柵工　・・・・・・・・・・・・・　６８
２８－２１　仮設防護柵工　・・・・・・・・・・・・・　６９
２８－２２　撤去工　・・・・・・・・・・・・・　７０
２８－２３　既設標識撤去工　・・・・・・・・・・・・・　７２
２８－２４　標識設置工　・・・・・・・・・・・・・　７３
２８－２５　除雪工　・・・・・・・・・・・・・　７４
２８－２６　調査ボーリング工　・・・・・・・・・・・・・　７５
２８－２７　割掛対象表の項目に示す工事の内容　・・・・・・・・・・・・・　７７
２９．補足事項　・・・・・・・・・・・・・　８０

添付資料

様式－１　間接工事費計画書の提出について
様式－２　間接工事費増加費用の負担額に関する協議書
様式－２（別添）　変更間接工事費計画書
様式－３　間接工事費増加費用の負担額同意書
様式－４　材料調達変更計画書の提出について
様式－４（別添）　材料調達変更計画書
様式－５　材料調達実績報告書の提出について
様式－６　カーボンニュートラル施工計画書
様式－７　取得報告書
様式－８　工事費構成内訳書
様式－９　工程表
様式－１０　工事履行報告
様式－１１　残存物件調書
様式－１２　再生資材供給可能量の照会について
様式－１３　再生資材供給可能量報告書
様式－１４　工事記録情報　完了届
別添－１　秋田自動車道　和賀仙人トンネル東工事　三者協議会協定書(案)

１．工事概要

１－１　工事名　　秋田自動車道　和賀仙人トンネル東工事

１－２　道路名　　秋田自動車道

１－３　工事箇所　　（自）岩手県北上市岩沢（ＳＴＡ３１＋００）
　　緯度 ３９°１７’５０” 経度 １４０°５６’３０”
　　（至）岩手県和賀郡西和賀町杉名畑（ＳＴＡ８０＋６５）
　　緯度 ３９°１７’４０” 経度 １４０°５３’１０”

１－４　工事延長　　総延長　　４，９６５．０ｍ
　　土工延長　　１，７６５．０ｍ
　　トンネル延長　　３，２００．０ｍ

１－５　コリンズへの工事概要及び位置情報の入力

土木工事共通仕様書１－５４「コリンズへの登録」において、位置情報及び工事概要の項目は、本特記仕様書の記載内容を入力するものとする。

１－６　施工地域区分

本工事の実施工場所の施工地域区分は以下のとおりである。

・市街地部（ＤＩＤ地区及びこれに準ずる地区）が施工場所に含まれない工事

２．適用する共通仕様書

契約書第１条に規定する「土木工事共通仕様書」（以下「共通仕様書」という。）は、令和７年７月版とする。また、契約書第１条に規定する仕様書に「調査等共通仕様書」を追加し、令和７年７月版を適用するものとする。

３．主任補助監督員及び補助監督員の権限

３－１　主任補助監督員の権限

共通仕様書１－６－３「主任補助監督員」（２）のほか、主任補助監督員に委任した権限は次のとおりである。

条項	項目	内容
１－２５－１	安全対策	・研修、訓練等の報告先
１９－３－３	交通規制計画	・交通規制工実施報告書の提出先
１９－４－３	交通保安要員計画	・交通保安要員実施報告書の提出先

４．間接工事費の変更

４－１　対象となる項目

本工事は間接工事費のうち「共通仮設費（率分）のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の次に掲げる費用（以下「実績変更対象費」という。）について、工事実施にあたって不足する技術者や技能者を広域的に確保せざるを得ない場合も考えられることから、契約締結後、労働者確保に

要する方策に変更が生じ、土木工事積算基準の金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象費の支出実績を踏まえて最終設計変更時点で設計変更する試行工事である。

（１）営繕費

労働者の送迎費、宿泊費、借上費（宿泊費、借上費については労働者確保に係るものに限る）

（２）労務管理費

募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤に要する費用

（３）上記（１）（２）に関連し発生した間接工事費について、監督員が必要と認めた場合、その費用については監督員と受注者とで協議し定めるものとする。

４－２　工事費構成内訳書

発注者は、契約単価合意の時（単価協議時）に、本工事の当初積算における共通仮設費及び現場管理費に対する実績変更対象費の割合を工事費構成内訳書にて提示するものとする。

４－３　間接工事費計画書の提出

受注者は、間接工事費の増加費用を請求する予定がある場合は、工期開始の日から１４日以内に本特記仕様書４－２「工事費構成内訳書」で示された割合を参考にして、実績変更対象費に係る費用の内訳を記載した「間接工事費計画書」（様式－１）を作成し、監督員へ提出するものとする。

なお、工期開始の日から１４日以内に間接工事費計画書の提出がない場合は、間接工事費の増加費用の請求は行えないものとする。

４－４　間接工事費の増加費用の協議

（１）受注者は、最終設計変更時点において、実績変更対象費の支出実績を踏まえた増加費用を請求する場合は、「間接工事費増加費用の負担額に関する協議書」（様式－２）【変更間接工事費計画書及び実績変更対象費にて実際に支払った全ての証明書類（領収書の出ないものは金額の適切性を証明する金額計算書など）】を監督員に提出し協議するものとする。

（２）監督員は、受注者からの請求があった場合においては、監督員が算定した増加費用の額を記した増加費用の協議書をもって、受注者と協議するものとする。

（３）受注者は、間接工事費の増加費用の額について、監督員からの協議書により「間接工事費増加費用の負担額同意書」（様式－３）を監督員に提出するものとする。なお、協議の開始の日から２８日以内に協議が整わない場合には、監督員が定め、受注者に通知する。

４－５　受注者の責めに帰す事由の増加費用

受注者の責めによる工事工程の遅れ等、受注者の責めに帰すべき事由による増加費用については、設計変更の対象としない。

４－６　実績変更対象費に基づく間接工事費の増加費用の算定

実績変更対象費の支出実績を踏まえて設計変更する場合の増加費用の算定については、次のとおりとする。

（１）共通仮設費率分は土木工事積算基準に基づく算出額から、「間接工事費計画書」（様式－１）に記載された共通仮設費率分の合計額を差し引いた後、証明書類において確認された費用を加算して算出する。

（２）現場管理費は、土木工事積算基準に基づく算出額から、「間接工事費計画書」（様式－１）に記載された現場管理費の合計額を差し引いた後、証明書類において確認された費用を加算して算出する。

（３）間接工事費の増加費用は、一般管理費等の費用を含むものとする。

（４）全ての証明書類の提出がない場合であっても、提出された証明書類をもって金額の変更を行うものとする。

４－７　虚偽申告

受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合については、法的措置及び競争参加資格停止等の措置を行う場合がある。

４－８　疑　義

疑義が生じた場合は、監督員と協議するものとする。

５．材料調達に伴う変更

５－１　対象となる資材等

骨材及び土砂については、以下の調達地域等から調達することを想定しているが、安定的な確保を図るために、当初調達地域等以外から調達せざるを得ない場合には、事前に「材料調達変更計画書」（様式－４）を監督員に提出のうえ協議するものとする。また、協議の結果、監督員が必要と認めて当初調達地域以外からの調達を指示した場合、受注者はその指示に従うものとし、当該地区からの調達完了後、購入費用及び輸送費等に要した費用の証明書類（実際の取引伝票等）を添付した「材料調達実績報告書」（様式－５）を監督員に提出し、その費用については監督員と受注者とで協議により定めるものとする。なお、受注者の都合により調達した資材は協議対象としないものとする。

資材名	規格	調達地域等
骨材	Ｃ－４０、ＲＣ－４０、砕石４０－２０	岩手県北上地区
土砂	路体部	岩手県北上地区

５－２　虚偽申告

受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合については、法的措置及び競争参加資格停止等の措置を行う場合がある。

６．カーボンニュートラル推進工事

本工事は、カーボンニュートラルを推進するため、工事受注者が工事の施工にあたりカーボンニュートラルに向けた取り組みを行うことで、インセンティブとして、しゅん功時の請負工事成績評定（以下、「成績評定」という。）での加点評価を受けることができる工事である。

６－１ 評価対象となる取り組み

本工事において、カーボンニュートラルへの取り組みとして、成績評定において加点評価対象となる取り組みは、以下の（１）～（６）のすべてを満たす取り組みで監督員が認めたものとする。

（１）本工事で行い、実施が確認できる取り組み

（２）工事受注者が技術提案として提案していない取り組み（入札公告において技術提案を求めている工事の場合）

（３）次のいずれかを行う取り組み

・CO2排出量の削減に寄与する取り組み

・CO2の吸収に寄与する取り組み

・CO2の発生を低減して製造された資材等を活用した取り組み

（４）発注者が費用を計上していない取り組み

（５）成績評定で重複して加点評価しない取り組み

（６）本工事の安全や目的物の品質に悪影響を与えない取り組み

なお、取り組み内容について、規模・数量・期間は問わないものとする。

６－２ 取り組みの提案及び加点評価対象の通知

（１）受注者は取り組みを提案する場合、「カーボンニュートラル施工計画書」（様式－６）に「提案内容」及び「取り組みにより削減される概算CO2排出量」を記載し、監督員に提出するものとする。

（２）監督員は、提出されたカーボンニュートラル施工計画書の内容を確認し、しゅん功時の成績評定において本特記仕様書６－１「評価対象となる取り組み」に示す加点評価対象となる提案であるのか否かを工事打合簿により受注者へ通知するものとする。

なお、監督員が受注者の提案を評価対象と認めない場合、受注者はカーボンニュートラル施工計画書の再提出又は取り下げができるものとする。

６－３ 履行確認

（１）受注者は、カーボンニュートラル施工計画書に示す取り組みの履行完了報告を土木工事共通仕様書様式第19,20号の「創意工夫・社会性等に関する実施状況」及び「創意工夫・社会性等に関する実施状況（説明資料）」により監督員に提出するものとする。

（２）監督員は、受注者から提出された「創意工夫・社会性等に関する実施状況」及び「創意工夫・社会性等に関する実施状況（説明資料）」により確認するものとする。

６－４ 費用

受注者が提出したカーボンニュートラル施工計画書に示す取り組みに要する費用は、受注者の負担とする。

７．配置技術者について

７－１　配置技術者経験及び資格

配置技術者に求める経験及び資格は、当該工事の入札公告（説明書）に示すとおりとする。

７－２　特例監理技術者の兼務について

共通仕様書１－７－３「現場代理人等の配置」（４）に規定する特例監理技術者が兼務できる工事は以下に示す市町村の範囲とする。

１）対象範囲

秋田自動車道 北上西ＩＣから湯田ＩＣを通過する市町及び隣接する市町

８．工事用地等に関する事項

８－１　工事用地等の確保

契約書第１６条第１項の「工事用地等」及びそれぞれの使用可能期間（用地の確保が完了する時期）は下記のとおりとする。

受注者は使用可能期間前に当該工事用地等を使用してはならない。

所在地	面積	使用可能期間	摘要
岩手県北上市岩沢８地割１５－１	約５０㎡	令和８年８月～工事完了まで	岩沢工事用道路
岩手県和賀郡西和賀町大石	約８，０００㎡	令和９年４月～工事完了まで	湯田ダム本線外盛土場
岩手県和賀郡西和賀町小繋沢５６地割３３　他	約４８，０００㎡	令和１１年４月～工事完了まで	川尻本線外盛土場

岩手県和賀郡西和賀町越中畑	約６０，０００㎡	令和８年８月 ～工事完了まで	越中畑本線外盛土場
岩手県和賀郡西和賀町草井沢４７地割９－１　他	約３１，０００㎡	令和８年８月 ～工事完了まで	南本内ヤード
岩手県北上市岩沢８地割３９－１　他	約１５，５００㎡	令和８年８月 ～工事完了まで	岩沢本線外仮置場

８－２　埋蔵文化財

共通仕様書１－２７－１「文化財の保護」に規定する埋蔵文化財の範囲及び発掘調査完了時期は、下記のとおりであり、受注者は、調査完了以前に工事に着手してはならない。

なお、受注者は、現地盤に盛土等を施し、埋蔵文化財の保護に努めながら施工を行う必要がある場合は、事前に施工計画書を監督員に提出するものとする。

所在地	面積	期間	摘要
岩手県和賀郡西和賀町小繋沢５５地割１５１ （塚野遺跡）	約５０，０００㎡	令和１１年４月まで	川尻本線外盛土場近接

９．自工区外盛土場に関する事項

９－１　自工区外盛土場

９－１－１　自工区外盛土場の位置

自工区外盛土場は「全体位置図」に示す箇所とし、その名称及び盛土可能量は、下記のとおりとする。

番号	名称	当該工事盛土可能量
1	湯田ダム本線外盛土場	約７５，０００㎥
2	川尻本線外盛土場	約５００，０００㎥
3	越中畑本線外盛土場	約６１，０００㎥
4	岩沢本線外仮置場	約２４，０００㎥

９－１－２　自工区外盛土場等の共同使用

本工事施工期間中、下記に示す他の受注者と自工区外盛土場等を共同使用する場合があるので、関係者と十分協議のうえ相互に支障のないよう施工しなければならない。

番号	工事名	共同使用する受注者名	摘要
1	秋田自動車道 北上西～錦秋湖間本線工事 （仮称）	未定	自工区外盛土場 番号１、２
2	秋田自動車道 錦秋湖～湯田間本線工事 （仮称）	未定	自工区外盛土場 番号１、２、３
3	秋田自動車道 山内トンネル工事	㈱奥村組	自工区外盛土場 番号３

4	秋田自動車道 黒沢トンネル工事	西松建設㈱・㈱植木組ＪＶ	自工区外盛土場 番号３
5	秋田自動車道 峠山トンネル工事用仮橋設置工事	未定	南本内ヤード
6	秋田自動車道 峠山工事用道路工事	(株)小田島組	南本内ヤード

９－１－３　自工区外盛土場の施工計画

受注者は、自工区外盛土場の施工に先立ち搬出時期・方法及び範囲等を記載した施工計画書を監督員に提出しなければならない。

９－１－４　補償費等

特記仕様書９－１－１「自工区外盛土場の位置」に示す番号１～４の自工区外盛土場の補償費等は無償とする。

９－１－５　完了確認

特記仕様書９－１－１「自工区外盛土場の位置」に示す番号１、４の自工区外盛土場について、受注者は盛土が完了後、監督員に通知し、盛土土量及び跡片付け等の確認を受けるものとする。

９－１－６　盛土場の変更

盛土箇所を変更する必要が生じ、監督員が必要と認めてこれを指示した場合、受注者はその指示に従うものとし、これに要する費用については監督員と受注者とで協議し定めるものとする。

１０．　関連施設その他との関係

共通仕様書１－１０「関係官公署及び関係会社への手続き」に示す本工事に関連する主な施設及び管理者は、下記のとおりとする。

（１）　道路・鉄道関係

路線名	位置	管理者名	内容	協議完了時期
北上市道6013330番線 北上市道6013845番線	ＳＴＡ３２＋４０ 付近	北上市	北上西１０ボックス巻込み擁壁他に伴う道路占用協議	令和９年４月
北上市道6013329番線 北上市道6013845番線	ＳＴＡ３５＋２５ 付近		北上西１１ボックス巻込み擁壁他に伴う道路占用協議	令和９年４月
北上市道6013846番線 （岩沢工事用道路）	ＳＴＡ４４＋００ 付近 ＳＴＡ４５＋００ 付近 ＳＴＡ４８＋６５ 付近		現道改良に伴う道路占用協議	令和９年４月
ＪＲ北上線 （防雪林含む）	ＳＴＡ６６＋６５ 付近	東日本旅客鉄道（株）	近接協議	令和９年４月

町道285小繋沢6号線 （川尻本線外盛土場進入路）	ＳＴＡ２０２＋００付近	西和賀町	ずり処理工に伴う道路占用協議	令和９年４月

（２） 規制関係

路線名	位置	管理者名	適用
秋田自動車道	北上西ＩＣ～湯田ＩＣ	岩手県警察本部交通部 高速道路交通警察隊	交通規制
北上市道6002034番線 北上市道6013846番線	岩沢工事用道路 （全体位置図参照）	岩手県北上警察署	
北上市道6013329番線 北上市道6013330番線 北上市道6013845番線	北上西１０ボックス 北上西１１ボックス		
町道285小繋沢6号線	川尻本線外盛土場進入路 （全体位置図参照）		

なお、高速道路の交通規制に必要な協議については、原則として発注者が行うものとし、受注者は協議内容を遵守して工事を行うものとする。

（３）河川・水路関係

位置	河川・水路名	管理者名	内容	協議完了時期
ＳＴＡ３２＋４０付近	水路	北上市	近接・交差等協議	令和９年４月
ＳＴＡ３５＋２５付近	水路			
ＳＴＡ３７＋２５付近	水路	岩手中部土地改良区		
ＳＴＡ４０＋０６付近	水路	北上市		
ＳＴＡ４４＋０３付近	水路			
ＳＴＡ４６＋４０付近	普通河川水沢			
ＳＴＡ５１＋７４付近	導水路	岩手中部土地改良区		
ＳＴＡ６７＋３２付近	仙人発電所導水路	岩手県企業局		
ＳＴＡ７２＋３３付近				

（４） 電力、通信施設関係

位置	施設名	管理者名	内容
秋田自動車道 下り線土工部 ＫＰ１２．３～ＫＰ１４．１	光通信ケーブル	ＫＤＤＩ㈱	光近接協議
	メタル通信・電源ケーブル	東日本高速道路㈱	
秋田自動車道 下り線和賀仙人トンネル本坑 ＫＰ１４．１～ＫＰ１７．３	光通信ケーブル	ＫＤＤＩ㈱	
	メタル通信・電源ケーブル	東日本高速道路㈱	
秋田自動車道 下り線和賀仙人トンネル避難坑 ＫＰ１４．１～ＫＰ１７．３	メタル通信・電源ケーブル	東日本高速道路㈱	

（５）その他

受注者は、上記以外の本工事に関係する施設等を発見したときは、監督員に通知し、監督員の指示に従わなければならない。

１１．　工事用電力に関する事項

１１－１　関係官公署への申請

受注者は、本工事に使用する工事用電力及びフリッカ対策装置については、あらかじめ計画書を監督員に提出し、その確認を得て、東北電力㈱と需給契約をし、関係官公署への申請手続き等を行わなければならない。

１１－２　受電地点及び予定契約電力

本工事に使用される電力容量、供給関係については、東北電力㈱と概略について協議済みである。なお、発注者と東北電力㈱との打合せによる受電地点及び予定契約電力は、「仮設備配置図」及び下記のとおりとする。

受電位置	予定契約電力	摘要
岩手県北上市岩沢８地割１４－３付近	約８００ＫＷ	東北電力㈱花北電力センター

１１－３　施設の保守管理

本工事に使用する電力設備、現場内配電線等の施設、保安管理及び撤去は、すべて受注者が行うものとする。これらに要するすべての費用は、関連する契約単価に含むものとし、別途支払は行わないものとする。ただし、受電のために要する電力会社への工事負担金については、発注者が負担するものとする。

１１－４　施設の設置・撤去

電力設備の設置、維持管理及び撤去に当たっては、「電気事業法」、「電気設備に関する技術基準を定める省令」及びその他の関係法令並びに規則等に準じて行わなければならない。

１１－５　電気主任技術者の選定

法令に定める自家用電気工作物施設（契約電力５０ＫＶＡ以上）の維持保守に当たっては電気主任技術者を選任し、監督員に届け出るとともに、保守規定を制定し適切な運用を行うものとする。

１２．　作業日及び作業期間に関する事項

１２－１　作業抑制期間

共通仕様書１－１３「作業日」の規定による他、下記に示す期間は原則として、高速道路上の交通規制を伴う作業を行ってはならない。やむを得ず作業を行う必要がある場合は、受注者は、理由を付した書面を監督員に提出し、確認を得なければならない。

期間	日数	区間	摘要
毎年４月下旬～５月上旬	約１０日間	北上西ＩＣ～湯田ＩＣ	ｺﾞｰﾙﾃﾞﾝｳｨｰｸ
毎年８月上旬～８月中旬	約２０日間		夏期混雑期
毎年８月下旬	１日間		大曲花火競技大会
毎年９月中旬～９月下旬	約５日間		ｼﾙﾊﾞｰｳｨｰｸ
毎年１２月下旬～１月上旬	約１０日間		年末年始

なお、上記に示す期間及び日数は標準的なものであるため、別途期間等が確定したら監督員から指示するものとする。

１２－２　冬季休止期間

共通仕様書１－１３「作業日」の規定による他、下表（１）に示す期間は冬季休止期間として、下表（２）に示す現場作業以外を行ってはならない。やむを得ず現場作業を行う必要がある場合は、受注者は、理由を付した書面と施工計画書を監督員に提出し、確認を得なければならない。

なお、上記の確認を得て冬季休止期間中に現場作業を行った場合の増加費用については、すべて受注者の負担とし別途支払は行わないものとする。

ただし、監督員が必要と認めて冬季休止期間中に工事を行うことを指示した場合、受注者はその指示に従うものとし、これに要する費用については、別途監督員と受注者とで協議して定めるものとする。

表（１）

工種	冬季休止期間	摘要
土工関連の作業	11月27日～翌年4月7日	
コンクリート関連の作業	11月21日～翌年4月7日	
舗装関連の作業	11月17日～翌年4月11日	

表（２）

項目	摘要
トンネル工	ずり処理工については岩沢本線外仮置場までの運搬・仮置きとする。

１２－３　夜間作業

トンネル工については、共通仕様書１－１３「作業日」の規定にかかわらず夜間作業を行うことができるものとする。ただし、トンネルずりは坑外ずり積替え場以外に夜間搬出を行ってはならない。

１２－４　交通規制可能時間

交通規制可能時間は下記に示す時間内とする。なお、監督員の指示により規制開始の延期または途中で規制解除（工事中止）を行うことがある。また、受注者は、交通規制による著しい渋滞若しくは、その恐れがある場合や、交通の危険及び異常気象時には、監督員の指示により、一時規制を解除（工事中止）する措置を講じなければならない。これらの措置に要する費用は、監督員と受注者で協議し定めるものとする。

上下別	施工区間	規制可能時間帯	摘要
下	北上西IC～湯田IC	9:00～17:00まで	路肩規制　A

１２－５　通行止め

下記に示す項目の施工において、下記に示すとおり通行止め規制を予定している。なお、通行止め時期、区間、時間及び回数は現時点における予定であり、変更が生じる場合は別途監督員から指示するものとする。可能時間帯は表中に示す時間内とする。

上下別	施工区間	予定時期	回数	日数	通行止め規制可能時間帯（施工可能時間帯）	摘要
上下	北上西IC～湯田IC	通常　毎年春・秋	２回	各回８日	20:00～翌06:00（21:00～翌05:00）	計測工、防護工

なお、高速道路等の通行止めに係る協議は原則として発注者が行うものとし、通行止めに伴う本線、ＩＣ、ＪＣＴの交通規制は他の工事にて行うものとする。

１２－６　一般道の交通規制及び通行止め

下記に示すとおり、道路管理者との協議に基づき一般道において交通規制及び通行止めを予定している。また、交通規制及び通行止めの時期、時間帯及び回数は現時点における予定であり、変更が生じる場合は別途監督員から指示するものとし、受注者はこれに従わなければならない。なお、一般道の交通規制及び通行止めに要する費用は、諸経費に含むものとする。

（１）交通規制

道路名	予定時期	車線規制 可能時間帯	摘要
北上市道6002034番線	協議完了～ 工事完了	終日	トンネル工 施工時

（２）通行止め

道路名	予定時期	通行止め 可能時間帯	摘要
西和賀町道285小繋沢6号線 （川尻本線外盛土場進入路）	協議完了～ 工事完了	終日	土砂運搬時
北上市道6013329番線 北上市道6013330番線 北上市道6013845番線			土押え工、擁壁工他 施工時
北上市道6013846番線 （岩沢工事用道路）			擁壁工他施工時

１３．　完全週休２日工事

本工事は、監督員と受注者双方が工程調整を行うことにより、完全週休２日を達成するよう工事を実施する「完全週休２日工事（発注者指定方式）」である。

１３－１　定　義

（１）「完全週休２日」とは、対象期間の全ての週において、１週間に２日以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。なお、共通仕様書１－１３「作業日」に示す期間については、原則、作業を行ってはならないものとする。

（２）「対象期間」とは、着工日から工事完成日までの期間をいう。

（３）「現場閉所」とは、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて１日を通して現場及び現場事務所が閉所された状態をいう。なお、降雨・降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日に含めるものとする。

１３－２　履行確認（完全週休２日確保の確認方法）

（１）現場閉所を行うときは、工程会議等により監督員が事前に把握している場合を除き、事前に監督員にメール等で連絡を行うものとする。

（２）受注者は、工事完了後に、完全週休２日の取得結果が確認できる「取得報告書」（様式－７）を作成し、監督員へ提出するものとする。また、工事途中において、監督員より「取得報告書」の作成及び提出を求められた場合は、その求めに応じるものとする。

（３）監督員は、受注者から提出された「取得報告書」及び共通仕様書１－１９－３「週間工程表」に規定する工事実績等を基に、完全週休２日の取得状況を確認するものとする。なお、１週間の定義は「着工日の曜日始まり」を基本とし、７日間に満たない週は除くものとする。

（４）履行確認の結果、完全週休２日以上の現場閉所が確保されなかったものは、請負代金額を減額変更するものとする。

１３－３　工　期

本工事は、共通仕様書１－１２「着工日」の規定によらず、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間を設定した工事であり、発注者が示した余裕期間内（工事着手期限までの間）で、受注者が工事の始期を任意に設定することができる。

余裕期間内は、主任技術者又は監理技術者を設置することを要しない。また、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、現場事務所等の設置、資材の搬入、仮設工事または測量等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う準備は受注者の責により行うものとする。

受注者は、受注者が設定した工事の始期までに、「工事打合簿」にて監督員に着工日を通知した上で、工事に着手しなければならない。

余裕期間（工事着手期限）：契約保証取得の日の翌日から６０日間（まで）

１３－４　完全週休２日工事に要する費用

１３－４－１　補正対象項目及び補正方法

発注者は、完全週休２日工事の積算に当たっては、「土木工事積算基準（４週８休）」における「現場閉所による４週８休以上の確保：週単位」を適用し、設計金額の算出を行うものとする。

また、完全週休２日の確保を本特記仕様書１３－２「履行確認（完全週休２日確保の確認方法）（２）」による確認後、完全週休２日以上の現場閉所が確保されなかったものは、請負代金額のうち補正分を減額変更するものとする。

なお、減額費用の算出方法等の取扱いについては、共通仕様書１－３３－１「新単価」の規定によるものとし、ＮＥＸＣＯの土木工事積算基準により減額費用を算出するものとする。

１３－４－２　支払

完全週休２日工事に要する費用は、関連する単価項目の単価及び諸経費に含むものとし、別途支払いは行わないものとする。

１４．関連工事に関する事項

１４－１　関連工事

契約書第２条に規定する当社または他の機関の発注に係る第三者が施工する他の工事は下記のとおりとする。

工事名	主な関連事項	予定工期	施行主体	受注者等名
秋田自動車道 峠山トンネル 工事用仮橋設置工事	・工事用道路の重複 ・南本内ヤードの共同使用	令和８年６月 ～令和１１年３月	当社	未定
秋田自動車道 峠山工事用道路工事	・工事用道路の重複 ・南本内ヤードの共同使用	令和7年5月31日 ～令和8年8月23日	当社	(株)小田島組
令和７年度 秋田自動車道 北上西～湯田間水文調査	・施工箇所と調査範囲の重複	令和8年1月16日 ～令和10年5月4日	当社	川崎地質(株)

秋田自動車道 北上西～錦秋湖間本線工事 （仮称）	・工事用道路の重複 ・自工区外盛土場の共同使用	未定	当社	未定
秋田自動車道 錦秋湖～湯田間本線工事 （仮称）	・工事用道路の重複 ・自工区外盛土場の共同使用			
秋田自動車道 山内トンネル工事	・工事用道路の重複 ・自工区外盛土場の共同使用	令和4年8月3日 ～令和9年7月7日	当社	（株）奥村組
秋田自動車道 黒沢トンネル工事	・工事用道路の重複 ・自工区外盛土場の共同使用	令和6年2月2日 ～令和9年11月12日	当社	西松建設（株）・（株）植木組ＪＶ
秋田自動車道 黒沢工事	・工事用道路の重複	令和5年4月6日 ～令和8年6月18日	当社	鉄建建設（株）
秋田自動車道 黒沢川橋（PC上部工）工事	・工事用道路の重複	令和5年8月22日 ～令和10年4月26日	当社	（株）日本ピーエス・昭和コンクリート工業（株）ＪＶ
秋田自動車道 湯田～山内間舗装工事 （仮称）	・工事用道路の重複	未定	当社	未定
秋田自動車道 湯田～山内間施設工事 （仮称）	・工事用道路の重複	未定	当社	未定
保全工工事業務等の実施に関する年度協定 ・道路保全工事業務	・交通規制調整 ・工程調整	通年	当社	（株）ネクスコ・メンテナンス東北
保全点検業務等の実施に関する年度協定 ・道路詳細点検業務 ・施設保全工事業務 ・施設保全管理業務	・交通規制調整 ・工程調整	通年	当社	（株）ネクスコ・エンジニアリング東北
保全点検業務等の実施に関する年度協定 ・通信施設保全管理業務 ・管理施設保全工事業務	・交通規制調整 ・工程調整	通年	当社	（株）ネクスコ東日本エンジニアリング

なお、上記に示す工事は現時点での予定であり、追加及び変更が生じた場合は別途監督員から通知するものとする。

この他に北上管理事務所で行う高速道路本線規制調整会議（毎週木曜日）に出席し、当該工事の規制に関連する工事及び受注者との調整に協力するものとする。

１４－２　工事着手可能時期

契約書第２条に規定する当社または他の機関の発注に係る第三者が施工する工事区間の工事着手可能時期は下記のとおりとする。

工事名	施工箇所	着手可能時期	受注者名
秋田自動車道 峠山工事用道路工事	南本内ヤード	令和８年８月	(株)小田島組

１５．工事費構成内訳書及び工程表、履行報告に関する事項

１５－１　工事費構成内訳書及び工程表

１５－１－１　工事費構成内訳書

契約書第３条第１項に規定する「設計図書に基づく工事費構成内訳書」（様式－８）（以下「内訳書」という。）は共通仕様書１－１９－１「工程表の提出」に規定する工程表と合わせて提出するものとする。ただし、内訳書の提出は当初契約締結時のみとし、契約変更時の提出は要しないものとする。

１５－１－２　工程表

共通仕様書１－１９－１「工程表の提出」（様式－９）に規定する工程表の記入方法は下記のとおりとする。

（１）準備工・後片付けは、工程のみを棒グラフで記入する。

（２）準備工・後片付け以外の項目は、工程を棒グラフで記入し、棒グラフの上段に各月ごとに累計計画出来高（％）を記入する。

（３）右側摘要部分の目盛に従い計画出来高累計曲線を記入する。

（４）工程表に示す項目は次のとおりとする。

工程表の項目	単価表の項目
切盛土工	道路掘削、捨土掘削
のり面工	種散布工、種吹付工、吹付のり枠工、基礎工、補強土壁工、切土補強土工、地下排水工、はく落防止対策工、擁壁工
用排水工	用排水溝、用排水管、集水ます、地下排水工、油水分離ます
トンネル工（本坑）	コンクリート、型わく、鉄筋、トンネル掘削、吹付けコンクリート工、ロックボルト工、鋼アーチ支保工、ずり処理工、インバート埋戻し工、計測工、覆工防水工、裏面排水工、路盤排水工、汚濁水処理工、フリッカ設備工、切羽監視員、トンネル補助工法、除雪工、調査ボーリング工
トンネル工（避難連絡坑）	コンクリート、型わく、トンネル掘削、吹付けコンクリート工、ロックボルト工、鋼アーチ支保工、覆工防水工、切羽監視員、避難連絡坑接続アンカー工
トンネル工（坑門工）	道路掘削、捨土掘削、構造物掘削、種散布工、用排水溝、用排水管、集水ます、地下排水工、継目工、コンクリート、型わく、鉄筋、はく落防止対策工、基礎地盤改良工
本線外仮置場	道路掘削、種散布工、用排水溝、集水ます、敷砂利工、簡易舗装工、縁石工、沈砂池工、土木シート工
附帯工	道路掘削、捨土掘削、盛土工、構造物掘削、基礎材、種散布工、種吹付工、用排水溝、用排水管、集水ます、地下排水工、コンクリート、型わく、簡易舗装工、コンクリートシール工、構造物等取壊し工、交通規制工、交通保安要員、工事用道路整備工、擁壁工、土押え工、転落防止柵工、仮設防護柵工、撤去工、既設標識撤去工、標識設置工、六価クロム溶出試験

１５－２　履行報告

共通仕様書１－１９－２「履行報告」（様式－１０）は、本特記仕様書１５－１－２「工程表」に示す工程表に下記のとおり記入し報告するものとする。

（１）棒グラフの下段に当月までの累計実施出来高を記入し、翌月以降の予定を（　）で記入する。

（２）計画出来高累計曲線に当月までの累計実施出来高及び翌月以降の予定を点線で記入する。

１６．工事用道路に関する事項

１６－１　工事用道路の指定

共通仕様書１－２２－１「工事用道路の指定」の規定に基づき指定する工事用道路は、「全体位置図」に示すとおりとし、その路線名、区間、巾員及び延長等は、下記のとおりとする。

番号	路線名又は場所	巾員	延長	路面	用地	備考
①	国道107号	6.0m	―	舗装	無償	既設
②	北上市道6016016番線 （岩沢工事用道路）	6.0m	0.6ｋｍ	舗装	無償	既設
③	北上市道6002034番線 （岩沢工事用道路）	6.0m	0.3ｋｍ	舗装	無償	既設
④	北上市道6013846番線 （岩沢工事用道路）	4.0m	0.8ｋｍ	舗装	無償	既設
⑤	湯田ダム本線外盛土場進入路	3.0m	0.8ｋｍ	舗装	無償	既設
⑥	県道133ゆだ錦秋湖停車場線 （耳取工事用道路）	5.5m	0.8ｋｍ	舗装	無償	既設
⑦	耳取工事用道路 （耳取工事用道路）	4.0m	0.1ｋｍ	舗装	無償	既設
⑧	町道330大石停車場鉱山線 （耳取工事用道路）	4.0m	0.7ｋｍ	舗装	無償	既設
⑨	町道331丸子峠線 （耳取工事用道路）	4.0m	0.8ｋｍ	舗装	無償	既設
⑩	町道223小繋沢湯田線 （川尻本線外盛土場進入路）	8.0m	0.3ｋｍ	舗装	無償	既設
⑪	町道285小繋沢6号線 （川尻本線外盛土場進入路）	4.0m	0.3ｋｍ	舗装	無償	既設
⑫	町道301白木野停車場線 （越中畑本線外盛土場進入路）	6.0m	1.0ｋｍ	舗装	無償	既設
⑬	町道290中村柳沢線 （越中畑本線外盛土場進入路）	6.0m	0.1ｋｍ	舗装	無償	既設
⑭	町道297越中畑線 （越中畑本線外盛土場進入路）	6.0m	0.4ｋｍ	舗装	無償	既設
⑮	町道300越中畑２号線 （越中畑本線外盛土場進入路）	6.0m	0.2ｋｍ	舗装	無償	既設
⑯	町道297越中畑線 （越中畑本線外盛土場進入路）	4.0m	0.1ｋｍ	舗装	無償	既設
⑰	町道305野々宿越中畑線 （越中畑本線外盛土場進入路）	4.0m	0.3ｋｍ	舗装	無償	既設

１６－２　工事用道路の使用条件

工事用道路の使用条件は下記のとおりとする。

番号	路線名又は場所	土運搬 可能時間	資機材搬入出 作業可能時間
⑫ ～ ⑰	越中畑本線外盛土場進入路	8:00～18:00	8:00～18:00

１６－３　工事用道路の共同使用

本特記仕様書１６－１「工事用道路の指定」に示す工事用道路のうち、共通仕様書１－２２－５「工事用道路等の共同使用」に規定する工事用道路は、下記のとおりとする。

番号	工事名	受注者
①	秋田自動車道 峠山トンネル工事用仮橋設置工事	未定
	秋田自動車道 峠山工事用道路工事	(株)小田島組
	秋田自動車道 北上西～錦秋湖間本線工事（仮称）	未定
	秋田自動車道 錦秋湖～湯田間本線工事（仮称）	未定
	秋田自動車道 山内トンネル工事	(株)奥村組
	秋田自動車道 黒沢トンネル工事	西松建設（株）・（株）植木組ＪＶ
	秋田自動車道 黒沢工事	鉄建建設（株）
	秋田自動車道 黒沢川橋（PC上部工）工事	（株）日本ピーエス･昭和コンクリート工業（株）ＪＶ
	秋田自動車道 湯田～山内間舗装工事（仮称）	未定
	秋田自動車道 湯田～山内間施設工事（仮称）	未定
②～ ④	秋田自動車道 北上西～錦秋湖間本線工事（仮称）	未定
⑤	秋田自動車道 錦秋湖～湯田間本線工事（仮称）	未定
⑥～ ⑨	秋田自動車道 峠山トンネル工事用仮橋設置工事	未定
	秋田自動車道 峠山工事用道路工事	(株)小田島組
	秋田自動車道 北上西～錦秋湖間本線工事（仮称）	未定
	秋田自動車道 錦秋湖～湯田間本線工事（仮称）	未定

⑩～⑪	秋田自動車道 北上西～錦秋湖間本線工事（仮称）	未定
⑫～⑰	秋田自動車道 北上西～錦秋湖間本線工事（仮称）	未定
	秋田自動車道 錦秋湖～湯田間本線工事（仮称）	未定
	秋田自動車道 山内トンネル工事	(株)奥村組
	秋田自動車道 黒沢トンネル工事	西松建設（株）・（株）植木組ＪＶ
	秋田自動車道 黒沢工事	鉄建建設（株）
	秋田自動車道 黒沢川橋（PC上部工）工事	（株）日本ピーエス･昭和コンクリート工業（株）ＪＶ
	秋田自動車道 湯田～山内間舗装工事（仮称）	未定
	秋田自動車道 湯田～山内間施設工事（仮称）	未定

１６－４　工事用道路の維持・補修

（１）本特記仕様書１６－１「工事用道路の指定」に示す番号②～④の散水・清掃等の維持は受注者が行うものとし、これに要する費用については関連する契約単価に含むものとし、別途支払は行わないものとする。

なお、監督員が必要と認めて補修を指示した場合は、受注者はその指示に従うものとし、これに要する費用については監督員と受注者とで協議し定めるものとする。

（２）本特記仕様書１６－１「工事用道路の指定」に示す番号①及び⑤～⑰について監督員が必要と認めて補修を指示した場合、受注者はその指示に従うものとし、これに要する費用については監督員と受注者とで協議し定めるものとする。

（３）土運搬等による既設道路等への泥土持ち出し防止のため下記の設置場所ごとに泥落し装置を設置するものとし、工事完了後に撤去するものとする。これに要する費用については、関連する契約単価に含むものとし、別途支払は行わないものとする。

なお、監督員が必要と認めて泥落し装置の配置の変更を指示した場合、受注者はこれに従うものとし、これに要する費用については監督員と受注者とで協議し定めるものとする。

設置場所	設置期間
南本内ヤード	土運搬期間中
湯田ダム本線外盛土場	
越中畑本線外盛土場	

１７．　支給材料及び貸与品に関する事項

１７－１　貸与品

契約書第１５条第１項に基づく貸与品は、下記のとおりとし、設計図書に定められた使用目的以外に資機材を使用してはならない。

なお、資機材の使用は無償とするが、機械類の運転に要する燃料、油脂、現場修理及び管理等に要する費用は、関連する単価表の項目の単価に含むものとし、別途支払は行わないものとする。ま

た、受注者の責によらない事由により、規制機材等の貸与が受けられない場合は、監督員と受注者とで協議し定めるものとする。

品名	規格等	数量	引渡し時期	引渡し場所
標識車	２ｔ	―	必要の都度	北上江釣子ＩＣ内プラザ
車載式標識	車載用ＬＥＤ標識	―		
交通規制標識類	交通規制図（路肩規制Ａ）に示す	１式		
仮設防護柵	Ｈ鋼置き式基礎（岩沢工事用道路）	６０ｍ		東北中央自動車道湯沢ＩＣ資機材置場(湯沢市沖鶴字鶴館１２６)
	Ｈ鋼置き式基礎（本線）	１，２６０ｍ		

※貸与品のうち仮設防護柵の返却については、監督員と受注者とで協議し定めるものとする。

※数量を「―」表記としているものは貸与不可のものとなるため、受注者にて用意するものとし、これに要する費用は関連する単価項目に含むものとする。

１８．残存物件に関する事項

１８－１　発生する残存物件と引渡し方法

本工事で道路資産の撤去により発生する材料又は道路資産を構築するために使用された後に残存する材料（以下「残存物件」という）及びその引渡場所は下記のとおりとする。なお、残存物件を引渡しする場合にあたっては「残存物件調書」（様式－１１）を提出するとともに、その数量の確認を受けるものとする。

品名	寸法等	数量	単位	引渡場所	摘要
グレーチング蓋	６００×８００×９０	８	枚	岩沢本線外仮置場内発生材仮置場	本線内にて発生
縞鋼板蓋	６３５×６９０×３．２	２４	枚		
防雪柵	Ｈ＝３．０ｍ	約１４０	ｍ		
立入防止柵ＦＥＮＣＥ－Ａ	Ｈ＝１．５ｍ	約１０	ｍ		
立入防止柵ＦＥＮＣＥ－ＳＡ４	Ｈ＝１．５ｍ	約３０	ｍ		
ガードレール	Ｇｒ－Ａ－Ｅ	約８００	ｍ		
ガードケーブル	Ｇｃ－Ａ－Ｅ	約３００	ｍ		
規制・警戒標識	単柱型	３	基		
	片持型	１	基		
	複柱型	２	基		
道路付属施設案内標識	単柱型	２	基		
用排水溝	ＰｕＬ－０．３０－０．３０	約３０	ｍ		本線外にて発生
	ＰｕＬ（Ｓ１）－０．３０－０．３０	約２０	ｍ		
	ＰｕＬ（Ｓ１）－０．４５－０．４５	約９０	ｍ		

グレーチング蓋	１４００×１４００×１５０	１	枚	岩沢本線外仮置場内発生材仮置場	本線外にて発生
ガードレール	Ｇｒ－Ｃ－４Ｅ	約６０	ｍ		

なお、これらに要する費用は関連項目の契約単価に含むものとし別途支払いは行わないものとする。

１８－２　残存物件の売却処分について

本特記仕様書１８－１「発生する残存物件と引渡し方法」で示した残存物件について受注者による売却処分を追加する場合がある。監督員がこれを指示した場合、受注者はその指示に従うものとし、これに要する費用については監督員と受注者とで協議し定めるものとする。

１９．保安に関する事項

１９－１　工事用車両の区別

共通仕様書１－２５－２「交通安全」（２）に規定している工事用車両と一般車両の区別をするため、以下に示す工事用車両の標示と同等以上の標示板を設置するものとする。なお、標示内容の変更を監督員が指示した場合、受注者はその指示に従わなければならないものとする。

また、高速道路の交通規制内へ出入りする全ての車両は、一般車両と識別できるよう黄色回転灯を備えたものとする。

工事用車両標示板参考図

秋田自動車道
和賀仙人トンネル東工事
工 事 用 車 両
受注者名（□□）

材質：耐水合板、強化プラスチック、
　　布製又はラミネート加工した印刷物等
寸法：取付位置、車両の安全性を損なわず、かつ識別可能な寸法
色彩：下地青色、文字白色
字体：丸ゴシック体（受注者名の文字の大きさは、他の文字より大きめにする）
□□：受注者車両の通し番号

１９－２　標識等の設置

共通仕様書１－２５－１「安全対策」に規定する安全対策を実施するにあたっては、必要とする箇所及び期間において、工事標示板，標識等の交通安全施設を設置するものとする。また、現道を掘削する場合や迂回路を設ける場合等は、堅固なバリケード，保安灯等により交通車両及び一般通行者の転落を未然に防止する措置を講じなければならない。また、一般道からの工事出入口には、電力・通信線防護のための高さ制限装置を必ず設置するものとする。なお、工事標示板、標識及び交通安全施設等の設置にあたっては、工事開始前に設置場所及び設置内容について監督員と協議のうえ実施するものとする。

１９－３　工事に使用する機械について

公称質量２１ｔ以上のブルドーザを使用する場合は、ＲＯＰＳ（転倒時保護構造）を装着したブルドーザを使用するものとする。

１９－４　現場内の安全整備

受注者は、工事現場内の安全を図るため現場内安全整備員（現場代理人・主任技術者（監理技術者）及び専門技術者と兼ねることができるものとする）を配置しなければならない。現場内安全整備

員は、常に腕章を着用してその所在を明らかにするとともに、警笛等の安全指示器を携行して安全確保のための合図、跡片付け及び水溜りの除去等の現場内整備を行うものとする。
なお、日常作業休止時においても、必要に応じ現場内の点検を行うなど常に安全の確保に努めなければならない。

１９－５　光通信ケーブル等損傷事故防止対策

１９－５－１　光通信ケーブル等損傷事故の防止

受注者は、高速道路に埋設されている光通信ケーブル等管路の損傷事故を防止するために埋設物近接箇所の工事の施工にあたっては、東日本高速道路㈱、ＫＤＤＩ㈱「光通信ケーブル等損傷事故防止マニュアル（令和３年７月）」（以下「マニュアル」という。）に基づき万全の措置を講じなければならない。

１９－５－２　光通信ケーブル等損傷事故防止監理者

（１）　受注者は、高速道路に埋設されている光通信ケーブル等管路の損傷事故を防止するため、工事の計画、現場指導等の強化を実施する専任の光通信ケーブル等損傷事故防止監理者を定め、監督員に通知しなければならない。

（２）光通信ケーブル等損傷事故防止監理者は、「マニュアル」の内容を十分理解し、光通信ケーブル等管路の損傷事故防止に関して万全の措置を講じられるよう作業員に安全教育の徹底を図り、指導及び監督を行うものとする。また、試掘時及び近接工事作業時に現場に立会い、事故防止に関する指導、監督を行わなければならない。

（３）光通信ケーブル等損傷事故防止監理者は、現場代理人・主任技術者（監理技術者）及び専門技術者と兼ねることができるものとする。

１９－６　飛散防止対策

本工事区間には道路が交差しているため、材料等の飛散・落下による交通車両及び一般通行人の事故等を未然に防止する措置を講じなければならない。

１９－７　工事着手前安全検討会

受注者は、工事の安全及び円滑な施工ならびに関係者間における情報の共有を目的として横手工事事務所で開催する「工事着手前安全検討会」（以下「検討会」という。）に出席するものとする。
なお、本工事に対する検討会に際しては、受注者は工事の概要、施工方法、安全対策（交通規制及び交通監視員の配置計画、光通信ケーブル等損傷事故防止対策等）、その他監督員の指示する事項について記載した資料を作成するものとする。ただし、これに要する費用は諸経費に含むものとし、別途支払いは行わないものとする。

１９－８　第三者被害を想定した重大事故防止の取組み

（１）定義

工事中の安全の確保については共通仕様書で規定しているところであるが、第三者への被害が想定される事故や供用中道路の通行止めや大渋滞に至る事故等（以下「重大事故リスク」という。）について、受発注者が一体となって安全向上に努める取組みをいう。

（２）実施手順

１）施工計画書への反映

受注者は、設計図書及び関係法令に基づき、重大事故リスクの抽出を行い、それらに対する安全対策について施工計画書に記載するものとする。

項目	内容
第三者被害が想定される事故	○第三者の死傷事故 ○仮設材（橋梁架設ベント、仮桟橋の部材、足場等）の倒壊・転倒 ○住宅・道路等での近接作業による大型重機等の転倒 ○吊足場からの足場部材・資材の落下 ○資機材運搬時の一般道路等への落下 ○光通信ケーブル等埋設物等の損傷による影響 ○工事に起因した家屋等の倒壊
供用中道路の通行止めや大渋滞に至る事故	○橋桁、足場等の落下等による高速道路本線・交差道路の通行止めの発生及び短時間による通行止め開放が困難となることで生じる大渋滞

２）受発注者間の協議

発注者は、受注者から監督員に施工計画書の提出がされたときは、受発注者合同で施工計画書に示された重大事故リスクに関して施工計画書及び設計図書並びに現場確認を通して安全対策に不足が無いか確認（以下「重大事故リスクマネジメント」という。）を行うものとする。 受注者は、協議の結果、施工計画書の修正が必要なときは修正された施工計画書を提出するとともに、受注者の全ての職員・作業員に対して実施すべき内容を伝達するとともに確実に実施すること。

３）施工条件等の変更時の取扱い

発注者及び受注者は、施工条件等が変更となった場合は、前記１）、２）で抽出し対策を定めた内容に変更が生じるときは改めて、前記１）及び２）の手順により受発注者合同で重大事故リスクマネジメントを行うものとする。

１９－９ 避難坑の安全確保

本工事は供用中のＩ期線トンネル避難坑及び避難連絡坑を運用させながら施工するため、有事の際は工事現場内を避難経路として使用する。よって、受注者は避難経路について施工計画及び工事実施の各段階において十分に検討し、避難経路の安全確保に努めなければならない。また、避難経路の運用について記載した計画書を監督員に提出し、承諾を得なければならない。

なお、避難経路の安全確保及び運用に関する費用については別途受発注者間で協議して定めるものとする。

１９－１０　保安に関する費用

本特記仕様書１９－１「工事用車両の区別」、１９－２「標識等の設置」、１９－３「工事に使用する機械について」、１９－４「現場内の安全整備」、１９－５「光通信ケーブル等損傷事故防止対策」（試掘に関する費用は除く）、１９－６「飛散防止対策」、１９－７「工事着手前安全検討会」、１９－８「第三者被害を想定した重大事故防止の取組み」、１９－９「避難坑の安全確保」（避難経路の運用に関する費用は除く）に要する費用は諸経費に含むものとし、別途支払は行わないものとする。ただし、１９－８「第三者被害を想定した重大事故防止の取組み」について、重大事故リスクマネジメントの結果、設計図書で示す現地条件以外に別途現地調査や技術的な検討が必要なことが明らかとなった場合は、実施方針等も含め別途受発注者間で協議して定めるものとする。

２０．環境保全に関する事項

２０－１　井戸等の枯渇対策

本線沿線には、飲料水及び水田の灌漑用水のための浅井戸や沢水を利用した簡易水道が存在する可能性があり、これらが工事によって枯渇するおそれがあるので、工事中に受注者はこれらの物件を発見した場合には直ちに監督員に報告しなければならない。この場合において監督員が必要と認めて観測及び対策工等を指示した場合、受注者はその指示に従うものとし、これに要する費用については監督員と受注者とで協議し定めるものとする。

２０－２　砂塵等の防止

受注者は、工事用機械及び車両の走行と発破による砂塵等の被害を第三者に及ぼさないよう善良な管理を行うものとする。

２０－３　汚濁水処理

工事中の汚濁水は、関係法令に従って濁りの除去等の処理を行った後放流しなければならない。

なお、受注者は汚濁水の処理方法について記載した計画書を監督員に提出するものとする。受注者の責によらない予期せぬ事態の発生に伴い、計画をした汚濁水の処理方法を変更する必要が生じ、監督員がこれを指示した場合、これに要する費用については監督員と受注者とで協議し定めるものとする。

２０－４　高速道路の環境美化

受注者は、工事の施工に伴う交通規制の実施にあたり、その規制区間内のゴミ等を除去する等、高速道路の環境美化に努めなければならない。

２０－５　六価クロム溶出試験

受注者は、セメント及びセメント系固化材を地盤改良等に使用する場合は、改良土から土壌環境基準を超えた六価クロムを溶出させることがないようにしなければならない。また、セメント及びセメント系固化材を使用した改良土を再利用する場合は、六価クロムの溶出量が土壌環境基準以下であることを確認しなければならない。なお、六価クロム溶出試験に要する費用の取扱いは共通仕様書１８－１３「六価クロム溶出試験」の規定によるものとする。

２０－６　騒音等に関する配慮

受注者は、施工に伴う工事用機械及び車両の騒音対策について、近隣の地域住民へ十分な配慮を講じて施工を行わなければならない。

２０－７　騒音及び振動の防止

（１）受注者は、本坑掘削に伴う騒音対策として、坑口部付近等に防音設備（防音扉）を設置するものとし、防音設備の計画書及び施工方法について記載した施工計画書を監督員に提出しなければならない。防音設備の設置に要する費用は関連項目の契約単価に含むものとし、別途支払は行わないものとする。

（２）上記（１）の対策を講じたにもかかわらず工事中に著しい発破による振動及び騒音等の発生により、監督員が必要と認めて防音施設の変更及び追加等の特別な対策等を指示した場合、これに要する費用については監督員と受注者とで協議し定めるものとする。

２０－８　希少猛禽類繁殖地の保全

本工事施工箇所に近接して希少種猛禽類が確認されており、監督員が希少種猛禽類の繁殖に作業が影響すると判断し作業中止を指示した場合、これに従わなければならない。この場合、受注者の責に帰することのできない事由に限り、工期等の変更が必要であると監督員が認めた場合は、別途監督員と受注者とで協議し定めるものとする。

２０－９　環境保全に関する費用

特に定める場合を除き、環境保全に要する費用は諸経費に含むものとし、別途支払は行わないものとする。

２１．再生資材の使用及び建設副産物の処理方法に関する事項

２１－１　再生資材の使用

（１）再生資材は、下記に示す単価表の項目の単価を構成する材料に使用するものとする。

単価表の項目	再生資材の種類	数量	適用指針等
２－（８）基礎材	再生クラッシャーラン	約２，３００㎥	
４－（１７）基礎工			
５－（１）用排水溝			
５－（３）集水ます			
５－（９）油水分離ます			
１８－（２）敷砂利工			
１８－（３）簡易舗装工 切込砕石路盤工（ｔ＝２０ｃｍ）			舗装再生便覧（（社）日本道路協会）
１８－（３）簡易舗装工 加熱アスファルト表層工（ｔ＝５ｃｍ）	再生アスファルト混合物	約１，３００ｔ	舗装再生便覧（（社）日本道路協会）

（２）受注者は前項（１）に示す建設発生土以外の再生資材の施工にあたっては、その都度、「再生資材供給可能量の照会について」（様式－１２）を作成し、再資源化施設に品質及び供給可能量の照会行うものとする。照会に当り再資源化施設は、次の手順で選定するものとする。

１）建設汚泥再生品にあっては、当該工事現場から概ね５０㎞の範囲内の再資源化施設とする。

２）再生骨材等及び再生加熱アスファルト混合物にあっては、当該工事現場から概ね４０㎞の範囲内（再生加熱アスファルト混合物は、更に運搬時間が１．５時間の範囲内）の再資源化施設とする。

３）上記範囲内に複数の再資源化施設がある場合は、運搬距離の近い順に品質証明ができる３施設程度とする。

（３）受注者は前項（１）に示す再生クラッシャーランについて、使用用途に応じた品質が満足されない場合は監督員へ報告しなければならない。この場合において監督員が必要であると認めて材料の変更等を指示した場合、受注者はその指示に従うものとし、これらに要する費用については、監督員と受注者とで協議し定めるものとする。

（４）受注者は前項（２）による照会により、工事目的物に要求される品質が確保されない場合又は再生資材の供給が当該施工箇所の全数量を確保できない場合は、監督員に報告「再生資材供給可能量報告書」（様式－１３）し、その指示に従うものとする。

２１－２　建設副産物の処理方法

（１）建設副産物の処理方法は、次のとおりとする。

建設副産物の種類	発生場所	発生要因	数量	処理方法
土砂（表土）	ＳＴＡ３１＋００．００～ＳＴＡ４８＋６５．００	捨土掘削	約７，０００㎥	南本内ヤードへ搬入
コンクリート塊（有筋）		ます蓋、油水分離ます等取壊し	約２０㎥	再資源化施設へ搬入
コンクリート塊（無筋）		ブロック積、集水桝、防雪柵基礎等取壊し	約３００㎥	
アスファルト・コンクリート塊	ＳＴＡ４３＋０７．１３～ＳＴＡ４５＋３７．３０	アスファルト舗装版等取壊し	約１２０㎥	

（２）建設副産物を本線に利用する場合は、共通仕様書に定める該当各項の規定により施工するものとする。

（３）建設副産物の処理をする施設の名称及び所在地は次のとおりとする。

建設副産物の種類	施設の名称	所在地	受入条件
コンクリート塊（無筋）	まるっとセンターいなせ	北上市稲瀬町上台６４８	年中受入可 土曜隔週休業、日曜休業 受入時間　8:00～17:00 仮置き　無 50ｃｍ以下に小割
コンクリート塊（有筋）	成和建設㈱リサイクル場	花巻市金矢５－２６－１	年中受入可 土曜、日曜休業 受入時間　8:00～17:00 仮置き　無 30ｃｍ以下に小割
アスファルト・コンクリート塊	岩手建工(株)	北上市相去町中成沢３－１０	年中受入可ただし冬期間の大量持込について要相談 土曜隔週休業、日曜休業 受入時間　8:00～17:00 仮置き　無 30ｃｍ以下に小割

上記については、積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。なお、受注者の提示する施設と異なる場合においても設計変更の対象としない。ただし、現場条件や数量の変更等、受注者の責によるものでない事項についてはこの限りではない。

２１－３　再生資材の使用及び建設副産物の活用等に要する費用

再生資材の使用及び建設副産物の活用等に要する費用は、関連する契約単価に含むものとし別途支払は行わないものとする。

なお、監督員が必要であると認めて再生資材の使用及び建設副産物の活用等の変更を指示した場合、受注者はその指示に従うものとし、これらに要する費用については監督員と受注者とで協議し定めるものとする。

２２．　部分使用に関する事項

２２－１　工事の部分使用

共通仕様書１－４９－１「適用範囲」の規定に基づき部分使用する箇所及びその使用開始時期は下記のとおりとする。

箇所	使用開始時期	使用理由
岩沢工事用道路　現道改良部	令和１５年７月中旬	舗装工事施工のため
ＳＴＡ３１＋００～ＳＴＡ８０＋６５間の本線部		
ＳＴＡ３１＋００～ＳＴＡ３８＋４０間の仮設防護柵	日々の施工完了後	一般の用に供するため
ＳＴＡ４０＋４０～ＳＴＡ４５＋６０間の仮設防護柵		

２３．　現場環境改善に関する事項

２３－１　現場環境改善に関する事項

受注者は、工事現場の現場環境改善を図るため、現場事務所、作業員宿舎、休憩所または作業環境等の改善を行い、快適な職場を形成するとともに、地域との積極的なコミュニケーション及び現場周辺の美装化に努めるものとする。

実施する内容については以下のとおりとし、共通仕様書１－２０－１「施工計画書の提出」に規定する施工計画書に具体的な実施方法を記載するものとする。

現場環境改善に関する費用は、諸経費に含むものとし、別途支払は行わない。

なお、本件に関する取り組みについては、本特記仕様書６「カーボンニュートラル推進工事」に示す取り組みとしては認めない。

計上費用	実施する内容（率計上分）
現場環境改善 （仮設備関係）	見学路・椅子の設置
現場環境改善 （営繕関係）	現場事務所の快適化（女性用更衣室の設置を含む）
現場環境改善 （安全関係）	工事標識・照明等安全施設のイメージアップ（電光式標識等）
地域連携	見学会等の開催（イベント等の実施含む） 見学所（インフォメーションセンター）の設置及び管理運営

２３－２　熱中症予防に係る対策費用

２３－２－１　定義

熱中症予防に係る対策費用とは、建設現場の作業環境改善を図るべく、対象期間において実施した現場の施設や設備に対する熱中症対策に要する費用をいう。

２３－２－２　対象品目

熱中症対策の対象品目は、表－１に示す機械・施設類で、リース品を原則とするが、やむを得ない場合は購入品とする。

なお、表－１に記載されたもの以外については、受注者及び監督員間で協議するものとする。

表－１　対象品目一覧表

項目	品目名称	摘要
機械・施設類 （原則、リース品）	遮光ネット、大型扇風機、送風機、製氷機、給水器、冷蔵庫、日除けテント、ミストファン、スポットクーラー、現場休憩所のエアコン、休息車の配置	各品目における光熱水費や燃料費は除く

２３－２－３　対象期間

熱中症対策の対象期間は、原則、毎年５月１日～９月３０日とする。

なお、気象条件等により、上記期間外を対象とする場合は、前後１カ月の範囲内で受注者及び監督員間で協議するものとする。

２３－２－４　熱中症対策実施報告書の提出

受注者は、熱中症予防に係る対策費用を請求する場合は、熱中症対策実施報告書を作成し、監督員へ提出するものとする。

熱中症対策実施報告書に記載する内容は、以下の事項とする。

なお、技術提案項目にて実施予定とした熱中症対策については、費用計上の対象外とするため、報告書内に明記することとする。

①熱中症対策毎の実施数量及び実施期間

②実施状況が確認できる資料

③支払実績が確認できる資料

２３－３　快適トイレ

２３－３－１　定義

快適トイレとは、工事現場で男女ともに働きやすい環境とするために、以下の仕様を満たす現場付近に設置する仮設トイレをいう。

２３－３－２　仕様

快適トイレは下記の（１）～（１１）の仕様を満たすものを原則とする。なお、（１２）～（１７）については仕様を満たしていれば快適に使用できると思われる項目であり必須ではない。

仕様等	内容
快適トイレに求める機能	（１）洋式便器
	（２）水洗及び簡易水洗機能（し尿処理装置付きを含む）
	（３）臭い逆流防止機能
	（４）容易に開かない施錠機能
	（５）照明設備
	（６）衣類掛け等のフック付、又は、荷物の置ける棚等（耐荷重５kg以上とする）
付属品として備えるもの	（７）現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
	（８）入口の目隠し設置（男女別トイレ間も含め入口が直接見えないような配置等）
	（９）サニタリーボックス（女性専用トイレに必ず設置）
	(10) 鏡と手洗器
	(11) 便座除菌クリーナー等の衛生用品

推奨する仕様、付属品	(12) 便房内寸法900×900㎜以上（面積ではない）
	(13) 擬音装置（機能を含む）
	(14) 着替え台
	(15) 臭気対策機能の多重化
	(16) 室内温度の調整が可能な設備
	(17) 小物置き場（トイレットペーパー予備置き場等）

２３－３－３　打合簿の提出

受注者は快適トイレを導入する場合は、契約締結後、その仕様等について内容、設置場所及び導入予定時期が確認できる資料を打合簿にて監督員に提出するものとする。

監督員は提出された資料を基に規格・基数・設置期間等の詳細について受注者と協議のうえ、快適トイレの設置の指示を行うものとする。

２３－３－４　費用の取扱い

快適トイレの設置に要する費用は、支出実態に基づき新単価として定めるものとする。ただし、この新単価は支出実態から従来相当品額を控除したうえで５１，０００円／基・月を上限とする。また、対象数量の上限は男女別で各１基ずつ２基／工事までとするが、上限数量より多く設置する場合の費用については、その必要性について監督員と協議し決定するものとする。なお、快適トイレの運搬費は共通仮設費に含むものとし、別途支払いは行わない。

２４．道路構造物点検の実施

２４－１　初期点検の対象構造物

共通仕様書１－１７－３「初期点検」に規定する初期点検の対象構造物は、「保全点検要領　構造物編（令和６年４月）」（以下「点検要領」という。）第１編「総則」第４章「点検の対象構造物」に基づき、（２）トンネル構造物、（３）土工構造物とする。

２４－２　点検手法

点検は、点検要領第１編「総則」第６章「点検の実施」及び第２章「各種点検」第１章「初期点検」に基づき行うものとする。

なお、のり面については、のり面の整形時又はのり面対策工の施工前に目視による外観検査を行うものとする。

２４－３　点検時における応急対応

点検時において、第三者等に対し支障となる恐れがあるコンクリートの浮き、剥離等の変状を発見した場合は、監督員に報告した後、可能な限り除去等の補修を行うと共に、処置した内容を記録に残すものとする。

２４－４　検査の記録

点検要領 第４編「記録・報告・措置」第１章「点検の記録及び報告」に基づき行うものの他、補修記録、その他監督員が指示する項目など品質の履歴として引き継ぐ必要のある特記事項を作成・整理し、外観検査の記録として監督員に提出するものとする。

２４－５　費用

道路構造物点検の実施に要する費用は諸経費に含まれるものとし、別途支払いは行わないものとする。

ただし、点検要領に記載されている手法以外の点検が必要となった場合や本特記仕様書２４－１「初期点検の対象構造物」の対象構造物以外の箇所について点検が必要となった場合は、監督員に速やかに報告すること。それに伴い監督員が必要と認めて点検手法の変更や点検箇所の追加を指示した場合、受注者はその指示に従うものとし、これに要する費用は監督員と受注者とで協議し定めるものとする。

２５．　三者協議会に関する事項

２５－１　三者協議会の開催の予定

本工事においては、発注者が受注者及び本工事における下記工事の設計を実施し成果を納品した者（以下「設計者」という。）と協同して、下記工事の設計の理念及び意図に関わる理解を深め、適切な工事目的物の完成に資するよう技術情報の確認及び交換を行うことを目的として「本工事の品質確保を推進する設計施工協同連絡会議（以下「三者協議会」という。）」を開催することを予定している。

１）和賀仙人トンネルにおける詳細設計に関する事項

２）土工部における排水系統に関する事項

３）その他、監督員が必要と認める事項

２５－２　三者協議会協定書の締結

発注者が、前項の工事に係る三者協議会の参加の同意を設計者から得た場合は、受注者は、本特記仕様書別添―１に示す「秋田自動車道　和賀仙人トンネル東工事　三者協議会協定書(案)」に基づく、協定書を締結しなければならない。

２５－３　三者協議会の開催の決定等

発注者は、協定書の締結後、協定書の条項に基づき、必要の都度、三者協議会の開催を決定するものとする。

受注者は、三者協議会の開催について発注者に協力すると共に三者協議会による十分な成果を得るための取組みを行うものとする。

２５－４　三者協議会に開催に要する費用

発注者は、三者協議会の開催に要する費用のうち、会議運営に要する費用及び設計者の三者協議会への出席に要する費用を負担するものとする。

受注者の三者協議会への参加は、共通仕様書１－５「設計図書の貸与、照査及び使用期限」及び１－１７「技術業務」の業務範囲とし、出席に要する費用は受注者の負担とする。

２６．　設計変更ガイドラインの活用について

発注者及び受注者双方の留意事項や条件変更が生じた場合等に必要な手続きの流れについては「土木工事請負契約における設計変更ガイドライン（令和７年７月　東日本高速道路㈱）」を参考にすること。なお、設計変更ガイドラインはＮＥＸＣＯ東日本のホームページより入手が可能である。

２７．　工事変更等検討会の設置について

本工事は、工事の変更手続きの透明性及び公正性の向上や適正な工期確保を目的に、発注者と受注者が一堂に会して、工事の変更等の妥当性の審議及び工事工程クリティカルパス等の共有並びにこれらに伴う工事中止等の判断等を行う場として開催する「工事変更等検討会」の試行対象工事である。

なお、「工事変更等検討会」の運用にあたっては、契約締結後、監督員より別途通知するものとする。

２８．工事細部に関する事項

２８－１　施工計画書

共通仕様書１－２０－１「施工計画書の提出」に下記を追加する。

（１６）　光通信ケーブル等損傷事故防止の対策

２８－２　土工

２８－２－１　道路掘削

（１）種別

共通仕様書２－６－１「定義」（１）に規定する道路掘削の単価表の項目及び作業内容は、下記のとおりとする。

単価表の項目	作業内容
道路掘削 土砂	1）本線部における土砂および岩沢工事用道路・岩沢本線外仮置場（土質区分：土砂Ｂ）の掘削及び積込み 2）本線盛土路体部、下部路床部、岩沢本線外仮置場路体部への運搬、敷均し、締固め、整形及び仕上げ 3）含水比の調整
道路掘削 軟岩	1）本線部における軟岩（土質区分：軟岩Ａ）の掘削及び積込み 2）本線盛土路体部、下部路床部、岩沢本線外仮置場路体部への運搬、敷均し、締固め、整形及び仕上げ 3）含水比の調整

２８－２－２　捨土掘削

（１）種別

共通仕様書　２－６－１「定義」（３）に規定する捨土掘削の単価表の項目及び作業内容は、下記のとおりとする。

単価表の項目	作業内容
捨土掘削 土砂（表土）	1）本線部における土砂（表土）の掘削及び積込み 2）南本内ヤードへの運搬、敷均し、整形

２８－２－３　盛土工

（１）種別

共通仕様書２－７－１「定義」に規定する盛土工の単価表の項目及び作業内容は、下記のとおりとする。

単価表の項目	作業内容
盛土工 盛土工　Ａ	1）購入材を使用した岩沢工事用道路改良部における擁壁工の裏込め及び路体部の敷均し、締固め、整形及び仕上げ 2）含水比の調整

２８－２－４　構造物掘削

（１）種別

共通仕様書２－８－１「定義」（１）に規定する構造物掘削の単価表の項目及び作業内容は、下記のとおりとする。なお、地下水位の変動等により掘削方法の変更を監督員が指示した場合、これに要する費用については監督員と受注者で協議して定めるものとする。

単価表の項目	作業内容
構造物掘削 普通部	1) 掘削箇所（補強土壁工、擁壁工（重力式）、坑門工（明り巻部）、下り線の油水分離ます）における土砂（土質区分：土砂Ｂ）及び軟岩（土質区分：軟岩Ａ）の掘削、埋戻し部での敷均し、締固め 2) 掘削箇所（補強土壁工、擁壁工（重力式）、坑門工（明り巻部）、下り線の油水分離ます）における土砂（土質区分：土砂Ｂ）及び軟岩（土質区分：軟岩Ａ）の掘削、積込み、本線路体部への運搬、敷均し、締固め、整形及び仕上げ 3) 掘削箇所（上り線の油水分離ます）における土砂（土質区分：土砂Ｂ）の掘削、埋戻し部での敷均し、締固め 4) 掘削箇所（上り線の油水分離ます）における土砂（土質区分：土砂Ｂ）の掘削、積込み及びＳＴＡ４０＋６０（上り線）付近の油水分離ます並びに岩沢本線外仮置場への運搬、敷均し、締固め、整形及び仕上げ 5) 掘削箇所（Ｌ型擁壁工）における土砂（土質区分：土砂Ｅ）の掘削、埋戻し部での敷均し、締固め 6) 掘削箇所（Ｌ型擁壁工）における土砂（土質区分：土砂Ｅ）の掘削、積込み及び岩沢工事用道路路体部への運搬、敷均し、締固め、整形及び仕上げ 7) 含水比の調整

２８－３　のり面工

２８－３－１　種散布工

共通仕様書４－７－２「材料」（１）に規定する種子の種類及び使用量は、下記のとおりとする。

なお、配合の変更を指示した場合であっても軽微な場合は、契約単価の変更は行わないものとする。

品種	使用量（１㎡当り）
トールフェスク（わい性種）	６．６ｇ
ケンタッキーブルーグラス（わい性種）	２．０ｇ
コロニアルベントグラス	０．５ｇ

２８－３－２　種吹付工

共通仕様書４－８－３「材料」（１）に規定する種子の種類及び使用量は、下記のとおりとする。

なお、配合の変更を指示した場合であっても軽微な場合は、契約単価の変更は行わないものとする。

品種	使用量（１㎡当り）
トールフェスク（わい性種）	６．６ｇ
ケンタッキーブルーグラス（わい性種）	２．０ｇ
コロニアルベントグラス	０．５ｇ

２８－３－３　吹付のり枠工

（１）　材料

共通仕様書４－１４－２「材料」に下記を追加する。

（３）枠内の中詰め材には、セメントモルタルを使用し、吹付け（ｔ＝１０ｃｍ）を行うものとする。

（２）　施工

共通仕様書４－１４－３「施工」に下記を追加する。

吹付けのり枠の表面コテ仕上げは２面（側面）とする

（３）　支払

共通仕様書４－１４－５「支払」を下記に変更する。

吹付のり枠工の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、１㎡当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書又は監督員の指示に従って行う施工前ののり面調査、のり面の清掃、ラス網の設置、型わくの設置、鉄筋の組立て、アンカーの設置、水抜きパイプの設置、箱抜き管の設置、セメントモルタルの製造、吹付け、養生、水切りモルタルの設置、枠内セメントモルタル吹付け等吹付のり枠工の施工に要する材料、労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

	単価表の項目	検測の単位
４－（１１）	吹付のり枠工	
	吹付のり枠工	㎡

２８－３－４　基礎工

（１）　種別

共通仕様書４－２０－１「定義」に規定する基礎工の単価表の項目及び区分内容は、下記のとおりとする。

単価表の項目	区分内容	摘要
基礎工 コンクリート基礎工　Ａ	補強土壁工　帯鋼補強土壁Ｅの基礎工（下段）で基礎材なしをいう	基礎工の掘削を含まない

基礎工 コンクリート基礎工　Ａ（Ｆ）	補強土壁工　帯鋼補強土壁Ａ、Ｃ、Ｄの基礎工及び補強土壁工　帯補強土壁工Ｅの基礎工（下段）で基礎材ありをいう	基礎工の掘削を含まない
基礎工 コンクリート基礎工　Ｂ（Ｆ）	補強土壁工　帯鋼補強土壁Ｂの基礎工（上段）で基礎材ありをいう	（同上）
基礎工 コンクリート基礎工　Ｃ（Ｆ）	補強土壁工　帯鋼補強土壁Ｂの基礎工（下段）で基礎材ありをいう	（同上）
基礎工 コンクリート基礎工　Ｄ	補強土壁工　帯鋼補強土壁Ｅの基礎工（中段）で基礎材なしをいう	（同上）
基礎工 コンクリート基礎工　Ｅ	補強土壁工　帯鋼補強土壁Ｅの基礎工（上段）で基礎材なしをいう	（同上）

（２）　支払

共通仕様書４－２０－５「支払」に下記を追加する。

	単価表の項目	検測の単位
４－（１７）	基礎工	
	コンクリート基礎工　Ａ	ｍ
	コンクリート基礎工　Ａ（Ｆ）	ｍ
	コンクリート基礎工　Ｂ（Ｆ）	ｍ
	コンクリート基礎工　Ｃ（Ｆ）	ｍ
	コンクリート基礎工　Ｄ	ｍ
	コンクリート基礎工　Ｅ	ｍ

２８－３－５　切土補強土工

（１）　種別

共通仕様書４－２３－１「定義」に規定する切土補強土工の単価表の項目および区分内容は、下記のとおりとする。

単価表の項目	削孔径（ｍｍ）	削孔長（ｍｍ）	摘要
切土補強土工 Ｄ１９・Ｌ＝３．０ｍ	６５	２７００	逆巻　クローラドリル等
切土補強土工 Ｄ２２・Ｌ＝４．０ｍ	６５	３７００	
切土補強土工 Ｄ２２・Ｌ＝４．５ｍ	６５	４２００	

切土補強土工 Ｄ２２・Ｌ＝５．５ｍ	９０	５２００	逆巻　クローラ型 カップラーあり
切土補強土工 Ｄ２２・Ｌ＝６．０ｍ	９０	５７００	
切土補強土工 Ｄ２２・Ｌ＝６．５ｍ	９０	６２００	
切土補強土工 Ｄ２２・Ｌ＝７．０ｍ	９０	６７００	
切土補強土工 Ｄ２２・Ｌ＝７．５ｍ	９０	７２００	逆巻　クローラ型 　　スキッド型（仮設足場あり） カップラーあり
切土補強土工 Ｄ２２・Ｌ＝８．０ｍ	９０	７７００	
切土補強土工 Ｄ２２・Ｌ＝８．５ｍ	９０	８２００	

２８－３－６　補強土壁工

（１）　種別

共通仕様書４－２７－２「種別」に下記を追加する。

単価表の項目	区分内容	場所	摘要
補強土壁工 帯鋼補強土壁　A	盛土内へ帯状の鋼製補強材を層状に敷設し壁面を構築するもの	北上西１０ボックス起点側巻込み部 （STA32+38付近（L））	笠コンクリート含む
補強土壁工 帯鋼補強土壁　B		北上西１０ボックス終点側巻込み部 （STA32+45付近（L））	
補強土壁工 帯鋼補強土壁　C		北上西１１ボックス起点側巻込み部 （STA35+30付近（L））	
補強土壁工 帯鋼補強土壁　D		北上西１１ボックス終点側巻込み部 （STA35+35付近（L））	
補強土壁工 帯鋼補強土壁　E		和賀仙人トンネル坑口部 （STA48+70付近（L））	

（２）　材料及び施工

共通仕様書４－２７－３「材料及び施工」に設計図書に記載する材料を追加する。また、裏込めに使用する材料（土質定数）が設計図書に記載の材料と相違が生じた場合は監督員と協議するものとする。

（３） 数量の検測

共通仕様書４－２７－４「数量の検測」は下記のとおりとする。

補強土壁工の数量の検測は、笠コンクリートを含んだ設計数量（㎡）で行うものとする。

（４） 支払

共通仕様書 ４－２７－５「支払」に下記を追加する。

補強土壁工の支払は前項の規定に従って検測された数量に対し１㎡当たりの契約単価で行うものとする。

この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う壁面材の組立・設置、透水防砂材の設置、補強材の取付・結合及び笠コンクリートの施工を含んだ帯鋼補強土壁の施工に要する材料、労力、機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれているものを除くすべての費用を含むものとする。

	単価表の項目	検測の単位
４－（２４）	補強土壁工	
	帯鋼補強土壁　A	㎡
	帯鋼補強土壁　B	㎡
	帯鋼補強土壁　C	㎡
	帯鋼補強土壁　D	㎡
	帯鋼補強土壁　E	㎡

２８－４　用排水構造物工

２８－４－１　用排水構

（１）種別

共通仕様書５－４に下記の種別を追加する。

単価表の項目	作業内容	設計図書に示す記号
用排水溝 ＰｕＬ・ａ・ｂ（Ｒ）	岩沢本線外仮置場に仮置きしたプレキャストコンクリートU型側溝を使用して用排水溝を施工するもの	Ｄｓ－ＰｕＬ－ａ－ｂ（Ｒ）
用排水溝 ＰｕＬ（Ｓ１）・ａ・ｂ（Ｆ）（Ｒ）	岩沢本線外仮置場に仮置きしたプレキャストコンクリートU型側溝（補強型）を使用して用排水溝を施工するもの（基礎材有り）	Ｄｓ－ＰｕＬ（Ｓ１）－ａ－ｂ（Ｆ）（Ｒ）
用排水溝 ＰｕＬ（Ｓ２）・ａ・ｂ（Ｒ）	岩沢本線外仮置場に仮置きしたプレキャストコンクリートU型側溝（補強型）を使用して用排水溝を施工するもの	Ｄｓ－ＰｕＬ（Ｓ２）－ａ－ｂ（Ｒ）

用排水溝 ＰｕＬ（ＧＬ２）・ａ・ｂ（Ｆ）	プレキャストコンクリートＵ型側溝（補強型）を使用して用排水溝を施工するもの（グレーチング蓋掛け）（基礎材有り）	Ｄｓ－ＰｕＬ（ＧＬ２）－ａ－ｂ（Ｆ）
用排水溝 Ｋ（１）－ＰｕＬ・ａ・ｂ（ｔ）（Ａ）	プレキャストコンクリートＵ型側溝を使用して補強土壁天端にシールコンクリート付きで小段排水溝を施工するもの	Ｄｓ－Ｋ（１）－ＰｕＬ－ａ－ｂ（ｔ）（Ａ）
用排水溝 Ｄｓ－Ｖｓ（ＧＬ２）・ａ・ｂ～ｃ（Ｆ）	プレキャストコンクリート可変勾配Ｕ型側溝を使用して用排水溝を施工するもの（グレーチング蓋掛け）（基礎材有り）	Ｄｓ－Ｖｓ（ＧＬ２）－ａ－ｂ～ｃ（Ｆ）
用排水溝 ＰＣＶ（１）・ａ（Ｒ）	岩沢本線外仮置場に仮置きしたプレキャストコンクリート蓋を使用して縦排水溝の蓋を設置するもの	ＰＣＶ（１）－ａ（Ｒ）
用排水溝 Ｄｖ－Ｐｕ・ａ・ｂ（ｔ）（Ｒ）	岩沢本線外仮置場に仮置きしたプレキャストコンクリートＵ型側溝を使用して縦排水溝を施工するもの	Ｄｖ－Ｐｕ－ａ－ｂ（ｔ）（Ｒ）
用排水溝 Ｄｖ－Ｐ（ＶＰ）・φＤ	硬質塩化ビニル管を使用して縦排水溝を施工するもの	Ｄｖ－Ｐ（ＶＰ）－φＤ
用排水管 Ｐ（Ｈ）・１・φＤ（Ｓｄ－Ｂ）（Ｒ）	岩沢本線外仮置場に仮置きした遠心力鉄筋コンクリート管を使用して用排水管を施工するもの	Ｐ（Ｈ）－１－φＤ（Ｓｄ－Ｂ）（Ｒ）
地下排水工 Ｄｕ－ａ～ｂ・ｃ	重力式擁壁背面にて購入材（砕石40～20(mm)）を使用して地下排水工を施工するもの	Ｄｕ－ａ～ｂ－ｃ
地下排水工 壁面排水層	補強土壁工　帯鋼補強土壁Ａ、Ｂ、Ｃ、Ｄ、Ｅの背面部に購入材（砕石40～20(mm)）を使用して壁面排水層を施工するもの	壁面排水層
地下排水工 基盤排水層　Ａ	補強土壁工　帯鋼補強土壁Ｃ、Ｄ、Ｅ背面底版部に購入材（砕石40～20(mm)）を使用して基盤排水層（t=640(mm)）を施工するもの	基盤排水層　Ａ
地下排水工 基盤排水層　Ｂ	補強土壁工　帯鋼補強土壁Ａ、Ｂ背面底版部に購入材（砕石40～20(mm)）を使用して基盤排水層（t=840(mm)）を施工するもの	基盤排水層　Ｂ

（２）支払

共通仕様書５－４－５「支払」に下記を追加する。

	単価表の項目	検測の単位
５－（１）	用排水溝	
	ＰｕＬ・ａ・ｂ（Ｒ）	ｍ
	ＰｕＬ（Ｓ１）・ａ・ｂ（Ｆ）（Ｒ）	ｍ
	ＰｕＬ（Ｓ２）・ａ・ｂ（Ｒ）	ｍ
	ＰｕＬ（ＧＬ２）・ａ・ｂ（Ｆ）	ｍ
	Ｋ（１）－ＰｕＬ・ａ・ｂ（ｔ）（Ａ）	ｍ
	Ｄｓ－Ｖｓ（ＧＬ２）・ａ・ｂ～ｃ（Ｆ）	ｍ
	ＰＣＶ（１）・ａ（Ｒ）	ｍ
	Ｄｖ－Ｐｕ・ａ・ｂ（ｔ）（Ｒ）	ｍ
	Ｄｖ－Ｐ（ＶＰ）・φＤ	箇所
５－（２）	用排水管	
	Ｐ（Ｈ）・１・φＤ（Ｓｄ－Ｂ）（Ｒ）	ｍ
５－（７）	地下排水工	
	Ｄｕ－ａ～ｂ・ｃ	ｍ
	壁面排水層	m^3
	基盤排水層　Ａ	m^2
	基盤排水層　Ｂ	m^2

２８－４－２　集水ます

（１）種別

共通仕様書５－４－２「施工」（４)に下記を追加する。

単価表の項目	設計図書に示す記号	標準コンクリート量
集水ます Ｔｙｐｅ　Ｌ	Ｄｃ＾（Ｇ）－ａ－ｂ－ｃ（Ｆ）	1.24m^3

※設計図書及び表に示した集水ます以外でもコンクリートの合計数量が、Ｔｙｐｅ　Ａの２割減からＴｙｐｅ　Ｆの２割増の範囲内にある場合は、単価表の項目が最も近い種別とし、契約単価の変更は行わない。

また、範囲外の集水ますは新しく別のＴｙｐｅに分類し、これに要する費用については監督員と受注者で協議し定めるものとする。

（２）支払

共通仕様書５－４－５「支払」に下記を追加する。

	単価表の項目	検測の単位
５－（３）	集水ます	
	Ｔｙｐｅ　Ｌ	箇所

２８－４－３　油水分離ます

共通仕様書５－４「用排水構造物工」に下記を追加する。

（１）　定義

油水分離ますとは、油水を水と油類とに分離させて油類を捕捉するための機能を有した集水ますをいい、設計図書及び監督員の指示に従って、施工されたものをいう。

（２）　種別

油水分離ますの種別は、下記のとおりとする。

単価表の項目	区分内容	図面の表示
油水分離ます Ｔｙｐｅ　Ａ	本線のり面部及びのり尻部に設置するもの（角形プレキャストタイプ）	Dco（Ｅ１）-1.00-3.20-1.30（P） Dco（Ｅ２）-1.00-3.20-1.30（P） Dco（Ｂ）－ 1.00-3.20-1.30（P）
油水分離ます Ｔｙｐｅ　Ｂ	本線路肩部及びのり尻部に設置するもの（丸形プレキャストタイプ）	Dco（M）－φD-H

（３）　材料及び施工

油水分離ますに使用する材料及び施工は、共通仕様書５－４－１、５－４－２の規定を適用するものとする。

（４）　数量の検測

油水分離ますの数量の検測は、設計数量（箇所）で行うものとする。

（５）　支払

油水分離ますの支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、１箇所当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う基礎の施工、コンクリート製品の設置、接合部の施工等油水分離ますの施工に要する材料、労力、機械器具等本工事を完成させるために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

	単価表の項目	検測の単位
５－（９）	油水分離ます	
	Ｔｙｐｅ　Ａ	箇所
	Ｔｙｐｅ　Ｂ	箇所

２８－５　コンクリート構造物工

２８－５－１　構造物用コンクリート

（１）　種別

共通仕様書８－２－３「コンクリートの種別」に下記を追加する。

単価表の項目	使用区分	使用構造物
Ａ１－３（T）	坑門工のコンクリート	トンネル坑門
Ｃ２－１（T）	トンネルのインバートコンクリート	トンネルインバート

Ｃ２－１（ＴＳ）	避難連絡坑の底版コンクリート	底版コンクリート （鉄網入り）
Ｔ３－４（ＣⅠ）－Ｋ	トンネル（本坑）の覆工コンクリート （機械掘削部）	覆工コンクリート （繊維入り）
Ｔ３－４（ＣⅡ）－Ｋ		
Ｔ３－４（ＤⅠ）－Ｋ		
Ｔ３－４（ＤⅢａ）－Ｋ		
Ｔ３－４（ＣⅠ）－Ｂ	トンネル（本坑）の覆工コンクリート （爆破掘削部）	
Ｔ３－４（ＣⅡ－ａ）－Ｂ		
Ｔ３－４（ＣⅡ－ｂ）－Ｂ		
Ｔ３－４（ＤⅠ）－Ｂ		
Ｔ３－４（ＣⅡｓ）－Ｋ	トンネル（避難連絡坑）の覆工コンクリート （割岩掘削部）	
Ｔ３－４（ＤＩｓ）－Ｋ	トンネル（避難連絡坑）の覆工コンクリート （機械掘削部）	
Ｔ３－４（ＣⅡｓ）－Ｂ	トンネル（避難連絡坑）の覆工コンクリート （爆破掘削部）	

（２）　支払

共通仕様書８－２－１７「支払」に下記を追加する。

	単価表の項目	検測の単位
８－（１）	コンクリート	m^3
	Ａ１－３（Ｔ）	m^3
	Ｃ２－１（Ｔ）	m^3
	Ｃ２－１（ＴＳ）	m^3
	Ｔ３－４（ＣⅠ）－Ｋ	m^3
	Ｔ３－４（ＣⅡ）－Ｋ	m^3
	Ｔ３－４（ＤⅠ）－Ｋ	m^3
	Ｔ３－４（ＤⅢａ）－Ｋ	m^3
	Ｔ３－４（ＣⅠ）－Ｂ	m^3
	Ｔ３－４（ＣⅡ－ａ）－Ｂ	m^3
	Ｔ３－４（ＣⅡ－ｂ）－Ｂ	m^3
	Ｔ３－４（ＤⅠ）－Ｂ	m^3
	Ｔ３－４（ＣⅡｓ）－Ｋ	m^3
	Ｔ３－４（ＤＩｓ）－Ｋ	m^3
	Ｔ３－４（ＣⅡｓ）－Ｂ	m^3

２８－５－２　型わく工

（１）　種別

共通仕様書８－３－２「型わくの種別」に下記を追加する。

単価表の項目	使用箇所
Ｃ（Ａ）	坑門工の外側・内側及び妻部
Ｔ（Ｌ）	非常駐車帯部のトンネル覆工
Ｔ－Ｃ	避難連絡坑（車道用）のトンネル覆工
Ｔ－Ｄ	避難連絡坑（人道用）のトンネル覆工

（２）　支払

共通仕様書８－３－６「支払」に下記を追加する。

	単価表の項目	検測の単位
８－（２）	型わく	
	Ｃ（Ａ）	㎡
	Ｔ（Ｌ）	㎡
	Ｔ－Ｃ	㎡
	Ｔ－Ｄ	㎡

２８－５－３　鉄筋工

（１）　種別

共通仕様書８－４－２「鉄筋の種別」に下記を追加する。

単価表の項目	使用箇所	継手の種類
Ａ	坑門工に使用するもの	重ね継手
Ａ（Ｔ）	トンネル覆工及びインバートに使用するもの	重ね継手

（２）　支払

共通仕様書８－４－７「支払」に下記を追加する。

	単価表の項目	検測の単位
８－（３）	鉄筋	
	Ａ	t
	Ａ（Ｔ）	t

２８－６　トンネル工

２８－６－１　トンネル掘削

（１）　トンネル掘削方法

共通仕様書１２－４－２「トンネル掘削方法」に規定する掘削方法は、下記のとおりとする。

施工箇所	掘削方式	掘削工法	摘要
和賀仙人トンネル	爆破掘削	補助ベンチ付全断面掘削工法	本坑
	機械掘削	補助ベンチ付全断面掘削工法	本坑、坑口部
	爆破掘削	全断面掘削工法	避難連絡坑
	機械掘削		
	割岩掘削		

また、トンネル掘削時、本特記仕様書１０「関連施設その他との関係」（１）「道路・鉄道関係」、（３）「河川・水路関係」に示す関連施設への影響を考慮し、下記のとおりトンネル掘削を行うものとする。なお、掘削方式の変更は監督員が指示するものとする。

施工箇所	施工時期	掘削方式	関連施設名	摘要
ＳＴＡ６３＋５０～ＳＴＡ７１＋００	積雪中期間	機械掘削	ＪＲ北上線（防雪林含む）	近接
	上記を除く期間	爆破掘削		
ＳＴＡ６６＋２４～ＳＴＡ６６＋６４「ＣＩ－ａ」の地山特性	積雪中期間	機械掘削	仙人発電所導水路	交差
	上記を除く期間	爆破掘削（制御発破：ＤＳ段発電気雷管方式）		
ＳＴＡ６６＋６４～ＳＴＡ６７＋００「ＣＩ－ａ」の地山特性	積雪中期間	機械掘削		
	上記を除く期間	爆破掘削（制御発破：導火管付雷管方式）		
ＳＴＡ６７＋００～ＳＴＡ６７+８１「ＣⅡ－ａ」の地山特性	積雪中期間	機械掘削		
	上記を除く期間	爆破掘削（制御発破：ＤＳ段発電気雷管方式）		

（２） 種別

共通仕様書１２－４－４「トンネル掘削の種別」（１）は下記のとおりとする。

単価表の項目	区分内容
○－Ｂ１	爆破掘削方式による本坑部の掘削 （連続ベルトコンベア方式によるずり搬出）
○－Ｂ１－Ｌ	爆破掘削方式による非常駐車帯部の掘削 （連続ベルトコンベア方式によるずり搬出）
○－Ｂ２	爆破掘削方式（制御発破：ＤＳ段発電気雷管方式）による本坑部の掘削 （連続ベルトコンベア方式によるずり搬出）
○－Ｂ３	爆破掘削方式（制御発破：導火管付雷管方式）による本坑部の掘削 （連続ベルトコンベア方式によるずり搬出）
○－Ｋ	機械掘削方式による本坑部及び坑口部の掘削 （タイヤ方式によるずり搬出）
○－Ｋ１	機械掘削方式による本坑部及び坑口部の掘削 （連続ベルトコンベア方式によるずり搬出）
○－Ｋ１－Ｌ	機械掘削方式による非常駐車帯部の掘削 （連続ベルトコンベア方式によるずり搬出）
○－ｊ－Ｂ　－Ｓ	爆破掘削方式による人道用避難連絡坑部の掘削 （タイヤ方式によるずり搬出）
○－ｊ－Ｂ３－Ｓ	爆破掘削方式（制御発破：導火管付雷管方式）による人道用避難連絡坑部の掘削（タイヤ方式によるずり搬出）
○－ｃ－Ｂ　－Ｓ	爆破掘削方式による車道用避難連絡坑部の掘削 （タイヤ方式によるずり搬出）
○－ｃ－Ｂ３－Ｓ	爆破掘削方式（制御発破：導火管付雷管方式）による車道用避難連絡坑部の掘削（タイヤ方式によるずり搬出）
○－ｊ－Ｋ　－Ｓ	機械掘削方式による人道用避難連絡坑部の掘削 （タイヤ方式によるずり搬出）
○－ｊ－Ｋ２－Ｓ	割岩掘削方式による人道用避難連絡坑部の掘削 （タイヤ方式によるずり搬出）
○－ｃ－Ｋ２－Ｓ	割岩掘削方式による車道用避難連絡坑部の掘削 （タイヤ方式によるずり搬出）

（３） 分類

共通仕様書１２－４－４「トンネル掘削の種別」（２）は下記のとおりとする。

1. **トンネル掘削　ＣＩ－ａ（Ｈ）－Ｂ２**

共通仕様書１２－４－４「トンネル掘削の種別」（２）２）「トンネル掘削ＣＩ－ａ」の地山特性において、主に支保パターンＣＩ－ａ（Ｈ）が有効なもの。

2. **トンネル掘削　ＣＩ－ａ－ｉ（Ｈ）－Ｂ１**
トンネル掘削　ＣＩ－ａ－ｉ（Ｈ）－Ｋ１
共通仕様書１２－４－４「トンネル掘削の種別」（２）２）「トンネル掘削ＣＩ－ａ」の地山特性において、主に支保パターンＣＩ－ａ（Ｈ）が有効なものであり、供用後に隆起等の発生事例や発生後の交通規制等の難しさを考慮してインバートを設置するために掘削するもの。

3. **トンネル掘削　ＣⅡ－ａ－ｉ（Ｈ）－Ｂ１**
トンネル掘削　ＣⅡ－ａ－ｉ（Ｈ）－Ｋ１
共通仕様書１２－４－４「トンネル掘削の種別」（２）３）「トンネル掘削ＣⅡ－ａ」の地山特性において、主に支保パターンＣⅡ－ａ（Ｈ）が有効なものであり、供用後に隆起等の発生事例や発生後の交通規制等の難しさを考慮してインバートを設置するために掘削するもの。

4. **トンネル掘削　ＣⅡ－ｂ（Ｈ）－Ｂ１**
共通仕様書１２－４－４「トンネル掘削の種別」（２）４）「トンネル掘削ＣⅡ－ｂ」の地山特性において、主に支保パターンＣⅡ－ｂ（Ｈ）が有効なもの。

5. **トンネル掘削　ＣⅡ－ｂ－ｉ（Ｈ）－Ｂ１**
トンネル掘削　ＣⅡ－ｂ－ｉ（Ｈ）－Ｋ１
共通仕様書１２－４－４「トンネル掘削の種別」（２）４）「トンネル掘削ＣⅡ－ｂ」の地山特性において、主に支保パターンＣⅡ－ｂ（Ｈ）が有効なものであり、供用後に隆起等の発生事例や発生後の交通規制等の難しさを考慮してインバートを設置するために掘削するもの。

6. **トンネル掘削　ＤＩ－ｂ（Ｈ）－Ｂ１**
トンネル掘削　ＤＩ（Ｈ）－Ｋ１－Ｌ
トンネル掘削　ＤＩ－ｂ（Ｈ）－Ｋ
トンネル掘削　ＤＩ－ｂ（Ｈ）－Ｋ１
共通仕様書１２－４－４「トンネル掘削の種別」（２）６）「トンネル掘削ＤＩ－ｂ」の地山特性において、主に支保パターンＤＩ－ｂ（Ｈ）が有効なものであり、供用後に隆起等の発生事例や発生後の交通規制等の難しさを考慮してインバートを設置するために掘削するもの。

7. **トンネル掘削　ＤＩ－ｂ（Ｆ２）（Ｈ）－Ｂ１**
共通仕様書１２－４－４「トンネル掘削の種別」（２）６）「トンネル掘削ＤＩ－ｂ」の地山特性において、主に支保パターンＤＩ－ｂ（Ｈ）が有効なものであるが、風化が進行し亀裂の発達が懸念されるため施工時の地山の安定性･安全性の確保のために注入式フォアポーリングを併用する。また、供用後に隆起等の発生事例や発生後の交通規制等の難しさを考慮してインバートを設置するために掘削するもの。

8. **トンネル掘削　ＣⅡ－ｂ（Ｈ）－Ｂ１－Ｌ**
共通仕様書１２－４－４「トンネル掘削の種別」（２）４）「トンネル掘削ＣⅡ－ｂ」の地山特性において、主に支保パターンＣⅡ－ｂ（Ｈ）が有効なものであり、供用後に隆起等の発生事例や発生後の交通規制等の難しさを考慮してインバートを設置するために掘削するもの。

9. **トンネル掘削　ＤＩ－ａ（Ｈ）－Ｋ１**

共通仕様書１２－４－４「トンネル掘削の種別」（２）５）「トンネル掘削ＤＩ－ａ」の地山特性において、主に支保パターンＤＩ－ａ（Ｈ）が有効なものであり、供用後に隆起等の発生事例や発生後の交通規制等の難しさを考慮してインバートを設置するために掘削するもの。

10. **トンネル掘削　ＤＩ－ｂ（Ｆ１）（Ｈ）－Ｋ１**

共通仕様書１２－４－４「トンネル掘削の種別」（２）６）「トンネル掘削ＤＩ－ｂ」の地山特性において、支保パターンＤＩ－ｂ（Ｈ）が有効であるが、風化が進行し亀裂の発達が懸念されるため、施工時の地山の安定性・安全性の確保のために充填式フォアポーリングを併用するもの。また、供用後に隆起等の発生事例や発生後の交通規制等の難しさを考慮してインバートを設置するために掘削するもの。

11. **トンネル掘削　ＤⅢａ－１（Ｈ）－Ｋ１**

共通仕様書１２－４－４「トンネル掘削の種別」（２）８）「トンネル掘削ＤⅢａ」の地山特性において、支保パターンＤⅢａ（Ｈ）が有効であるが、低土被り区間の通過により、標準の先受け工では天端の抜け落ちや崩落ならびに地表面沈下が懸念されるため、施工時の地山の安定性・安全性の確保のために注入式フォアポーリングを併用するもの。また、供用後に隆起等の発生事例や発生後の交通規制等の難しさを考慮してインバートを設置するために掘削するもの。

12. **トンネル掘削　ＤⅢａ－２（Ｈ）－Ｋ**

共通仕様書１２－４－４「トンネル掘削の種別」（２）８）「トンネル掘削ＤⅢａ」の地山特性において、主に支保パターンＤⅢａ（Ｈ）が有効であるが、地すべり区間の通過により、標準の先受け工では天端の抜け落ちや崩落ならびに地表面沈下が懸念されるため、施工時の地山の安定性・安全性の確保のために長尺鋼管先受け工（坑外施工）を併用するもの。また、供用後に隆起等の発生事例や発生後の交通規制等の難しさを考慮してインバートを設置するために掘削するもの。

13. **トンネル掘削　ＤⅢａ－３（Ｈ）－Ｋ**

共通仕様書１２－４－４「トンネル掘削の種別」（２）８）「トンネル掘削ＤⅢａ」の地山特性において、主に支保パターンＤⅢａ（Ｈ）が有効であるが、地すべり区間の通過により、標準の先受け工では天端の抜け落ちや崩落ならびに地表面沈下が懸念されるため、施工時の地山の安定性・安全性の確保のために長尺鋼管先受け工（坑内施工）を併用するもの。また、供用後に隆起等の発生事例や発生後の交通規制等の難しさを考慮してインバートを設置するために掘削するもの。

14. **トンネル掘削　ＣⅡ－ｃ－Ｂ－Ｓ**
トンネル掘削　ＣⅡ－ｃ－Ｂ３－Ｓ
トンネル掘削　ＣⅡ－ｃ－Ｋ２－Ｓ

共通仕様書１２－４－４「トンネル掘削の種別」（２）４）「トンネル掘削ＣⅡ－ｂ」の地山特性において、既設車道用避難連絡坑を拡幅（標準部）するもので、主に支保パターンＣⅡ－ｃ－Ｂ－Ｓ、ＣⅡ－ｃ－Ｂ３－Ｓ、ＣⅡ－ｃ－Ｋ２－Ｓが有効なもの。

15. **トンネル掘削　ＣⅡ（Ｈ）－ｊ－Ｂ－Ｓ**
トンネル掘削　ＣⅡ（Ｈ）－ｊ－Ｂ３－Ｓ
トンネル掘削　ＣⅡ（Ｈ）－ｊ－Ｋ２－Ｓ
共通仕様書１２－４－４「トンネル掘削の種別」（２）４）「トンネル掘削ＣⅡ－ｂ」の地山特性において、既設人道用避難連絡坑を車道用に拡幅（標準部）するもので、主に支保パターンＣⅡ（Ｈ）－ｊ－Ｂ－Ｓ、ＣⅡ（Ｈ）－ｊ－Ｂ３－Ｓ、ＣⅡ（Ｈ）－ｊ－Ｋ２－Ｓが有効なもの。

16. **トンネル掘削　ＣⅡａ（Ｈ）－ｊ－Ｋ２－Ｓ**
共通仕様書１２－４－４「トンネル掘削の種別」（２）４）「トンネル掘削ＣⅡ－ｂ」の地山特性において、既設人道用避難連絡坑を車道用に拡幅（Ｉ期線取付部）するもので、主に支保パターンＣⅡａ（Ｈ）－ｊ－Ｋ２－Ｓが有効なもの。

17. **トンネル掘削　ＣⅡａ－ｃ－Ｋ２－Ｓ**
共通仕様書１２－４－４「トンネル掘削の種別」（２）４）「トンネル掘削ＣⅡ－ｂ」の地山特性において、既設車道用避難連絡坑を拡幅（Ｉ期線取付部）するもので、主に支保パターンＣⅡａ－ｃ－Ｋ２－Ｓが有効なもの。

18. **トンネル掘削　ＤＩ－ｊ－Ｋ－Ｓ**
共通仕様書１２－４－４「トンネル掘削の種別」（２）４）「トンネル掘削ＤＩ－ｂ」の地山特性において、既設人道用避難連絡坑を車道用に拡幅（標準部）するもので、主に支保パターンＤＩ－ｊ－Ｋ－Ｓが有効なもの。

19. **トンネル掘削　ＤＩａ－ｊ－Ｋ－Ｓ**
共通仕様書１２－４－４「トンネル掘削の種別」（２）４）「トンネル掘削ＤＩ-ｂ」の地山特性において、既設人道用避難連絡坑を車道用に拡幅（Ｉ期線取付部）するもので、主に支保パターンＤＩａ－ｊ－Ｋ－Ｓが有効なもの。

（４）　施工

トンネル掘削中、切羽において既往土質調査及び本特記仕様書２８－２６調査ボーリング工の結果において想定していない地質（区分不明土）が出現した場合は、監督員と協議の上、当該切羽～10m区間の掘削ずり全量から５点採取・混合し1試料として別途分析試験を実施することとする。分析試験は本特記仕様書２８－２６調査ボーリング工の単価項目「詳細分析試験」によるものとする。 区分不明土とは、既往土質地質調査及び本特記仕様書２８－２６「調査ボーリング工　詳細分析試験」の結果から、要管理土または健全土へのずりの選別を行うことができないずりをいう。区分不明土が確認された際について、区分不明土の処理方法については監督員と協議するものとする。なお、要管理土及び健全土の定義は本特記仕様書２８－６－５「ずり処理工」に記載のとおりである。

（５）　支払

共通仕様書１２－４－１０「支払」に下記を追加する。

	単価表の項目	検測の単位
１２－（１）	トンネル掘削	
	ＣＩ－ａ（Ｈ）－Ｂ２	m^3
	ＣＩ－ａ－ｉ（Ｈ）－Ｂ１	m^3

ＣⅡ－ａ－ｉ（Ｈ）－Ｂ１　　㎥
ＣⅡ－ｂ（Ｈ）－Ｂ１　　㎥
ＣⅡ－ｂ－ｉ（Ｈ）－Ｂ１　　㎥
ＤＩ－ｂ（Ｈ）－Ｂ１　　㎥
ＤＩ－ｂ（Ｆ２）（Ｈ）－Ｂ１　　㎥
ＣⅡ－ｂ（Ｈ）－Ｂ１－Ｌ　　㎥
ＣＩ－ａ－ｉ（Ｈ）－Ｋ１　　㎥
ＣⅡ－ａ－ｉ（Ｈ）－Ｋ１　　㎥
ＣⅡ－ｂ－ｉ（Ｈ）－Ｋ１　　㎥
ＤＩ－ａ（Ｈ）－Ｋ１　　㎥
ＤＩ－ｂ（Ｈ）－Ｋ　　㎥
ＤＩ－ｂ（Ｈ）－Ｋ１　　㎥
ＤＩ－ｂ（Ｆ１）（Ｈ）－Ｋ１　　㎥
ＤⅢａ－１（Ｈ）－Ｋ１　　㎥
ＤⅢａ－２（Ｈ）－Ｋ　　㎥
ＤⅢａ－３（Ｈ）－Ｋ　　㎥
ＤＩ（Ｈ）－Ｋ１－Ｌ　　㎥
ＣⅡ－ｃ－Ｂ－Ｓ　　㎥
ＣⅡ－ｃ－Ｂ３－Ｓ　　㎥
ＣⅡ（Ｈ）－ｊ－Ｂ－Ｓ　　㎥
ＣⅡ（Ｈ）－ｊ－Ｂ３－Ｓ　　㎥
ＣⅡ－ｃ－Ｋ２－Ｓ　　㎥
ＣⅡａ－ｃ－Ｋ２－Ｓ　　㎥
ＣⅡ（Ｈ）－ｊ－Ｋ２－Ｓ　　㎥
ＣⅡａ（Ｈ）－ｊ－Ｋ２－Ｓ　　㎥
ＤＩ－ｊ－ Ｋ－Ｓ　　㎥
ＤＩａ－ｊ－Ｋ－Ｓ　　㎥

２８－６－２　吹付けコンクリート工

（１）　種別

共通仕様書１２－５－３「吹付コンクリートの種別」に下記を追加する。

単価表の項目	区分内容
吹付けコンクリート工 　吹付けコンクリートＡ（ｔ＝７㎝）ＣＩ（Ｂ）	支保パターン ＣＩ－ａ（Ｈ）－Ｂ２ ＣＩ－ａ－ｉ（Ｈ）－Ｂ１
吹付けコンクリート工 　吹付けコンクリートＡ（ｔ＝７㎝）ＣＩ（Ｋ）	支保パターン ＣＩ－ａ－ｉ（Ｈ）－Ｋ１

吹付けコンクリート工 吹付けコンクリートＡ（ｔ＝５㎝）ＣⅡ（Ｂ）	支保パターン ＣⅡ（Ｈ）－ｊ－Ｂ－Ｓ ＣⅡ（Ｈ）－ｊ－Ｂ３－Ｓ
吹付けコンクリート工 吹付けコンクリートＡ（ｔ＝５㎝）ＣⅡ（Ｋ）	支保パターン ＣⅡ（Ｈ）－ｊ－Ｋ２－Ｓ
吹付けコンクリート工 吹付けコンクリートＡ（ｔ＝７㎝）ＣⅡ－ａ（Ｂ）	支保パターン ＣⅡ－ａ－ｉ（Ｈ）－Ｂ１
吹付けコンクリート工 吹付けコンクリートＡ（ｔ＝７㎝）ＣⅡ－ｂ（Ｂ）	支保パターン ＣⅡ－ｂ（Ｈ）－Ｂ１ ＣⅡ－ｂ－ｉ（Ｈ）－Ｂ１
吹付けコンクリート工 吹付けコンクリートＡ（ｔ＝７㎝）ＣⅡ－ａ（Ｋ）	支保パターン ＣⅡ－ａ－ｉ（Ｈ）－Ｋ１
吹付けコンクリート工 吹付けコンクリートＡ（ｔ＝７㎝）ＣⅡ－ｂ（Ｋ）	支保パターン ＣⅡ－ｂ－ｉ（Ｈ）－Ｋ１
吹付けコンクリート工 吹付けコンクリートＡ（ｔ＝１０㎝）ＣⅡ（Ｂ）	支保パターン ＣⅡ－ｂ（Ｈ）－Ｂ１－Ｌ（Ｌ）
吹付けコンクリート工 吹付けコンクリートＡ（ｔ＝２５㎝）ＣⅡ（Ｋ）	支保パターン ＣⅡａ（Ｈ）－ｊ－Ｋ２－Ｓ
吹付けコンクリート工 吹付けコンクリートＡ（ｔ＝１０㎝）ＤⅠ（Ｂ）	支保パターン ＤⅠ－ｂ（Ｈ）－Ｂ１ ＤⅠ－ｂ（Ｆ２）（Ｈ）－Ｂ１
吹付けコンクリート工 吹付けコンクリートＡ（ｔ＝１０㎝）ＤⅠ（Ｋ）	支保パターン ＤⅠ－ａ（Ｈ）－Ｋ１ ＤⅠ－ｂ（Ｈ）－Ｋ ＤⅠ－ｂ（Ｈ）－Ｋ１ ＤⅠ－ｂ（Ｆ１）（Ｈ）－Ｋ１
吹付けコンクリート工 吹付けコンクリートＡ（ｔ＝１５㎝）ＤⅠ（Ｋ）	支保パターン ＤⅠ（Ｈ）－Ｋ１－Ｌ（Ｌ）
吹付けコンクリート工 吹付けコンクリートＡ（ｔ＝２０㎝）ＤⅢ（Ｋ）	支保パターン ＤⅢａ－１（Ｈ）－Ｋ１ ＤⅢａ－２（Ｈ）－Ｋ ＤⅢａ－３（Ｈ）－Ｋ
吹付けコンクリート工 吹付けコンクリートＢ（ｔ＝５㎝）ＣⅡ（Ｂ）	支保パターン ＣⅡ－ｃ－Ｂ－Ｓ ＣⅡ－ｃ－Ｂ３－Ｓ
吹付けコンクリート工 吹付けコンクリートＢ（ｔ＝５㎝）ＣⅡ（Ｋ）	支保パターン ＣⅡ－ｃ－Ｋ２－Ｓ
吹付けコンクリート工 吹付けコンクリートＢ（ｔ＝２５㎝）ＣⅡ（Ｋ）	支保パターン ＣⅡａ－ｃ－Ｋ２－Ｓ

吹付けコンクリート工 　吹付けコンクリートＢ（ｔ＝１０㎝）ＤＩ（Ｋ）	支保パターン ＤＩ－ｊ－Ｋ－Ｓ
吹付けコンクリート工 　吹付けコンクリートＢ（ｔ＝２５㎝）ＤＩ（Ｋ）	支保パターン ＤＩａ－ｊ－Ｋ－Ｓ

単価項目の末尾の記号（Ｂ）：爆破掘削、（Ｋ）：機械掘削とする。

（２）　支払

共通仕様書１２－５－７「支払」に下記を追加する。

	単価表の項目	検測の単位
１２－（２）	吹付けコンクリート工	
	吹付けコンクリートＡ（ｔ＝７㎝）ＣＩ（Ｂ）	㎡
	吹付けコンクリートＡ（ｔ＝７㎝）ＣＩ（Ｋ）	㎡
	吹付けコンクリートＡ（ｔ＝５㎝）ＣⅡ（Ｂ）	㎡
	吹付けコンクリートＡ（ｔ＝５㎝）ＣⅡ（Ｋ）	㎡
	吹付けコンクリートＡ（ｔ＝７㎝）ＣⅡ－ａ（Ｂ）	㎡
	吹付けコンクリートＡ（ｔ＝７㎝）ＣⅡ－ｂ（Ｂ）	㎡
	吹付けコンクリートＡ（ｔ＝７㎝）ＣⅡ－ａ（Ｋ）	㎡
	吹付けコンクリートＡ（ｔ＝７㎝）ＣⅡ－ｂ（Ｋ）	㎡
	吹付けコンクリートＡ（ｔ＝１０㎝）ＣⅡ（Ｂ）	㎡
	吹付けコンクリートＡ（ｔ＝２５㎝）ＣⅡ（Ｋ）	㎡
	吹付けコンクリートＡ（ｔ＝１０㎝）ＤＩ（Ｂ）	㎡
	吹付けコンクリートＡ（ｔ＝１０㎝）ＤＩ（Ｋ）	㎡
	吹付けコンクリートＡ（ｔ＝１５㎝）ＤＩ（Ｋ）	㎡
	吹付けコンクリートＡ（ｔ＝２０㎝）ＤⅢ（Ｋ）	㎡
	吹付けコンクリートＢ（ｔ＝５㎝）ＣⅡ（Ｂ）	㎡
	吹付けコンクリートＢ（ｔ＝５㎝）ＣⅡ（Ｋ）	㎡
	吹付けコンクリートＢ（ｔ＝２５㎝）ＣⅡ（Ｋ）	㎡
	吹付けコンクリートＢ（ｔ＝１０㎝）ＤＩ（Ｋ）	㎡
	吹付けコンクリートＢ（ｔ＝２５㎝）ＤＩ（Ｋ）	㎡

２８－６－３　ロックボルト工

（１）　種別

共通仕様書１２－６－３「ロックボルト工の種別」に下記を追加する。

単価表の項目	ロックボルトの長さ（m）	耐力	定着方式
Ａ（Ｌ＝２．０ｍ）Ａ	２．０	耐力１１０ｋＮ以上	全面定着型 （早強セメントモルタル）

（２）　支払

共通仕様書１２－６－６「支払」に下記を追加する。

	単価表の項目	検測の単位
１２－（３）	ロックボルト工	
	Ａ（Ｌ＝２．０ｍ）Ａ	本

２８－６－４　鋼アーチ支保工

（１）　種別

共通仕様書１２－７－３「鋼アーチ支保工の種別」に下記を追加する。

単価表の項目	区分内容
鋼アーチ支保工　ＣⅡ－Ｌｓｕ（Ｈ）	非常駐車帯すり付け部の主に支保パターンＣⅡ（高規格材仕様）に使用
鋼アーチ支保工　ＤＩ－Ｌｓｕ（Ｈ）	非常駐車帯すり付け部の主に支保パターンＤＩ（高規格材仕様）に使用

（２）　支払

共通仕様書１２－７－６「支払」に下記を追加する。

	単価表の項目	検測の単位
１２－（４）	鋼アーチ支保工	
	ＣⅡ－Ｌｓｕ（Ｈ）	基
	ＤＩ－Ｌｓｕ（Ｈ）	基

２８－６－５　ずり処理工

（１）　ずりの運搬方式

共通仕様書１２－９－２「ずりの処理」に下記を追加する。

施工場所	ずり運搬方式
本坑（東側坑口）から３００ｍ区間	タイヤ方式（１０ｔダンプトラック）
本坑（東側坑口）から３００ｍ以降の区間	連続ベルトコンベア方式
インバート・避難連絡坑	タイヤ方式（１０ｔダンプトラック）

（２） 種別

共通仕様書１２－９－１「定義」に下記を追加する。

単価表の項目	作業内容
ずり処理工 Ａ１	1. トンネル掘削により生じたずりのタイヤ方式による掘削切羽から坑外ずり積替え場までの運搬。 2. 坑外ずり積替え場でのずり積込、湯田ダム本線外盛土場路体部までのずり運搬、敷均し、締固め、含水比の調整、整形、仕上げ等湯田ダム本線外盛土場の盛土管理を行う。
ずり処理工 Ａ２	1. トンネル掘削により生じたずりのタイヤ方式による掘削切羽から坑外ずり積替え場までの運搬。 2. 冬季期間は、坑外ずり積替え場でのずりの積込、岩沢本線外仮置場までの運搬、敷均し、整形。 3. 冬季期間終了後、岩沢本線外仮置場路体部での敷均し、締固め、含水比の調整、整形、仕上げ等岩沢本線外仮置場の盛土管理を行う。
ずり処理工 Ａ３	1. トンネル掘削により生じたずりのタイヤ方式による掘削切羽から坑外ずり積替え場までの運搬。 2. 冬季期間は、坑外ずり積替え場でのずりの積込、岩沢本線外仮置場までの運搬、敷均し、整形。 3. 冬季期間終了後、岩沢本線外仮置場でのずりの積込、湯田ダム本線外盛土場路体部までの運搬、敷均し、締固め、含水比の調整、整形、仕上げ等湯田ダム本線外盛土場の盛土管理を行う。
ずり処理工 Ａ４	1. トンネル掘削により生じたずりの連続ベルトコンベア方式による掘削切羽から坑外ずり積替え場までの運搬。 2. 坑外ずり積替え場でのずり積込、湯田ダム本線外盛土場路体部までのずり運搬、敷均し、締固め、含水比の調整、整形、仕上げ等湯田ダム本線外盛土場の盛土管理を行う。
ずり処理工 Ａ５	1. トンネル掘削により生じたずりの連続ベルトコンベア方式による掘削切羽から坑外ずり積替え場までの運搬。 2. 冬季期間は、坑外ずり積替え場でのずりの積込、岩沢本線外仮置場までの運搬、敷均し、整形。 3. 冬季期間終了後、岩沢本線外仮置場でのずりの積込、湯田ダム本線外盛土場路体部までの運搬、敷均し、締固め、含水比の調整、整形、仕上げ等湯田ダム本線外盛土場の盛土管理を行う。
ずり処理工 Ａ６	1. トンネル掘削により生じたずりの連続ベルトコンベア方式による掘削切羽から坑外ずり積替え場までの運搬。 2. 坑外ずり積替え場でのずり積込、本線上下部路体部、上下部路床部、本線補強土壁工裏込め部までのずり運搬、敷均し、締固め、含水比の調整、整形仕上げ等本線部の盛土管理を行う。

ずり処理工 Ａ７	1. トンネル掘削により生じたずりの連続ベルトコンベア方式による掘削切羽から坑外ずり積替え場までの運搬。 2. 坑外ずり積替え場でのずり積込、東側坑口押え盛土部及び本線補強土壁工裏込め部までのずり運搬、敷均し、締固め、含水比の調整、整形、仕上げ等補強土壁裏込め工を含む東坑口部の盛土管理を行う。
ずり処理工 Ｃ１	1. トンネル掘削により生じたずりの連続ベルトコンベア方式による掘削切羽から坑外ずり積替え場までの運搬。 2. 坑外ずり積替え場でのずり積込、インバート埋戻し部までのずり運搬。
ずり処理工 Ｃ２	既往土質地質調査及び本特記仕様書２８－２６「調査ボーリング工詳細分析試験」の結果から、要管理土と判断された掘削ずりについて 1. トンネル掘削により生じたずりのタイヤ方式による掘削切羽から坑外ずり積替え場までの運搬。 2. 冬季期間は、坑外ずり積替え場でのずりの積込、岩沢本線外仮置場までの運搬、敷均し、整形。 3. 冬季期間終了後、岩沢本線外仮置場でのずりの積込、南本内ヤードへの運搬、敷均し、整形。 4. 南本内ヤードでのずり積込、川尻本線外盛土場内要対策土仮置場への運搬。
ずり処理工 Ｃ３	既往土質地質調査及び本特記仕様書２８－２６「調査ボーリング工詳細分析試験」の結果から、要管理土と判断された掘削ずりについて、 1. トンネル掘削により生じたずりの連続ベルトコンベア方式による掘削切羽から坑外ずり積替え場までの運搬。 2. 冬季期間は、坑外ずり積替え場でのずりの積込、岩沢本線外仮置場までの運搬、敷均し、整形。 3. 冬季期間終了後、岩沢本線外仮置場でのずりの積込、川尻本線外盛土場内要対策土仮置場への運搬。
ずり処理工 Ｃ４	既往土質地質調査及び本特記仕様書２８－２６「調査ボーリング工詳細分析試験」の結果から、要管理土と判断された掘削ずりについて、 1. トンネル掘削により生じたずりのタイヤ方式による掘削切羽から坑外ずり積替え場までの運搬。 2. 坑外ずり積替え場でのずりの積込、南本内ヤードへの運搬、敷均し、整形。 3. 南本内ヤードでのずりの積込、川尻本線外盛土場内要対策土仮置場への運搬。

ずり処理工 Ｃ５	既往土質地質調査及び本特記仕様書２８－２６「調査ボーリング工詳細分析試験」の結果から、要管理土と判断された掘削ずりについて、 1. トンネル掘削により生じたずりの連続ベルトコンベア方式による掘削切羽から坑外ずり積替え場までの運搬。 2. 坑外ずり積替え場でのずりの積込、南本内ヤードへの運搬、敷均し、整形。 3. 南本内ヤードでのずりの積込、川尻本線外盛土場内要対策土仮置場への運搬。
ずり処理工 Ｃ６	1. トンネル掘削により生じたずりの連続ベルトコンベア方式による掘削切羽から坑外ずり積替え場までの運搬。 2. 坑外ずり積替え場でのずりの積込、川尻本線外盛土場への運搬。
ずり処理工 Ｃ７	既往土質地質調査及び本特記仕様書２８－２６「調査ボーリング工詳細分析試験」の結果から、要管理土と判断された掘削ずりについて、 1. トンネル掘削により生じたずりの連続ベルトコンベア方式による掘削切羽から坑外ずり積替え場までの運搬。 2. 坑外ずり積替え場でのずりの積込、川尻本線外盛土場内要対策土仮置場までの運搬。
ずり処理工 Ｃ８	1. トンネル掘削により生じたずりの連続ベルトコンベア方式による掘削切羽から坑外ずり積替え場までの運搬。 2. 坑外ずり積替え場でのずり積込、越中畑本線外盛土場への運搬。
ずり処理工 Ｃ９	1. トンネル掘削により生じたずりの連続ベルトコンベア方式による掘削切羽から坑外ずり積替え場までの運搬。 2. 冬季期間は、坑外ずり積替え場でのずりの積込、岩沢本線外仮置場までの運搬、敷均し、整形。 3. 冬季期間終了後、岩沢本線外仮置場でのずりの積込、越中畑本線外盛土場への運搬。
ずり処理工 Ｃ１０	既往土質地質調査及び本特記仕様書２８－２６「調査ボーリング工詳細分析試験」の結果から、要管理土と判断された掘削ずりについて、 1. トンネル掘削により生じたずりの連続ベルトコンベア方式による掘削切羽から坑外ずり積替え場までの運搬。 2. 冬季期間は、坑外ずり積替え場でのずりの積込、岩沢本線外仮置場までの運搬、敷均し、整形。 3. 冬季期間終了後、岩沢本線外仮置場でのずりの積込み、越中畑本線外盛土場内要対策土仮置場までの運搬。

（３）　ずりの処理

共通仕様書１２－９－２「ずりの処理」に下記を追加する。

異物の混在状況により、ずり選別等の処理が別途必要と監督員が認めた場合には、これに要する費用について監督員と受注者とで協議し定めるものとする。

（４）　支払

共通仕様書１２－９－４「支払」に下記を追加する。

	単価表の項目	検測の単位
１２－（６）	ずり処理工	
	Ａ１	m^3
	Ａ２	m^3
	Ａ３	m^3
	Ａ４	m^3
	Ａ５	m^3
	Ａ６	m^3
	Ａ７	m^3
	Ｃ１	m^3
	Ｃ２	m^3
	Ｃ３	m^3
	Ｃ４	m^3
	Ｃ５	m^3
	Ｃ６	m^3
	Ｃ７	m^3
	Ｃ８	m^3
	Ｃ９	m^3
	Ｃ１０	m^3

２８－６－６　計測工

（１）　定義

共通仕様書１２－１２－１「定義」に下記を追加する。

計測工Ｃとは、Ⅱ期線掘削前に行う基礎資料を得るための計測とⅡ期線トンネル掘削時のＩ期線トンネルへの影響を監視するために行う計測をいう。

計測工　Ｂ：５）吹付コンクリートの応力測定

６）支保工応力測定

７）地表面沈下測定　Ｂ

計測工　Ｃ：１）内空変位測定

２）覆工コンクリート応力測定

３）坑内温度測定

４）発破振動測定

単価表の項目	主な機器種別、規格	摘要
計測工　C 内空変位測定	・自動計測レーザー式測距（精度±1.5㎜） ※内空変位測定及び天端沈下測定	設置機器は新品とし、工期末に、監督員へ引き渡すものとする。
計測工　C 覆工コンクリート応力測定	・自動計測ひずみ計 （測定範囲±1500㎜×10^{-6}）	
計測工　C 坑内温度測定	・自動計測温度計 （測定範囲-30～80℃、測定誤差±0.3℃）	
計測工　C 発破振動測定	・電動式振動速度計（速度型振動素子　周波数帯10～1000Ｈｚ） ・計測コントローラー（防塵防滴型PC）	

（２）　施工

１）計測工Ｃの計測器の設置及び撤去は本特記仕様書１２－５「通行止め」に示す期間の夜間作業で行うものとする。

２）計測工Ｃの計測機器の設置時期及び撤去時期、設置及び撤去に伴い生じる追加規制、計測時期及び自動観測による計測機器・計測データ収集設備の設置、データの回収、測定データの取りまとめ等については別途監督員と協議するものとする。また、Ｉ期線トンネルの計測機器の設置、撤去、計測方法の変更及び追加を指示した場合、受注者はその指示に従うものとし、これに要する費用については監督員と受注者とで協議し定めるものとする。

単価表の項目	区分内容
計測工　B 地中変位測定　Ｌ＝８．０ｍ	トンネル周辺の変位量の測定、先行沈下・ゆるみ等の地山挙動の把握
計測工　B 吹付コンクリート応力測定	吹付けコンクリートに生じる応力の大きさ及び分布状況の把握
計測工　B 支保工応力測定	鋼アーチ支保工に生じる応力の大きさや分布状況の把握
計測工　B 地山試料試験	地山分類の再評価、解析等に用いる地山特性値の把握
計測工　B ロックボルトの軸力試験 Ｌ＝３．０ｍ（１７０ｋＮ）	ロックボルトに生じたひずみから、軸力の大きさ、分布状況の把握
計測工　B ロックボルトの軸力試験 Ｌ＝４．０ｍ（１７０ｋＮ）	
計測工　B ロックボルトの軸力試験 Ｌ＝４．０ｍ（２９０ｋＮ）	

計測工　B 　地表面沈下測定　B	トンネルの掘削による地表面への影響，沈下防止対策の効果の判断。 また、測定頻度については計測工Ａ（地表面沈下測定Ａ）に準ずるものとし、計測期間については掘削開始から６ヶ月間とする。
計測工　C 　内空変位測定	トンネルの変状及び内空寸法、天端沈下量を計測し、安全性を判断するための計測機器の設置及び撤去。
計測工　C 　覆工コンクリート応力測定	トンネル覆工に生じる応力状態を把握し、安全性を判断するため計測機器の設置及び撤去。
計測工　C 　坑内温度測定	坑内の温度変化を把握し、核計測機器の温度補正値を設定ための計測機器の設置及び撤去。
計測工　C 　発破振動測定	爆破掘削において、伝播する発破振動の大きさを計測し、Ｉ期線トンネルの構造に影響を与えないよう発破を管理するための計測機器の設置及び撤去。

（３）　支払

共通仕様書１２－１２－４「支払」に、下記を追加する。

計測工Ｃの支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、それぞれ１箇所当りの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う計測機器の設置等計測工Ｃの施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

	単価表の項目	検測の単位
１２－（８）	計測工　B	
	地中変位測定　Ｌ＝８．０ｍ	箇所
	吹付コンクリート応力測定	箇所
	支保工応力測定	箇所
	地山試料試験	箇所
	ロックボルトの軸力試験　Ｌ＝３．０ｍ（１７０ｋＮ）	本
	ロックボルトの軸力試験　Ｌ＝４．０ｍ（１７０ｋＮ）	本
	ロックボルトの軸力試験　Ｌ＝４．０ｍ（２９０ｋＮ）	本
	地表面沈下測定　B	断面
	計測工　C	
	内空変位測定	箇所
	覆工コンクリート応力測定	箇所
	坑内温度測定	箇所
	発破振動測定	箇所

２８－６－７　汚濁水処理工

（１）　汚濁水処理工の処理基準

汚濁水処理工の設備規模、原水状況、処理水基準は下記のとおりとする。

項目	区分内容	摘要
設備規模	２１０㎥／ｈ	
想定流入原水量	９７．２㎥／ｈ	工事使用水量：２０．０㎥／ｈ
流入原水　ＳＳ濃度	３，０００ppm	
流入原水　ｐＨ値	１２	
処理水基準　ＳＳ濃度	２５ｍｇ/Ｌ以下 （日平均４０ppm）	岩手県「水質汚濁防止法に基づく排水基準を定める条例」
処理水基準　ｐＨ値	５．８以上８．６以下	
脱水処理後の含水率	４０％以下	

トンネル掘削等による濁水は、濁りの処理を行った後、関連法令に従って放流するものとし、沈殿物の処理方法、水質管理方法について記載した施工計画書を監督員に提出しなければならない。

なお、工事中に著しい湧水の発生等により、施設の変更等による処理が必要と監督員が認めた場合には、新たな処理方法及びこれに要する費用について監督員と受注者とで協議し定めるものとする。

２８－６－８　フリッカ設備工

（１）　種別

共通仕様書１２－２０－１「定義」に規定するフリッカ設備工の単価表の項目及び区分内容は、下記のとおりとする。

単価表の項目	内容	摘要
フリッカ設備工 フリッカ設備（供用）	設備容量：１８００Ｋｖａｒ	
フリッカ設備工 フリッカ設備設置工	設備容量：１８００Ｋｖａｒ	掘削開始時　１回
フリッカ設備工 フリッカ設備撤去工	設備容量：１８００Ｋｖａｒ	掘削完了時　１回

２８－７　敷砂利工及び簡易舗装工

（１）　種別

共通仕様書１８－５－１「定義」（１）及び（２）に規定する敷砂利工及び簡易舗装工の単価表の項目及び区分内容は、下記のとおりとする。

単価表の項目	材料の種類	場所
敷砂利工（ｔ＝１０㎝）	ＲＣ－４０	岩沢本線外仮置場内付替道路

簡易舗装工 　切込砕石路盤工（ｔ＝２０㎝）	ＲＣ－４０	岩沢本線外仮置場、④岩沢工事用道路
簡易舗装工 　加熱アスファルト表層工（ｔ＝５㎝）	再生アスファルト混合物（密粒度２０）	岩沢本線外仮置場、④岩沢工事用道路

２８－８　コンクリートシール工

（１）　種別

コンクリートシール工の単価表の項目の種別は、次のとおりとする。

単価表の項目	区分内容
コンクリートシール工 　ｔ＝１０㎝　Ａ	コンクリートの運搬、打込み、仕上げ、被膜養生、充てん材、目地板等の施工を行うもの

（２）　支払

共通仕様書１８－１０－４「支払」は、下記のとおりとする。

コンクリートシール工の支払は前項の規定に従って検測された数量に対し、１㎡当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行うコンクリートの運搬、打込み、仕上げ、被膜養生、充てん材、目地材等コンクリートシール工の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

	単価表の項目	検測の単位
１８－（１５）	コンクリートシール工 　ｔ＝１０㎝　Ａ	㎡

２８－９　構造物等取壊し工

（１）　種別

共通仕様書１８－１２－２「種別」に規定する構造物取壊し工の単価表の項目及び区分内容は、下記のとおりとする。

単価表の項目	区分内容
構造物等取壊し工 　コンクリート構造物取壊し（Ｔｙｐｅ　Ａ）	コンクリート構造物（無筋）の取壊し、積込、再生資源化施設への運搬及び処理 （機械施工：大型ブレーカー）
構造物等取壊し工 　コンクリート構造物取壊し（Ｔｙｐｅ　Ｂ）	コンクリート構造物（有筋）の取壊し、積込、再生資源化施設への運搬及び処理 （機械施工：大型ブレーカー）
構造物等取壊し工 　アスファルト舗装版取壊し（Ｔｙｐｅ　Ａ）	アスファルトコンクリートの剥ぎ取り、積込、再生資源化施設への運搬及び処理 （機械施工：バックホウ、ｔ＝５ｃｍ）

（１） 施工

共通仕様書１８－１２－３「施工」に、下記を追加する。

構造物等取壊しにおいて、設計図書に示される構造物以外の取壊しが必要な構造物が発見された場合は、監督員に報告し、その指示に従うものとする。この場合の費用は、監督員と協議を行うものとする。

（２） 支払

共通仕様書１８－１２－５「支払」（１）に、下記を追加する。

	単価表の項目	検測の単位
１８－（１７）	構造物等取壊し工	
	コンクリート構造物取壊し（Ｔｙｐｅ　Ａ）	㎥
	コンクリート構造物取壊し（Ｔｙｐｅ　Ｂ）	㎥
	アスファルト舗装版取壊し（Ｔｙｐｅ　Ａ）	㎡

２８－１０　交通規制工

（１）種別

共通仕様書１９－３－２「種別」に規定する交通規制工の単価表の項目、交通規制箇所、交通規制内の施工内容及び規制時間は、下記のとおりとする。

単価表の項目	交通規制箇所	交通規制内の施工内容	規制可能時間帯
交通規制工 路肩規制　Ａ	ＳＴＡ２９＋５０ ～ＳＴＡ４６＋１０	仮設防護柵設置	9:00～17:00 (9:30～16:30)

① 各単価項目に含まれる交通保安要員の配置場所及び人数については設計図に示すとおりとする。

② 上表の規制時間とは、１回当たりとして検測する交通規制工のうち、規制設置開始（標識設置開始）から規制撤去完了（標識撤去完了）までの時間である。

③ （　）内の時間は、交通規制内の施工可能時間を示す。

なお、受注者は、工事規制による著しい渋滞、交通の危険又はそれらの恐れがある場合及び異常気象時には監督員の指示により規制開始の延期または規制解除（工事中止）する措置を講ずるものとする。これらの措置によるもの等受注者の責によらず、交通規制箇所及び交通規制内の施工可能時間が大幅に変更となった場合、これらに要する費用については、監督員と受注者とで協議し定めるものとする。

（２） 施工

日々の施工終了時には、交通規制材を含むすべての資機材等を撤去するものとするが、監督員が資機材等の存置を認めた場合はこの限りではない。

（３） 材料

交通規制工に使用する規制機材は設計図に示すとおりとする。

（４） 交通規制工実施報告書の提出時期について

共通仕様書１９－３－３「交通規制計画」に規定する交通規制工実施報告書は月ごとに作成し、翌月上旬までに提出するものとする。

（５） 支払

共通仕様書１９－３－５「支払」に、下記を追加する。

契約単価には設計図書及び監督員の指示に従って行う交通規制の設置、保守及び撤去に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

	単価表の項目	検測の単位
１９－（１）	交通規制工	
	路肩規制　Ａ	回

２８－１１　交通保安要員

２８－１１－１　種別

（１） 共通仕様書１９－４－２「種別」に下記を追加する。

単価表の項目	配置時間 （拘束時間）	交代要員 の計上
交通誘導警備員Ａ	9:00～17:00 （8:30～17:30）	無
交通誘導警備員Ｂ		

上表の配置時間は、作業時間（休憩時間を含む）とする。

（２） 交通保安要員の配置場所、配置人数、交代要員は次のとおりとする。

単価表の項目	配置場所		配置人数	交代要員	配置期間
交通誘導警備員Ａ	1 : ① 国道107号 （岩沢工事用道路進入路）	国道107号と市道との交差部	１人	－	トンネル・土工施工時
	12 : ① 国道107号 （越中畑本線外盛土場進入路）	国道107号と町道との交差部	１人	－	土砂運搬時
交通誘導警備員Ｂ	2 : ② 北上市道6016016番線 （岩沢工事用道路）	市道交差点	１人	－	トンネル・土工施工時
	3 : ③ 北上市道6002034番線 （岩沢工事用道路）	市道交差点	１人	－	トンネル・土工施工時
	4 : ④ 北上市道6013846番線 （岩沢工事用道路）	市道交差点	１人	－	トンネル・土工施工時
	5 : ⑤ 北上市道6013846番線 （岩沢工事用道路）	市道交差点	１人	－	トンネル・土工施工時

交通誘導警備員 B	6 : ⑥　県道133ゆだ錦秋湖停車場線 （耳取工事用道路）	県道と錦秋湖本線外盛土場進入路との交差部	１人	―	土砂運搬時
	7 : ⑦　県道133ゆだ錦秋湖停車場線 （耳取工事用道路）	県道と耳取工事用道路との交差部	１人	―	仮置き土砂 土砂運搬時
	8 : ⑧　町道330大石停車場鉱山線 （耳取工事用道路）	耳取工事用道路と町道との交差部	１人	―	仮置き土砂 土砂運搬時
	9 : ⑨　町道330大石停車場鉱山線 （耳取工事用道路）	みどり橋付近と町道との交差部	１人	―	仮置き土砂 土砂運搬時
	10 : ⑩　町道331丸子峠線 （耳取工事用道路）	南本内ヤード入口	１人	―	仮置き土砂 土砂運搬時
	11 : ⑪　町道223小繋沢湯田線 （川尻本線外盛土場進入路）	町道交差部	１人	－	土砂運搬時
	13 : ⑭町道越中畑線 （越中畑本線外盛土場進入路）	町道交差点	１人	－	土砂運搬時
	14 : ⑮町道越中畑２号線 （越中畑本線外盛土場進入路）	町道交差点	１人	－	土砂運搬時
	15 : ⑮町道越中畑２号線 （越中畑本線外盛土場進入路）	町道交差点	１人	－	土砂運搬時
	16 : ⑯町道越中畑線 （越中畑本線外盛土場進入路）	町道交差点	１人	－	土砂運搬時
	17 : ⑰町道野々宿越中畑線 （越中畑本線外盛土場進入路）	越中畑本線外盛土場入口	１人	－	土砂運搬時

なお、受注者の責によらず交通保安要員の配置場所及び配置時間が大幅に変更となった場合、又は協議等により配置する保安要員の種別及び配置人数が変更となった場合、これらに要する費用について監督員と受注者とで協議し定めるものとする。

２８－１１－２　交通保安要員計画について

受注者は、業務を遂行するに十分な能力を有する交通保安要員を配置するものとし、あらかじめ氏名、経歴及び有資格情報等を記載した名簿を作成し、監督員に提出するものとする。なお、交通保安要員を変更または追加した場合は、速やかに名簿を作成し、監督員に提出するものとする。

２８－１１－３　交通保安要員実施報告書の提出時期について

共通仕様書１９－４－３「交通保安要員計画」に規定する交通保安要員実施計画書は月ごとに作成し、翌月上旬までに提出するものとする。

２８－１２　基礎地盤改良工

（１）　定義

基礎地盤改良工とは、設計図書及び監督員の指示に従って和賀仙人トンネル坑門部において脆弱な現地盤の支持力確保を目的に設計図書及び監督員の指示に従って行う地盤改良工をいう。

（２）　種別

基礎地盤改良工の種別は、下記のとおりとする。

単価表の項目	区分内容	摘要
基礎地盤改良工 中層混合処理	和賀仙人トンネル坑門工において地盤改良するもの	目標強度 （1000kN/m2）
基礎地盤改良工 改良材	中層混合処理に用いる改良材はセメント系改良材をいう	バラ

（３）　配合及び試験施工

中層混合処理に用いる材料の現場配合（暫定）は下記のとおりとする。

単価表の項目	設計基準強度 quck（kN/㎡）	固化材	標準添加量 （kg/㎥）
基礎地盤改良工 中層混合処理	３７０	セメント系改良材 （一般軟弱土用）	６５

現場配合は和賀仙人トンネル坑口施工位置の現地盤より試料を採取し土質試験を実施した後、配合試験を行い監督員の承諾を得るものとする。

なお、土質試験及び配合試験に要する費用は関連する単価項目に含むものとし、別途支払いは行わないものとする。

（４）　施工

基礎地盤改良工の施工は、バックホータイプベースマシンの先端に取り付けた撹拌翼により、スラリー状の固化材を注入しながら固化材と原位置土を強制的に撹拌混合し、安定した改良体を形成するものとする。

（５）　数量の検測

中層混合処理の数量の検測は、設計数量（㎥）で行うものとする。

改良材の数量の検測は、配合試験により得られた改良材の設計数量（ｔ）で行うものとする。

（６） 支払

中層混合処理工の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、１㎥当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う配合試験、改良材の撹拌混合等中層混合処理工の施工に要する労力、機械器具等本工事を完成させるために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

改良材の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、１ｔ当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には改良材の材料等本工事を完成させるために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

	単価表の項目	検測の単位
特ー（１）	基礎地盤改良工	
	中層混合処理	㎥
	改良材	ｔ

２８－１３　沈砂池工

（１） 定義

沈砂池工とは、岩沢本線外仮置場において、濁水、泥水等が場外への直接流出を防ぐ目的で沈砂池を設置することをいう。

（２） 種別

沈砂池工の単価項目の種別は、下記のとおりとする。

単価表の項目	区分内容
沈砂池工	1)施工基面から沈砂池底面までの掘削 2)岩沢本線外仮置場路体部への敷均し、締固め、整形 3)掘削のり面部及び底面部の整形及びコンクリートシール工（t=10㎝）の施工

（３） 施工

沈砂池工は､岩沢本線外仮置場の施工に先立ち設置し､岩沢本線外仮置場施工中の濁水、泥水流失防止を兼ねるものとする。また、沈砂池のり面部及び底部に敷設するコンクリートシール工（t=10㎝）の施工は、隙間、不陸による地山の抜出し等が起こらないよう入念な施工を行うものとし、設計図書及び監督員の指示に従って行うものとする。

（４） 維持管理

沈砂池の維持管理は、月に１回程度の頻度で堆砂の掘削を行い岩沢本線外仮置場に運搬するものとする。

（５） 数量の検測

沈砂池工の数量の検測は、設計数量（箇所）で行うものとする。

（６） 支払

沈砂池工の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、１箇所当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う沈砂池底面までの掘削、コンクリートシール工（t=10㎝）の設置等に要する材料・労力・機械器

具等に加え工事期間中の沈砂池の維持管理等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

	単価表の項目	検測の単位
特－（２）	沈砂池工	
	沈砂池工	箇所

２８－１４　工事用道路整備工

（１）　定義

工事用道路整備工とは、設計図書及び監督員の指示に従って行う工事用道路に対する整備工をいう。

（２）　種別

単価表の項目	区分内容
工事用道路整備工 Ｐ（Ｐｏ－Ｂ）・φＤ	岩沢工事用道路の既設側溝内に高密度ポリエチレン管を設置し、砂（購入品（中古品））にて間詰めを行うもの
工事用道路整備工 Ａ１	岩沢工事用道路現道改良箇所に敷鉄板（１２１９×２４３８×２２）（購入品（中古品））を敷設するもの
工事用道路整備工 Ａ２	岩沢工事用道路現道改良箇所に敷鉄板（１５２４×３０４８×２２）（購入品（中古品））を敷設するもの

（３）　数量の検測

工事用道路整備工Ｐ（Ｐｏ－Ｂ）・φＤの数量の検測は、設計数量（ｍ）で行うものとし、工事用道路整備工Ａ１及び工事用道路整備工Ａ２の数量の検測は、設計数量（枚）で行うものとする。

（４）　支払

工事用道路整備工Ｐ（Ｐｏ－Ｂ）・φＤの支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、１ｍ当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う高密度ポリエチレン管の布設、砂の間詰め等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

工事用道路整備工Ａ１及び工事用道路整備工Ａ２の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、１枚当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う敷鉄板敷設の材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

	単価表の項目	検測の単位
特－（３）	工事用道路整備工	
	Ｐ（Ｐｏ－Ｂ）・φＤ	ｍ
	Ａ１	枚
	Ａ２	枚

２８－１５　土木シート工

（１）定義

土木シート工とは、盛土材と現況地盤を分離するため、岩沢本線外仮置場にて設計図書及び監督員の指示に従って、土木シートを設置することをいう。

（２）種別

土木シート工の単価項目の種別は、下記のとおりとする。

単価表の項目	内容
土木シート工 　土木シート工	ポリプロピレン系織布（引張強さ：９８０N/５㎝）の土木シートを設置するもの

（３）施工

受注者は、土木シートの施工にあたり品質規格を満足した材料を用いて敷設し、設計図書及び監督員の指示に従って設置しなければならない。

（４）数量の検測

土木シート工の数量の検測は、設計数量（㎡）で行うものとする。

（５）支払

土木シート工の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、１㎡当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う土木シート工の材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

	単価表の項目	検測の単位
特－（４）	土木シート工	
	土木シート工	㎡

２８－１６　擁壁工

（１）　定義

擁壁工とは、設計図書及び監督員の指示に従って本線のり尻部及び側道のり尻部にて場所打ち及び工場製プレキャスト製品を用いて施工する擁壁工をいう。

（２）　種別

単価表の項目	区分内容
擁壁工 　重力式擁壁　Ａ	本線のり尻部において補強土壁工　帯鋼補強土壁Ａに接続して重力式擁壁を施工するもの
擁壁工 　重力式擁壁　Ｂ	本線のり尻部において補強土壁工　帯鋼補強土壁Ｂに接続して重力式擁壁を施工するもの
擁壁工 　重力式擁壁　Ｃ	和賀仙人トンネル坑口部において補強土壁工　帯鋼補強土壁Ｅに接続して重力式擁壁を施工するもの
擁壁工 　プレキャストＬ型擁壁	岩沢工事用道路現道改良箇所において工場製コンクリートＬ型擁壁を施工するもの

（３） 材料及び施工

重力式擁壁に使用するコンクリートは、コンクリート施工管理要領を準拠するものとする。また、施工については、共通仕様書第８章「コンクリート構造物工」の関連項目を準拠するものとする。

プレキャストＬ型擁壁に使用する材料については､設計図書に示す規定を満たすもので、監督員の確認を得るものとする。また、施工については、設計図書及び監督員の指示によるものとする。

（４） 数量の検測

重力式擁壁及びプレキャストＬ型擁壁の数量の検測は、設計延長（ｍ）で行うものとする。

（５） 支払

重力式擁壁工の支払は前項の規定に従って検測された数量に対し、１ｍ当りの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う基礎材の施工、型わくの設置、コンクリート打設等重力式擁壁の施工に要する材料、労力、機械器具等本工事を完成させるために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

プレキャストＬ型擁壁の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、１ｍ当りの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う敷きモルタルの施工、プレキャストコンクリートＬ型擁壁の据付け等プレキャストＬ型擁壁の施工に要する材料、労力、機械器具等本工事を完成させるために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

	単価表の項目	検測の単位
特ー（５）	擁壁工	
	重力式擁壁　Ａ	ｍ
	重力式擁壁　Ｂ	ｍ
	重力式擁壁　Ｃ	ｍ
	プレキャストＬ型擁壁	ｍ

２８－１７　土押え工

（１） 定義

土押え工とは、設計図書及び監督員の指示に従って既設本線ボックス上の盛土のり尻部防護として施工される構造物をいう。

（２） 種別

単価表の項目	施工内容	摘要
土押え工 土押え工	・既設コンクリート面のチッピングの施工 ・あと施工アンカーの施工 ・鉄筋組立 ・型わく施工及びコンクリート打設 ・養生、脱型	ＳＴＡ３２＋４０付近 （北上西１０ボックス） ＳＴＡ３５＋２５付近 （北上西１１ボックス）

（３） 材料及び施工

土押え工に使用する材料については、設計図書に示す規定を満たすもので、監督員の承諾を得るものとする。また施工については、設計図書及び監督員の指示による他、共通仕様書第８章「コンクリート構造物工」の関連項目を準拠するものとする。

（４） 数量の検測

土押え工の数量の検測は、設計数量（箇所）で行うものとする。

（５） 支払

土押え工の支払は前項の規定に従って検測された数量に対し、１箇所当りの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う既設コンクリート面の清掃、チッピング、あと施工アンカー施工、鉄筋加工組立、型わくの設置、コンクリート打設等土押え工の施工に要する材料、労力、機械器具等本工事を完成させるために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

	単価表の項目	検測の単位
特ー（６）	土押え工	
	土押え工	箇所

２８－１８　トンネル補助工法

（１） 定義

トンネル補助工法とは、設計図書及び監督員の指示に従って行う、トンネル掘削における切羽の崩落及び先行緩みによる周辺地山の強度劣化の抑制を目的に、坑内・坑外における長尺鋼管及び中空鋼管ボルトの施工、注入材の注入、鏡吹付けコンクリートの施工を行うことをいう。

（２） 適用する諸基準

トンネル補助工法における適用すべき諸基準は、下記のとおりとする。

・山岳トンネル工法におけるウレタン注入の安全管理に関するガイドライン

（令和２年２月　東日本高速道路㈱他）

（３） 種別

トンネル補助工法の種別は、下記のとおりとする。

単価表の項目	区分内容	摘要
トンネル補助工法 長尺鋼管先受け工　打設工　Ａ	挿入管径 （φ１１４．３ｍｍ、Ｌ＝１８．５ｍ）	ＤⅢａ－２(Ｈ)－Ｋ
トンネル補助工法 長尺鋼管先受け工　打設工　Ｂ	挿入管径 （φ１１４．３ｍｍ、Ｌ＝１２．５ｍ）	ＤⅢａ－３(Ｈ)－Ｋ
トンネル補助工法 注入式フォアポーリング工　打設工　Ａ	挿入管径 （φ２７．２ｍｍ、Ｌ＝３．０ｍ）	ＤＩ－ｂ（Ｆ２）(Ｈ)－Ｂ１ ＤⅢａ－１(Ｈ)－Ｋ１

トンネル補助工法 長尺鋼管先受け工　注入工　A	－	ＤⅢａ－２(H)－K
トンネル補助工法 長尺鋼管先受け工　注入工　B	－	ＤⅢａ－３(H)－K
トンネル補助工法 注入式フォアポーリング工　注入工　A	－	ＤＩ－ｂ（Ｆ２）(H)－Ｂ１ ＤⅢａ－１(H)－Ｋ１

（４）　材料

１）長尺鋼管先受け工及び注入式フォアポーリング工に使用する主材料は、下記に示すもの又はこれと同等と監督員が認めたものを使用するものとする。

材料名	仕様		摘要
鋼管	外径×肉厚(mm)	φ114.3×6.0	
	規格	ＳＴＫ４００	一般構造用炭素鋼鋼管（JIS G 3444）
中空鋼管	外径	φ２７．２	
ボルト	規格	ＧＲＰボルト	ガラス繊維強化樹脂

２）長尺鋼管先受け工及び注入式フォアポーリング工に使用する注入材の標準配合は次のとおりとし、監督員が配合の変更を必要と認めた場合、その費用については監督員と受注者で協議し定めるものとする。

注入材料名	配合					容量 (ℓ)
	超微粒子 セメント	減水材	硬化材	遅延材	水	
セメント系 (急硬性混和材)	300ｋｇ	3ｋｇ	200ｋｇ	6ｋｇ	残り	1,000

（５）　施工

１）長尺鋼管先受け工及び注入式フォアポーリング工の施工及び管理は、設計図書及び監督員の指示によるものとする。

２）長尺鋼管先受け工及び注入式フォアポーリング工の施工にあたっては、自動記録装置により注入量及び注入圧力等を管理し、施工完了後、速やかに監督員に報告するものとする。

単価表の項目	注入工法	注入管理基準		
トンネル補助工法 長尺鋼管先受け工　注入工　A 長尺鋼管先受け工　注入工　B 注入式フォアポーリング工　注入工　A	１．５ ショット	奇数管	初期圧＋２．５Ｍｐａ	設定注入量
		偶数管	最大注入量 （初期圧＋０．５Ｍｐａ～２．５Ｍｐａ）	設定注入量の２倍

注入工の施工は、上記のとおりとし、この基準によりがたい場合は、別途監督員と協議するものとする。

（６）　数量の検測

長尺鋼管先受け工　打設工Ａ、Ｂ及び注入式フォアポーリング工　打設工Ａの数量の検測は、その種別ごとの設計数量（本）で行うものとする。

長尺鋼管先受け工　注入工Ａ、Ｂ及び注入式フォアポーリング工　注入工Ａの数量の検測は、その種別ごとの設計数量（Ｌ）で行うものとする。

（７）　支払

長尺鋼管先受け工　打設工Ａ及び注入式フォアポーリング工　打設工Ａの支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し１本当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う材料運搬、製作、削孔、特殊鋼管挿入等長尺鋼管先受け工　打設工Ａ及び注入式フォアポーリング工　打設工Ａの施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

長尺鋼管先受け工　打設工Ｂの支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し１本当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う材料運搬、製作、削孔、特殊鋼管挿入等長尺鋼管先受け工　打設工　Ｂの施工（設計厚ｔ＝100ｍｍのうち、トンネル掘削の切羽における肌落ち災害防止対策の軽微な鏡吹付けｔ＝50ｍｍを除いた数量）に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

長尺鋼管先受け工　注入工Ａ、Ｂ及び注入式フォアポーリング工　注入工Ａの支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、１Ｌ当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う注入剤の注入等長尺鋼管先受け工　注入工Ａ、Ｂ及び注入式フォアポーリング工　注入工Ａの施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

	単価表の項目	検測の単位
特ー（７）	トンネル補助工法	
	長尺鋼管先受け工　打設工　Ａ	本
	長尺鋼管先受け工　打設工　Ｂ	本
	注入式フォアポーリング工　打設工　Ａ	本
	長尺鋼管先受け工　注入工　Ａ	Ｌ
	長尺鋼管先受け工　注入工　Ｂ	Ｌ
	注入式フォアポーリング工　注入工　Ａ	Ｌ

２８－１９　避難連絡坑接続アンカー工

（１）　定義

避難連絡坑接続アンカー工とは、設計図書及び監督員の指示に従ってＩ期線覆工コンクリートと避難連絡坑吹付けコンクリートの一体化を目的に施工されるアンカーをいう。

（２）　種別

単価表の項目	区分内容	摘要
避難連絡坑接続アンカー工 接続アンカー	Ｉ期線覆工コンクリートと避難連絡坑吹付けコンクリートの一体化を目的に施工されるアンカーをいう	ＳＤ３４５ Ｄ２５、Ｌ＝５００ｍｍ

（３）　数量の検測

避難連絡坑接続アンカー工の数量の検測は、設計数量（本）で行うものとする。

（４）　支払

避難連絡坑接続アンカー工の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、１本当りの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う既設構造物への削孔、モルタル注入、アンカー挿入等避難連絡坑接続アンカーの施工に要する材料、労力、機械器具等本工事を完成させるために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

	単価表の項目	検測の単位
特－（８）	避難連絡坑接続アンカー工 接続アンカー	本

２８－２０　転落防止柵工

（１）　定義

転落防止柵工とは、設計図書及び監督員の指示に従って、転落の危険性がある箇所に対し、ガードパイプ等の設置を行うことをいう。

（２）　種別

転落防止柵工の単価項目の種別は、下記のとおりとする。

単価表の項目	設置区分	支柱間隔
転落防止柵工 Ｇｐ－２－０．９Ｓ	油水分離ますDco（E1）-1.00-3.20-1.30（P）及びDco（E2）-1.00-3.20-1.30（P）の側壁に取り付けるもの	０．９ｍ＋３．４６ｍ＋０．９ｍ
転落防止柵工 Ｇｐ－２－１．６Ｓ	油水分離ますDco（B）-1.00-3.20-1.30（P）の側壁に取り付けるもの	１．６ｍ＋３．４６ｍ＋１．６ｍ

（３）　数量の検測

転落防止柵工の数量の検測は、設計数量（ｍ）で行うものとする。

（４）支払

転落防止柵工の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、１ｍ当たりの契約単

価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う、転落防止柵の組立、アンカー設置及び転落防止柵の設置等転落防止柵工の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

	単価表の項目	検測の単位
特ー（９）	転落防止柵工	
	Ｇｐ－２－０．９Ｓ	ｍ
	Ｇｐ－２－１．６Ｓ	ｍ

２８－２１　仮設防護柵工

（１）定義

仮設防護柵工とは、設計図書及び監督員の指示に従って、安全対策として仮設防護柵を設置するものをいう。

（２）種別

仮設防護柵工の単価項目の種別は、下記のとおりとする。

単価表の項目	区分内容	支柱間隔	図面表記	調達地域
仮設防護柵工 仮設防護柵	高速道路本線（Ｉ期線下り路肩側）及び岩沢工事用道路における、H鋼置き式基礎防護柵のビーム組立及び設置	２ｍ	仮設防護柵	湯沢ＩＣ 資機材置場 （湯沢市沖鶴字鶴館１２６）

（３）材料

仮設防護柵工に使用する材料は、本特記仕様書１７－１「貸与品」を使用するものとする。

また、受注者の責によらず、仮設防護柵に損傷が生じた場合は、これに要する費用について監督員と受注者とで協議して定めるものとする。

（４）施工

1）仮設防護柵のH鋼置き式基礎は、設計図書及び監督員の指示に従い配置するものとする。

2）設置後は、別途工事に引渡すことから存置するものとする。

（５）数量の検測

仮設防護柵工の数量の検測は、H鋼置き式基礎延長の設計数量(m)で行うものとする。

（６）支払

仮設防護柵工の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、１ｍ当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う、湯沢IC資機材置場での仮設防護柵工の積込み、施工場所での仮設防護柵の荷卸し、H鋼置き式基礎含むガードレールの組立、アンカー設置の施工等仮設防護柵工の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

	単価表の項目	検測の単位
特－（１０）	仮設防護柵工	
	仮設防護柵	m

２８－２２　撤去工

（１）　定義

撤去工とは、設計図書及び監督員の指示に従って、本工事に伴い支障となる構造物を撤去し、発生材仮置場まで運搬することをいう。

（２）　撤去工の種別

撤去工の種別は、下記のとおりとする。

単価表の項目	区分内容	設計図書に示す記号
撤去工 ＰｕＬ・ａ・ｂ（Ｔ）	本線内及び本線外の既設用排水溝	Ｄｓ－ＰｕＬ－ａ－ｂ（Ｔ）
撤去工 ＰｕＬ（Ｓ１）・ａ・ｂ（Ｔ）	本線外の既設用排水溝	Ｄｓ－ＰｕＬ（Ｓ１）－ａ－ｂ（Ｔ）
撤去工 ＰｕＬ（Ｓ２）・ａ・ｂ（Ｔ）	本線内の既設用排水溝	Ｄｓ－ＰｕＬ（Ｓ２）－ａ－ｂ（Ｔ）
撤去工 Ｋ（３）ＰｕＬ・ａ・ｂ（Ｔ）	本線内の既設用排水溝	Ｄｓ－Ｋ（３）ＰｕＬ-ａ－ｂ（Ｔ）
撤去工 ＰＣＶ（１）・ａ（Ｔ）	本線内の既設用排水溝蓋	ＰＣＶ（１）－ａ（Ｔ）
撤去工 Ｄｖ－Ｐｕ・ａ・ｂ（Ｔ）	本線内の既設用排水溝	Ｄｖ－Ｐｕ－ａ－ｂ（Ｔ）
撤去工 Ｐ（Ｈ）・１・φＤ（Ｔ）	本線内の既設用排水管	Ｐ（Ｈ）－１－φＤ（Ｔ）
撤去工 グレーチングａ×ｂ×ｃ（Ｔ）	本線内及び本線外の既設集水ます蓋	グレーチング蓋ａ×ｂ×ｃ（Ｔ）
撤去工 縞鋼板蓋ａ×ｂ（Ｔ）	本線内の既設油水分離ます蓋	縞鋼板蓋ａ×ｂ（Ｔ）
撤去工 Ｇｃ－Ａ－Ｅ　（Ｔ）	本線内の既設車両用防護柵	Ｇｃ－Ａ－Ｅ　（Ｔ）
撤去工 Ｇｒ－Ａ－Ｅ（Ｔ）	本線内の既設車両用防護柵	Ｇｒ－Ａ－Ｅ（Ｔ）
撤去工 Ｇｒ－Ｃ－４Ｅ（Ｔ）	本線外の既設車両用防護柵	Ｇｒ－Ｃ－４Ｅ（Ｔ）
撤去工 立入防止柵Ａ（Ｔ）	本線内の既設立入防止柵	ＦＥＮＣＥ－Ａ（Ｔ）

撤去工 立入防止柵ＳＡ４（２）（Ｔ）	本線内の既設立入防止柵	ＦＥＮＣＥ－ＳＡ４（２）（Ｔ）
撤去工 防雪柵Ｂ（Ｔ）	本線内の既設防雪柵	防雪柵Ｂ（Ｔ）

（３） 施工

撤去工の施工は再利用することを前提に慎重な施工を行うこととし、また、用排水構造物標準設計図集、防護柵標準図集、交通安全施設及び交通管理施設標準図集を参考とすることとする。

また、撤去の際、防雪柵のコンクリート基礎については支柱切断後、取壊して処分場に運搬処分する。立入防止柵の杭基礎については支柱を基礎部より５ｃｍ程度で切断し、基礎部については土中に存置するものとする。

施工に先立ち監督員に撤去数量の確認を受けるものとする。

撤去したものについては岩沢本線外仮置場内発生材仮置場に運搬後、撤去構造物の調書を作成し監督員の確認を得るものとする。

（４） 数量の検測

撤去工の数量の検測は、それぞれ設計数量（ｍ又は枚）で行うものとする。

（５） 支払

撤去工の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、１ｍ又は１枚当りの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う既設構造物の撤去、積込み、運搬等撤去工の施工に要する材料、労力、機械器具等本工事を完成させるために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

	単価表の項目	検測の単位
特－（１１）	撤去工	
	ＰｕＬ・ａ・ｂ（Ｔ）	ｍ
	ＰｕＬ（Ｓ１）・ａ・ｂ（Ｔ）	ｍ
	ＰｕＬ（Ｓ２）・ａ・ｂ（Ｔ）	ｍ
	Ｋ（３）ＰｕＬ・ａ・ｂ（Ｔ）	ｍ
	ＰＣＶ（１）・ａ（Ｔ）	ｍ
	Ｄｖ－Ｐｕ・ａ・ｂ（Ｔ）	ｍ
	Ｐ（Ｈ）・１・φＤ（Ｔ）	ｍ
	グレーチングａ×ｂ×ｃ（Ｔ）	枚
	縞鋼板蓋ａ×ｂ（Ｔ）	枚
	Ｇｃ－Ａ－Ｅ（Ｔ）	ｍ
	Ｇｒ－Ａ－Ｅ（Ｔ）	ｍ
	Ｇｒ－Ｃ－４Ｅ（Ｔ）	ｍ
	立入防止柵Ａ（Ｔ）	ｍ
	立入防止柵ＳＡ４（２）（Ｔ）	ｍ
	防雪柵Ｂ（Ｔ）	ｍ

２８－２３　既設標識撤去工

（１）　定義

既設標識撤去工とは、設計図書及び監督員の指示に従ってＩ期線下り側路肩部にある規制・警戒標識及び道路付属施設案内標識の撤去をすることをいう。

（２）　種別

既設標識撤去工の種別は、下記のとおりとする。

単価表の項目	種類	規制・警戒及び案内内容	場所	規格 標識標準図集標識番号	面積（㎡）	摘要
既設標識撤去工 既設標識撤去	規制・警戒標識	対面通行	ＳＴＡ３３ +６０付近	単柱型式 Ｒ０３	２．３４	
			ＳＴＡ４３ +２０付近	単柱型式 Ｒ０６	０．３６	Con 基礎
			ＳＴＡ４２ +４０付近	片持型式	２．１９	Con 基礎
		この先 対面通行	ＳＴＡ４２ +８０付近	複柱型式	３．００	Con 基礎
		追突注意 車間距離を十分に	ＳＴＡ４５ +６０付近	複柱型式	３．３６	Con 基礎
		追越禁止	ＳＴＡ４３ +６０付近	単柱型式 Ｒ０１、 Ｇ１２３Ｃ	０．２８	Con 基礎
	道路付属施設案内標識	チェーン着脱所	ＳＴＡ３６ +００付近	単柱型式 Ａ２８	２．２５	
			ＳＴＡ３９ ＋８０付近	単柱型式 Ａ２８、 Ｇ１０５	２．０３	

（３）　施工

既設標識撤去工の施工は、Ｉ期線の走行車両に注意しⅡ期線施工ヤード側から行い、再利用することを前提に慎重な施工を行うこととし、撤去時期及び撤去方法等を記載した施工計画書を監督員に提出する。

また、撤去の際、コンクリート基礎については支柱切断後、土中から掘り起こし、取壊して再資源化施設へ運搬するものとし、杭基礎については支柱を基礎部より５ｃｍ程度で切断し、基礎部については土中に存置するものとする。なお、撤去した標識板及び支柱については岩沢本線外仮置場内発生材仮置場に運搬するものとする。

なお、交通管理者協議に基づき標識の撤去時期及び撤去方法の変更を監督員が指示した場合、受注者はその指示に従うものとし、これに要する費用については監督員と受注者とで協議し定めるものとする。

（４） 数量の検測

既設標識撤去工の数量の検測は、設計数量（箇所）で行うものとする。

（５） 支払

既設標識撤去工の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、１箇所当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う既設標識の基礎掘削、支柱切断、撤去、発生材仮置場への運搬等既設標識撤去工の施工に要する労力、機械器具等本工事を完成させるために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

	単価表の項目	検測の単位
特－（１２）	既設標識撤去工	
	既設標識撤去	箇所

２８－２４　標識設置工

（１） 定義

標識設置工とは、共通仕様書１６－３「標識工」、設計図書及び監督員の指示に従ってⅡ期線路肩部へ規制・警戒標識及び道路付属施設案内標識の設置をすることをいう。

（２） 種別

標識設置工の種別は、下記のとおりとする。

単価表の項目	種類	規制・警戒及び案内内容	場所	規格 標識標準図集標識番号	面積（㎡）
標識設置工 標識設置	規制・警戒標識	対面通行	ＳＴＡ３３ +６０付近	単柱型式 Ｒ０３	２．３４
			ＳＴＡ４３ +２０付近	単柱型式 Ｒ０６	０．３６
			ＳＴＡ４２ +４０付近	単柱型式 Ｒ０３	２．３４
		この先 対面通行	ＳＴＡ４２ +８０付近	複柱型式 Ｒ０７	３．００
		追突注意 車間距離を十分に	ＳＴＡ４５ +９０付近	複柱型式 Ｒ１２	３．３６
		追越禁止	ＳＴＡ４３ +６０付近	単柱型式 Ｒ０１、Ｇ１２３Ｃ	０．２８

標識設置工 標識設置	道路付属施設案内標識	チェーン着脱場	ＳＴＡ３６ +００付近	単柱型式 Ａ２８、Ｇ１０５	２．２５
			ＳＴＡ３９ ＋８０付近	単柱型式 Ａ２８、Ｇ１０５	２．０３

（３） 施工

標識設置工の施工は、共通仕様書１６－３「標識工」の関連項目によるものとし、設置時期及び設置方法等を記載した施工計画書を監督員に提出する。

なお、交通管理者協議に基づき標識の設置時期及び設置方法の変更を監督員が指示した場合、受注者はその指示に従うものとし、これに要する費用については監督員と受注者とで協議し定めるものとする。

（４） 数量の検測

標識設置工の数量の検測は、設計数量（箇所）で行うものとする。

（５） 支払

標識設置工の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、１箇所当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う標識の購入、標識板及び支柱の組立、設置等標識設置工の施工に要する労力、機械器具等本工事を完成させるために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

	単価表の項目	検測の単位
特－（１３）	標識設置工 標識設置	箇所

２８－２５　除雪工

（１） 定義

除雪工とは、設計図書及び監督員の指示に従って工事用車両通行帯の確保及びスリップ等の防止を目的に、設計図に示す範囲の除雪を行うことをいう。

（２） 種別

除雪工の単価表の項目の種別は、下記のとおりとする。

単価表の項目	区　分　内　容
除雪工 Ａ	バックホウ(0．45m3級)による除雪(1台体制、想定稼働時間2h/日)
除雪工 Ｂ	ホイールローダ(0．4m3級)による除雪(1台体制、想定稼働時間2h/日)
除雪工 Ｃ	機械除雪を補助するために行う人力除雪(1人体制、想定稼働時間2h/日)

（３） 施工

除雪工の施工は、工事用進入路等が積雪により工事用車両の通行帯の確保及びスリップ等の懸念がある場合に行うものとし、運転時間等を記録した報告書を監督員に提出するものとする。

（４） 数量の検測

除雪工の数量の検測は、監督員が認めた設計数量（台・ｈ）及び（人・ｈ）で行うものとする。

（５） 支払

除雪工の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、１台・ｈ又は１人・ｈ当りの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う除雪又は除雪補助等除雪工の施工に要する労力、機械器具等本工事を完成させるために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

	単価表の項目	検測の単位
特ー（１４）	除雪工	
	Ａ	台・ｈ
	Ｂ	台・ｈ
	Ｃ	人・ｈ

２８－２６　調査ボーリング工

（１） 定義

調査ボーリング工とは、設計図書及び監督員の指示に従ってトンネル掘削に先行し掘削土の重金属の含有を確認することを主たる目的とし、ボーリング機械により土質調査や地質状況の確認を行うためにコア採取を実施し､化学分析試験を実施するものをいう｡なお、調査ボーリング工については専門の試験機関に外注することを義務付けるものである。

（２） 種別

調査ボーリング工の単価表の項目の種別は、下記のとおりとする。

単価表の項目	区分内容	摘要
調査ボーリング工 先行ボーリング　Ａ	ＳＴＡ４８＋６５～ＳＴＡ８０＋６５	削孔角度：水平
調査ボーリング工 詳細分析試験	平成１４年環境省告示第１８号（制定：平成１５年３月６日、改正及び一部改正含む）及び、第１９号（制定：平成１５年３月６日、改正及び一部改正含む）に定める方法に準拠して実施する試験	先行ボーリング　Ａより採取した試料により試験を実施

（３） 作業内容

１）先行ボーリング　Ａの実施は、調査等共通仕様書３－５「調査ボーリング」の規定に従うものとする。

２）先行ボーリング　Ａの作業内容は、ロータリーパーカッション方式ワイヤーライン工法等により行うものとし、１施工当たり１００m程度の掘進を基本とする。

３）先行ボーリング　Ａの施工間隔は、詳細分析試験の実施に必要な期間を考慮し、工事工程に影響が生じないよう、掘進範囲を重複させながら施工するものとする。 なお、重複して掘進した範囲については、一方をノンコアボーリングとして取り扱うものとする。

（４）　ボーリング結果の整理

ボーリングの掘進中に得られる情報について、監督員から要求があった場合は速やかに提出できるよう記録、保管するものとする。オールコアボーリングのコアについては、ボーリング終了後速やかにコア箱に整理するものとする。

（５）　分析項目及び測定方法

詳細分析試験の試験項目は、下記のとおりとする。

分析項目	区分内容	測定方法
水素イオン（ｐＨ）	溶出量試験後の溶液の水素イオン濃度を調べるものをいう	JIS Z 8802 に定める方法
溶出液作成	溶出量試験を実施するための溶出液を作成するものをいう	環境省告示第１８号に定める方法
溶出量試験	先行ボーリングの試料を使用して次の溶出量試験を行うものをいう ・カドミウム ・六価クロム ・水銀 ・セレン ・鉛 ・ヒ素 ・フッ素 ・ホウ素	環境省告示第１９号に定める方法
含有量試験	先行ボーリングの試料を使用して次の含有量試験を行うものをいう ・カドミウム ・六価クロム ・水銀 ・セレン ・鉛 ・ヒ素 ・フッ素 ・ホウ素	環境省告示第１９号に定める方法
酸性化可能性試験	先行ボーリングの試料を使用して酸性化可能性試験を行うものをいう	JGS 0271に定める方法

（６）　試験試料の採取及び調製は次のとおりとする。

１）ボーリングコアによる試験試料の採取は、先行ボーリング１０ｍを１区間として２ｍ毎に２０ｃｍ程度のコアを採取したものを混合し１試料とする。

２）採取した試料は、酸化を防ぐために密封出来る容器もしくは袋に保存し、出来るだけ空気との接触を避けるようにするとともに即日試験機関へ搬送するものする。

３）採取は、構成地質に対し偏りが生じないようにするものとする。

４）採取した岩石は、試験に際し２ｍｍ以下に粉砕するものとする。

５）分析後、報告に要する期間は事前に監督員に報告するものとする。

（７）　試験結果の報告

分析終了後、速報版として分析結果を電子メール等で速やかに監督員に報告するものとする。

（８）　数量の検測

調査ボーリング工の数量の検測は、設計数量（ｍ又はシリーズ）で行うものとする。なお、１シリーズとは、各試験について全項目を１試料ずつ行うことをいう。

（９）　支払

１）先行ボーリング　Ａの支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、１ｍ当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う、先行ボーリングのための機械の運搬及び設置・撤去・掘進作業、コアサンプリング、試料の運搬、ボーリング解析等に要する材料・労力・機械器具等本作業を完成するために必要な費用で、諸経費を含む全ての費用を含むものとする。

２）詳細分析試験の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、１シリーズ当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う、詳細分析試験のための試料調製、分析、試験報告書の作成等に要する材料・労力・機械器具等本作業を完成するために必要な費用で、諸経費を含む全ての費用を含むものとする。

	単価表の項目	検測の単位
特ー（１５）	調査ボーリング工	
	先行ボーリング　Ａ	ｍ
	詳細分析試験	シリーズ

２８－２７　割掛対象表の項目に示す工事の内容

割掛対象表の項目に示す工事の内容は、共通仕様書第１章「表１－３　割掛対象表の項目に示す工事の内容」による他、下記のとおりとする。

［共通仮設費］

割掛対象表の項目名称	工事の内容
工事用機械運搬費 （トンネル工事分）	トンネル工事における質量20ｔ以上の建設機械の貨物自動車等による運搬及び運搬時の損料に要する費用をいう。

工事用機械分解組立費 （土工工事分）	土工工事における重建設機械の分解・組立・輸送及び運搬時の損料または賃料に要する費用をいう。
工事用機械分解組立費 （地盤改良工事分）	地盤改良工事における重建設機械の分解・組立・輸送及び運搬時の損料または賃料に要する費用をいう。
工事用機械分解組立費 （トンネル工事分）	トンネル工事における重建設機械の分解・組立・輸送及び運搬時の損料または賃料に要する費用をいう。
工事用機械分解組立費 （ベルトコンベア工事分）	トンネル工事のうち、連続ベルトコンベア施工における重建設機械の分解・組立・輸送及び運搬時の損料または賃料に要する費用をいう。
仮設防護柵運搬費	本線及び岩沢工事用道路で使用する仮設防護柵（貸与品）を湯沢ＩＣ資機材置場から現場までの運搬に要する費用をいう。
基準試験費Ｂ	トンネル施工管理要領に基づいて行う中流動繊維補強覆工コンクリートの配合決定するための基準試験に要する費用をいう。

［準備工事費］

割掛対象表の項目名称	工事の内容
工事用車両泥落し装置費（湯田ダム）	湯田ダム本線外盛土場に設置する泥落し装置（リース品）のリース費、設置・撤去費、運搬費に要する費用をいう。
工事用車両泥落し装置費（越中畑）	越中畑本線外盛土場に設置する泥落し装置（リース品）のリース費、設置・撤去費、運搬費に要する費用をいう。
工事用車両泥落し装置費（南本内）	南本内ヤードに設置する泥落し装置（リース品）のリース費、設置・撤去費、運搬費に要する費用をいう。

［仮設備工事費］

割掛対象表の項目名称	工事の内容
のり面用足場工費	切土補強土工Ｄ２２・Ｌ＝７．５ｍ、切土補強土工Ｄ２２・Ｌ＝８．０ｍ、切土補強土工Ｄ２２・Ｌ＝８．５ｍの施工に必要な足場工に要する費用をいう。
トンネル用足場工費	坑門工及び非常駐車帯妻壁部の施工に必要な足場工に要する費用をいう。
トンネル用支保工費	坑門工の拡幅断面から標準断面への施工時、所定の形状のコンクリート構造物に仕上げるための仮設の支保構造物に要する費用をいう。

ベルトコンベア据付解体費	ずり処理工に使用する連続ベルトコンベアの損料、据付解体及び坑内ずり運搬の補助労務に要する費用をいう。
ターンテーブル設備費	トンネル坑内にて使用するターンテーブル設備の設置、坑内移動、撤去及び損料に要する費用をいう。
インバート桟橋設備費	トンネルのインバート工の施工における仮桟橋に要する費用をいう。
汚濁水処理設備上屋費	汚濁水処理設備の上屋に要する費用をいう。

［雑工事費］

割掛対象表の項目名称	工事の内容
箱抜工費（避難連絡坑扉部）	避難連絡坑扉のための覆工コンクリートの箱抜に要する費用をいう。
防護扉費（避難坑）	トンネル爆破掘削施工時の衝撃を防止するために既設避難坑に設置する扉に要する費用及びトンネル爆破掘削の進捗に伴う移動、再設置に要する費用をいう。
防護扉費（避難連絡坑）Ａ	トンネル爆破掘削施工時の衝撃を防止するために人道用既設避難連絡坑に設置する扉に要する費用及びトンネル爆破掘削の進捗に伴う移動、再設置に要する費用をいう。
防護扉費（避難連絡坑）Ｂ	トンネル爆破掘削施工時の衝撃を防止するために車道用既設避難連絡坑に設置する扉に要する費用及びトンネル爆破掘削の終了に伴う撤去に要する費用をいう。
避難連絡坑取付部撤去・補強工	Ⅱ期線本坑の施工に伴い既設避難連絡坑取付部の補強並びにⅡ期線にて施工した支保工の撤去に要する費用をいう。
既設避難連絡坑内防護工Ａ	既設人道用避難連絡坑内側に設置する避難連絡坑爆破掘削時の防護工に要する費用及び移動、再設置に要する費用をいう。
既設避難連絡坑内防護工Ｂ	既設車道用避難連絡坑内側に設置する避難連絡坑爆破掘削時の防護工に要する費用及び避難連絡坑爆破掘削の終了に伴う撤去に要する費用をいう。
撤去工費 （避難連絡坑Ⅰ期線接続部）	拡幅された避難連絡坑の接続に伴いⅠ期線既設覆工部の撤去に要する費用をいう。
仮囲い工費	中央分離帯側に設置するトンネル仮設備の仮囲いを目的としたフェンスの設置及び撤去に要する費用をいう。

土砂防止柵費（盛土のり面用）	ＳＴＡ４３＋００～ＳＴＡ４５＋６０、和賀仙人トンネル東坑口付近及び岩沢本線外仮置場において高速道路本線（下り線）に土砂等の流出防止を目的とした柵の設置及び撤去に要する費用をいう。
土砂防止柵費（切土のり面用）	ＳＴＡ４５＋６０～ＳＴＡ４６＋６０において高速道路本線（下り線）に土砂等の流出防止を目的とした切土のり尻部の柵の設置及び撤去に要する費用をいう。
坑外ずり積替え場防護工費	坑外ずり積替え場においてトンネル坑内より搬出された掘削土の飛散防止を目的に親杭横矢板の材料費及び設置・撤去に要する費用をいう。
有料道路通行料金費	交通規制工及び仮設防護柵工の施工において必要となる北上西ＩＣ～湯田ＩＣ間（片道）の通行料金に要する費用をいう。

２９．補足事項

２９－１　設計図書の変更及び追加について

下記に示す事項については、現在関係機関等と協議中であり、関連する工事の設計内容を変更する可能性がある。受注者は監督員と緊密な連絡を取るとともに、監督員が指示した場合は速やかに その指示に従うものとし、これらに要する費用は監督員と受注者とで協議し定めるものとする。

（１）埋設物等に関する試掘工の追加。
（２）避難経路の安全確保及び運用に関する対応の追加。
（３）構造物裏込め工の使用材料規格の変更。
（４）避難坑及び避難連絡坑既設照明の撤去の追加。

２９－２　監督員詰所

受注者は、着工後直ちに監督員に設置場所の確認を得た上での30㎡程度の監督員詰所を設置するものとする。これに要する費用は、関連する契約単価に含むものとし、別途支払は行わないものとする。

２９－３　工事記録の作成及び提出について

（１）　共通仕様書１－５１－２「工事記録情報」に規定する工事記録作成要領は、令和６年７月版とする。
（２）受注者は、工事記録収集システムへデータ入力完了後、「工事記録情報　完了届（様式－１４）」をしゅん功届提出予定の２週間程度前までに監督員に提出し、その後入力データの照査を受け、監督員が発行する「工事記録情報　チェック結果票」にて照査の結果の通知を受けるものとする。
（３）工事記録収集システムに関する問合せは、東日本高速道路㈱東北支社に常駐する「保全情報管理員」とし、氏名等については別途監督員より通知する。

２９－４　緊急時の協力業務

（１）　工事関係者が、高速道路上等を道路交通法の道路維持作業用自動車の指定を受けた車両で走行中などに、交通事故等の緊急事態に遭遇又は落下物等を発見した場合は、自らの安全が確保でき、かつ可能な範囲で、下記に示す措置を行うものとする。

１）非常電話、無線などによる道路管制センターへの通報

２）発煙筒、旗、ラバーコーン等による後続車両等への注意喚起

３）負傷者の救助、援助及び落下物の車線からの排除

（２）本工事期間中に北上管理事務所管内の秋田自動車道において、災害等が発生した場合は、監督員の指示に従い災害復旧に協力するものとする。これに要する費用については、別途、監督員と受注者で協議するものとする。

２９－５　有料道路料金費に関する事項

有料道路料金費とは、ＥＴＣ（Electronic Toll Collection System）が整備されているインターチェンジ等をＥＴＣ無線通信により走行するために要する通行料金をいう。監督員が必要と認めて 有料道路通行区間の変更を指示した場合、受注者はその指示に従うものとし、これに要する費用については監督員と受注者とで協議し定めるものとする。また、通行料金体系が見直しとなった場合に発生する増加費用についても監督員と受注者とで協議し定めるものとする。

２９－６　ＩＣＴ土工の活用について

本工事は、国土交通省が推進する i-Construction に基づき、生産性向上を図るため、受注者から ＩＣＴ土工に関する提案ができる工事である。 受注者は、契約後、施工計画書の提出までに発注者へ提案・協議を行い、協議が整った場合にその施工を行うことができるものとする。 なお、その施工に伴う費用については、発注者と受注者で協議して定めるものとする。また、採用された技術提案がＩＣＴ土工に関する内容の場合、その内容は本工事の施工条件となるため、協議対象外とするものとする。

２９－７　遠隔立会

遠隔立会とは、遠隔立会実施要領（令和５年１０月 東日本高速道路株式会社）に基づき、共通仕様書「１－２ 用語の定義」に定める「確認」及び「１－３０ 検査及び立会い」に定める検査及び立会いについて、デジタル通信技術を活用し遠隔地からの確認、検査及び立会いの実施により、受注者及び発注者の工事等管理業務の効率化による生産性向上を図るものである。遠隔立会の実施有無、実施項目、費用等については、工事着手前に監督員と協議し定めるものとする。

２９－８　ウィークリースタンスの取組み

ウィークリースタンスの取組みとは、受発注者間における仕事の進め方として、一週間における受発注者間相互のルールや約束事、スタンスを目標として定め、計画的に業務を履行することにより、業務環境等を改善し、より一層魅力ある仕事、職場の創造に努めることを目的とした取組みであり、本工事において積極的に取組むこととする。

取組み内容は、契約締結後の打合せにおいて監督員と受注者との協議の上実施する取組み事項を定め、工事打合簿を作成し相互に確認するものとする。

あらかじめ定めた取組み事項を実施できない事象が生じた場合の取扱いについては、その都度監督員と受注者と協議の上定めるものとする。

【取組み事項】

①月曜日を依頼の期限日としない（マンデー・ノーピリオド）

②水曜日は定時の帰宅に心掛ける（ウェンズデー・ホーム）

③土・日曜に休暇が取れるように金曜日には依頼しない（フライデー・ノーリクエスト）

④昼休みや午後５時以降からの打合せをしない。（ランチタイム・オーバーファイブ・ノーミーティング）

⑤定時間際、定時後の依頼、打合せをしない（イブニング・ノーリクエスト）

⑥金曜日も定時の帰宅に心掛ける。

様式－1

年　　月　　日

監督員

殿

受注者 ○○株式会社
現場代理人 ○○　○○

間接工事費計画書の提出について

（工事名）　　秋田自動車道　和賀仙人トンネル東工事

標記工事について、特記仕様書「○．間接工事費の変更」に基づき下記のとおり提出します。

記

【間接工事費計画書】

費目		費用	内容	計上額（円）
共通仮設費	営繕費	借上費	現地事務所、試験室、労働者宿舎、倉庫、材料保管場所等の敷地借上げに要する地代及びこれらの建物を建築する代わりに貸しビル、マンション、民家等を長期借上げする場合に要する費用	
		宿泊費	労働者が旅館、ホテル等に宿泊する場合に要する費用	
		労働者輸送費	労働者をマイクロバス等で日々当該現場に送迎輸送（水上輸送を含む）をするために要する費用（運転手賃金、車両損料、燃料費等含む）	
	小計			
現場管理費	労務管理費	募集及び解散に要する費用	労働者の赴任手当、労働者の帰省旅費、労働者の帰省手当	
	賃金以外の食事、通勤等に要する費用		労働者の食事補助、交通費の支給	
	小計			
合計				

以　　上

様式－2

年　　月　　日

監督員

殿

受注者 ○○株式会社
現場代理人 ○○　○○

間接工事費増加費用の負担額に関する協議書

（工事名）　　秋田自動車道　和賀仙人トンネル東工事

標記工事について、特記仕様書「○．間接工事費の変更」に基づき下記のとおり協議します。

記

１．契約締結年月日　　年　　月　　日

２．契約番号　　○○○○○○○○○○○○○○○○○○

３．工　　期

１）当初工期	自）	年	月	日
	至）	年	月	日
２）変更工期	自）	年	月	日
	至）	年	月	日

４．協議額　　￥　　円
（増加費用に係る一般管理費等を含まない）

５．協議額内訳　　別添「変更間接工事費計画書」のとおり

以　　上

様式－2　別添

変更間接工事費計画書

（工事名）　秋田自動車道　和賀仙人トンネル東工事

（円）

費目		費用	内容	当初計上額	変更計上額	差額
共通仮設費	営繕費	借上費	現場事務所、試験室、労働者宿舎、倉庫、材料保管場所等の敷地借上げに要する地代及びこれらの建物を建築する代わりに貸しビル、マンション、民家等を長期借上げする場合に要する費用			
		宿泊費	労働者が旅館、ホテル等に宿泊する場合に要する費用			
		労働者輸送費	労働者をマイクロバス等で日々当該現場に送迎輸送（水上輸送を含む）をするために要する費用（運転手賃金、車両損料、燃料費等含む）			
	小計					
現場管理費	労務管理費	募集及び解散に要する費用	労働者の赴任手当、労働者の帰省旅費、労働者の帰省手当			
	賃金以外の食事、通勤等に要する費用		労働者の食事補助、交通費の支給			
	小計					
合計						

※実績変更対象費にて実際に支払った全ての証明書類（領収書、領収書の出ないものは金額の適切性を証明する金額計算書など）を合わせて提出すること。

様式－3

年　　月　　日

監督員

殿

受注者 ○○株式会社
現場代理人 ○○　○○

間接工事費増加費用の負担額同意書

（工事名）　　秋田自動車道　和賀仙人トンネル東工事

年　　月　　日付けで協議のありました間接工事費増加費用の負担額については同意します。

以　　上

様式－4

年　　月　　日

監督員

殿

受注者 ○○株式会社
現場代理人 ○○　○○

材料調達変更計画書の提出について

（工事名）　　秋田自動車道　和賀仙人トンネル東工事

標記工事について、工法変更指示書Ｎｏ．○○○に基づき、提出いたします。

記

（添付）
・材料調達変更計画書

以　　上

様式－4　別添

材料調達変更計画書

（工事名）　　秋田自動車道　和賀仙人トンネル東工事

材料名	規格	当初契約時の調達地域等	変更後の調達地域等	変更理由等	備考
骨材					
土砂					

※実際に支払った全ての証明書類（領収書、領収書の出ないものは金額の適切性を証明する金額計算書など）を合わせて提出すること。

様式－5

年　　月　　日

監督員

殿

受注者 ○○株式会社
現場代理人 ○○　○○

材料調達実績報告書の提出について

（工事名）　秋田自動車道　和賀仙人トンネル東工事

標記工事において、以下のとおり材料調達の実績について報告いたします。

記

対象単価項目	調達 予定数量	購入伝票等 No.	調達年月日	調達数量	調達単価	資材調達金額	輸送金額
(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)
						(5)×(6)	

※購入伝票等は、別添のとおりとする。

以　　上

様式－6

カーボンニュートラル施工計画書

工事名	秋田自動車道　和賀仙人トンネル東工事
受注者名	
提案項目	例）バイオ燃料対応機械の活用

１．提案内容

例）●●の施工に使用する○○（機械名等）にバイオ燃料対応機械を活用する

２．取り組みにより削減される概算CO2排出量(t)

例）バイオ燃料対応機械は通常建設機械に比して燃費■■L/hの削減が見込まれる。（根拠はパンフレットを参照）

バイオ燃料対応機械の当該現場での総稼働時間数は▲▲hである。

削減されるCO2排出量(t)＝■■L/h×▲▲h×単位発熱量(GJ/kL)×CO2排出係数(t/GJ)

＝★★t

※提案項目毎に概算CO2排出量の根拠（パンフレット等）を添付又は記載した本施工計画書を作成し、監督員宛に提出すること。

※「取り組みにより削減される概算CO2排出量(t)」は、契約上、受注者を拘束するものではない。

（注）Kcube2による提出とする。

様式－7

年　　月　　日

監督員

殿

受注者 ○○株式会社
現場代理人 ○○　○○

取得報告書

（工事名）　　秋田自動車道　和賀仙人トンネル東工事

標記について、下記のとおり現場閉所の実績を報告します。

項目	内容	週数	備考
対象期間	年　　月　　日 ～　　年　　月　　日 着工日　　～　　工事完成日		
	対象期間のうち、1週間として7日間を確保できた週数	週間	
現場閉所日	現場閉所を2日/7日以上確保できた週数	週間	
現場閉所率	対象期間の全ての週において、現場閉所が2日/7日以上確保できているか	達成・ 未達成	

※監督員が閉所日を確認できる資料を求めた際には、受注者はこれに応じるものとする。
※1週間の定義は「工期開始日の曜日始まり」を基本とする。
※工期のうち、1週間が7日間に満たない場合は除くものとする。

様式－8

工事費構成内訳書

（工事名）　秋田自動車道　和賀仙人トンネル東工事

工種・種別・細別	単位	数量	金額	摘要
直接工事費	式	1	0	
うち材料費	式	1	0	
うち労務費	式	1	0	
共通仮設費（積上計上及び率計上の計）	式	1	0	
現場管理費	式	1	0	
うち法定福利費の事業主負担額	式	1	0	
うち建退共制度の掛金	式	1	0	
一般管理費等	式	1	0	
工事原価のうち安全衛生経費	式	1	0	

※土木工事の場合は、「単価表の合計金額」から、共通仮設費(積上計上)を除いた金額とすること。

様式－9

年　　月　　日

東北支社　　横手工事事務所

工　　程　　表

（工事名）　秋田自動車道　和賀仙人トンネル東工事

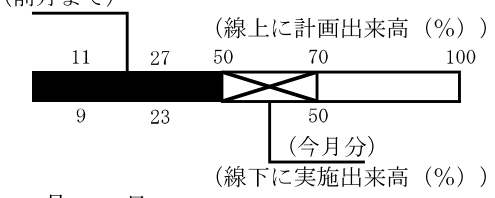

受注者 ○○株式会社

工事区間

自）○○県○○市○○（STA ○○＋○○）or（○○KP）

至）○○県○○市○○（STA ○○＋○○）or（○○KP）

工期

自）　　年　　月　　日

至）　　年　　月　　日　（○○○日）

項目	数量	単位	○○年度												○○年度												○○年度					摘要
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	
			2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	
準備工	1	式																														100%
○○工	○○○	m²																														90%
○○工	○○○	m²																														80%
○○工	○○○	m²																														70%
○○工	○○○	m²																														60%
○○工	○○○	m²																														50%
○○工	○○○	m²																														40%
○○工	○○○	m²																														30%
雑工	1	式																														20%
後片付け	1	式																														10%
																																0%
全体																																

様式－10

令和　　年　　月分工事履行報告

（工事名）　秋田自動車道　和賀仙人トンネル東工事
受　　注　　者 ○○株式会社
現 場 代 理 人 ○○　○○
契　約　金　額

工期　自）　　年　　月　　日
至）　　年　　月　　日
（○○○日間）

項目	設計数量	契約金額	換算率（%）	累計出来高（%）	前月出来高（%）	今月出来高（%）	摘要
準備工							
○○工							
○○工							
○○工							
○○工							
雑工							
後片づけ							
全体							

様式－11

年　　月　　日

残存物件調書

１．工事名　　秋田自動車道　和賀仙人トンネル東工事

２．工事等場所

３．引渡年月日

４．発生原因

５．品名及び数量

品名	材質（規格等）	概算数量 （本・kg・m）	摘要
合計			

以上のとおり残存物件が発生したので調書を提出します。

監督員

殿

受注者 ○○株式会社

現場代理人 ○○　○○

１．原因別に一葉づつ作成する。

２．写真を添付する

３.K-cube2による提出とする。

様式－12

年　　月　　日

○○リサイクルセンター○○工場
管理責任者　○○　○○　殿

会社名 ○○株式会社
現場代理人 ○○　○○

再生資材供給可能量の照会について

本工事では再生資源の利用促進のため再生資材の利用を予定しております。
つきましては、円滑な使用計画に基づき施工を行いたいので下記のとおり供給可能量の情報提供をお願い致します。

記

１．工事名：　秋田自動車道　和賀仙人トンネル東工事

２．工期：　　年　　月　　日 ～　　年　　月　　日

３．発注者：　東日本高速道路㈱ 東北支社　横手工事事務所

４．再生資材の種類及び予定数量等

再生資材の種類	摘要指針等	予定使用量（m³）	使用予定月

５．情報の提供時期
別紙様式により上記使用予定月の一ケ月前までに供給可能量をFAXで情報提供をお願いします。

６．情報提供先及び連絡先
会社名：
TEL:
FAX：
担当：

以　　上

（別記様式）

宛先：○○建設株式会社

○○リサイクルセンター　○○工場
担当者：○○　○○

再生資材の供給可能量の情報提供について（○月○日現在）

材料名	原材料	適用指針等	供給可能量（m^3）	単位
再生クラッシャーラン	コンクリート塊			m^3
	アスファルト塊			
	その他			
再生密粒度アスファルト混合物１３Ｆ		舗装再生便覧による		

添付資料　　品質証明書

様式－13

監督員

殿

受注者 ○○株式会社
現場代理人 ○○　○○

再生資材供給可能量報告書

工事名　秋田自動車道　和賀仙人トンネル東工事

使用時期	利用用途	使用数量（m^3）	再資源化施設供給可能数量			備考
			○○社	××社	△△社	
○○年○月	STA○○+○○ 構造物基礎材	80	60	－	×	

×：要求される品質が確保されない場合
－：供給不可の場合

様式－14

年　　月　　日

監督員

殿

受注者 ○○株式会社
現場代理人 ○○　○○

工事記録情報　完了届

下記の工事件名について工事記録情報の作成が完了致しましたので提出致します。

発注者名	東日本高速道路㈱　東北支社
工事件名	秋田自動車道　和賀仙人トンネル東工事

No.	工種名	工事情報（テーブル名）	数量

※発注時より工事内容に変更が生じる場合は、変更特記仕様書や変更数量表を添付する。

別添―１

秋田自動車道　和賀仙人トンネル東工事　三者協議会協定書(案)
（工事の品質確保を推進する設計施工協同連絡会議）

秋田自動車道　和賀仙人トンネル東工事（以下「当該工事」という。）の施工にあたり、東日本高速道路㈱東北支社横手工事事務所長（以下「発注者」という。）と○○建設㈱（以下「施工者」という。）及び○○コンサルタント（以下「設計者」という。）は、次のとおり当該工事の品質確保を推進する設計施工協同連絡会議（以下「三者協議会」という。）を実施するため三者協議会協定書（以下「協定書」という。）を以下のとおり締結する。

（総　則）

第１条　発注者、施工者及び設計者は、当該工事の設計の理念及び意図に関わる理解を深め工事の品質をより向上させ、適切な工事目的物の完成に資するよう協同して技術情報の確認及び交換に努めるものとする。

（構　成）

第２条　三者協議会は、発注者、施工者及び設計者により構成するものとし、以下の構成員により行うことを基本として各々が構成員を定め、発注者が取りまとめの上、各者に通知するものとする。

１）発注者

発注者、当該工事の監督員、主任補助監督員及び補助監督員を主体とする関係者

２）施工者

当該工事の現場代理人、監理（主任）技術者及び担当技術者を主体とする関係者

３）設計者

当該工事に係る設計を担当した管理技術者及び担当技術者を主体とする関係者、ただし、設計を担当した者の参加が困難な場合は、当該設計を説明できる者

（三者協議会の開催）

第３条　三者協議会は、下記の場合に発注者が必要の都度開催するものとし、開催に係る調整及び事務を行う事務局を東日本高速道路㈱横手工事事務所に置き北上西和賀工事区を連絡窓口とする。

また、施工者及び設計者は、発注者からの開催に係る調整に積極的に協力するものとし、予め、それぞれ連絡先を事務局に届け出るものとする。

１）工事着手前に当該工事の設計の理念及び意図を確認する場合

２）施工途中において予期し得ない現地状況の変更等により設計の変更の判断を要する場合

３）第４条第１項に示す三者協議会の確認事項等に関わる疑問や施工改善提案等について、施工者若しくは設計者から発注者に申出があり、発注者が開催を必要と認めた場合

２　発注者は、三者協議会の開催に先立ち、施工者及び設計者に対し、開催日、開催場所を通知するものとする。

（三者協議会の確認事項等）

第４条　三者協議会における当該工事の設計に関する技術情報の確認及び交換は、以下の事項について行うものとする。

１）和賀仙人トンネルにおける詳細設計に関する事項

２）土工部における排水系統に関する事項

２　施工者若しくは設計者は、三者協議会における質問事項等が予め明らかな場合は、事前に質問事項等をまとめた上で発注者に三者協議会開催日の１０日前までに提出し、三者協議会の確認事項等としての了解を得るものとする。

３　発注者は、前項により、施工者若しくは設計者に了解した質問事項等について、施工者若しくは設計者にその旨を三者協議会開催日の７日前までに通知するものとする。

（三者協議会の費用負担）

第５条　三者協議会の開催に要する費用のうち、発注者の要請により三者協議会に出席した設計者が要する費用及び会議運営に要する費用は、発注者が負担するものとし、それ以外の発注者及び施工者が要する費用については、それぞれ発注者及び施工者が負担するものとする。

２　発注者は、三者協議会の開催の都度、設計者に、設計者の三者協議会の出席に要する費用について、内訳構成が判る見積書の提出を要請するものとする。

３　設計者は、三者協議会の出席要請を受けた都度、必要となる準備資料費、人件費、交通費及び一般管理費等の諸経費の費用に係る内訳構成が判る見積書を発注者に提出するものとする。

４　発注者は、設計者から提出を受けた見積書の内訳及び設計者の三者協議会の出席状況を確認した上で、設計者からの支払請求に基づき、設計者の三者協議会の出席に要する費用について支払請求から３０日以内に支払うものとする。

（三者協議会の成果の取扱い）

第６条　三者協議会の開催による技術情報の確認若しくは交換の有無に拘わらず、工事成果に関わる責任は、発注者と施工者が締結している工事請負契約の各条項に拠るものとする。

２　施工途中における予期し得ない現地状況の変更等により、原設計の変更の必要性を検討する場合に開催する三者協議会において、設計者が求められた技術的所見の責任は、設計者が知りうる条件の範囲に限って設計者が負うものとする。

なお、この場合における設計変更の実施の判断は、発注者が行うものとする。

３　原設計における瑕疵が明らかになった場合は、原設計に関わる請負契約書の各条項に拠り対処するものとする。

４　設計を再考する必要等、新たな対応を要することが生じた場合は、別途、発注者、施工者及び設計者の３者で協議して対処するものとする。

（設計変更の対応）

第７条　当該工事の施工途中において予期し得ない現地状況の変更等により設計の変更が必要な場合には、発注者は、設計者にその変更設計業務の実施を申し込む場合がある。

２　前項により設計者が、設計業務を実施する場合は、別途、発注者と契約を締結するものとする。

（協定書の有効期限）

第８条　本協定書の有効期限は、当該工事の工期末までとする。

（請負契約書条項との優先順位）

第９条　本協定書の各条項と東日本高速道路㈱と施工者が締結した工事請負契約書（以下「工事請負契約書」という。）または東日本高速道路㈱と設計者が締結した調査等請負契約書

（以下「調査等請負契約書」という。）の各条項において相違がある場合には、工事請負契約書または調査等請負契約書の各条項が優先するものとする。

（その他）

第10条　この協定書に定めのない事項については、別途、発注者、施工者及び設計者の３者で協議して定めるものとする。

本協定の証として本書３通を作成し、当事者記名押印の上、各自１通を保有する。

令和00年00月00日

発注者

施工者

設計者